

旭川市立地適正化計画

(案)

平成 30 年 (2018 年) 1 月

旭 川 市

【 目 次 】

1	旭川市立地適正化計画の策定について	1
1-1	立地適正化計画制度の概要	1
1-2	計画策定の背景と目的	3
1-3	計画の位置付け	5
1-4	対象区域	6
1-5	目標期間	6
2	本市の現況と将来動向	7
2-1	人口	7
2-2	土地利用	13
2-3	都市機能	18
2-4	都市交通	21
2-5	その他	24
3	現況整理と今後のまちづくりの課題	29
3-1	現況と将来動向の整理	29
3-2	今後のまちづくりにおける問題点	31
3-3	コンパクトなまちづくりに向けた課題	32
4	立地適正化に向けた基本方針	33
4-1	目指す都市像	33
4-2	都市機能や居住の立地適正化に向けた基本方針	33
4-3	旭川圏都市計画の広域連携	52
5	誘導区域及び誘導施設等の設定	53
5-1	都市機能誘導区域の設定	53
5-2	居住誘導区域の設定	55
5-3	誘導施設の設定	58
6	誘導施策と届出	61
6-1	都市機能の誘導に向けた主な施策	61
6-2	居住の誘導に向けた主な施策	62
6-3	都市機能や居住の誘導に関する届出	63
7	計画の実現に向けて	65
7-1	取組の目標（指標と目標値）の設定	65
7-2	計画の進捗管理	66
資料編		67

1 旭川市立地適正化計画の策定について

1-1. 立地適正化計画制度の概要

[1] 立地適正化計画制度創設の背景

都市における今後のまちづくりにおいては、急激な人口減少や少子高齢化など様々な社会経済環境の変化に対応することが大きな課題となっており、財政面において持続可能な都市運営を確立しつつ、高齢者や子育て世代など誰もが安心して健康で快適な生活を送ることができる環境を提供することが求められています。

また、医療・福祉施設、商業施設や居住地等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれら生活利便施設等にアクセスできる環境を維持するには、都市全体の構造を見直し、行政と住民や民間事業者が一体となってまちづくりに取り組んでいくことが必要であり、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを具体的に進めることが求められています。

このような中、平成26年5月の都市再生特別措置法改正により、立地適正化計画制度が創設されました。（平成26年8月1日施行）立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用計画に加え、居住及び都市機能の誘導に向けた取組を推進するために、各市町村が居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定めることができる計画となっています。

【立地適正化計画の意義と役割】

- ・都市全体を見渡したマスタープラン
- ・都市計画と公共交通の一体化
- ・都市計画と民間施設誘導の融合
- ・市町村の主体性と都道府県の広域調整
- ・市街地空洞化防止のための選択肢
- ・時間軸を持ったアクションプラン
- ・まちづくりへの公的不動産の活用

[「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方]

人口減少・少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要であるという考え方。

[2] 立地適正化計画で定める内容

立地適正化計画では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを具体的に進めるため、各市町村が居住や都市機能を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定めます。

【立地適正化計画に記載する内容】

- ・ 計画の区域（都市計画区域）
- ・ 基本的な方針（立地適正化の目的）
- ・ 都市機能誘導区域，居住誘導区域，誘導施設，誘導施設と居住を誘導する施策
- ・ 目標値，評価方法，その他必要に応じて定める事項

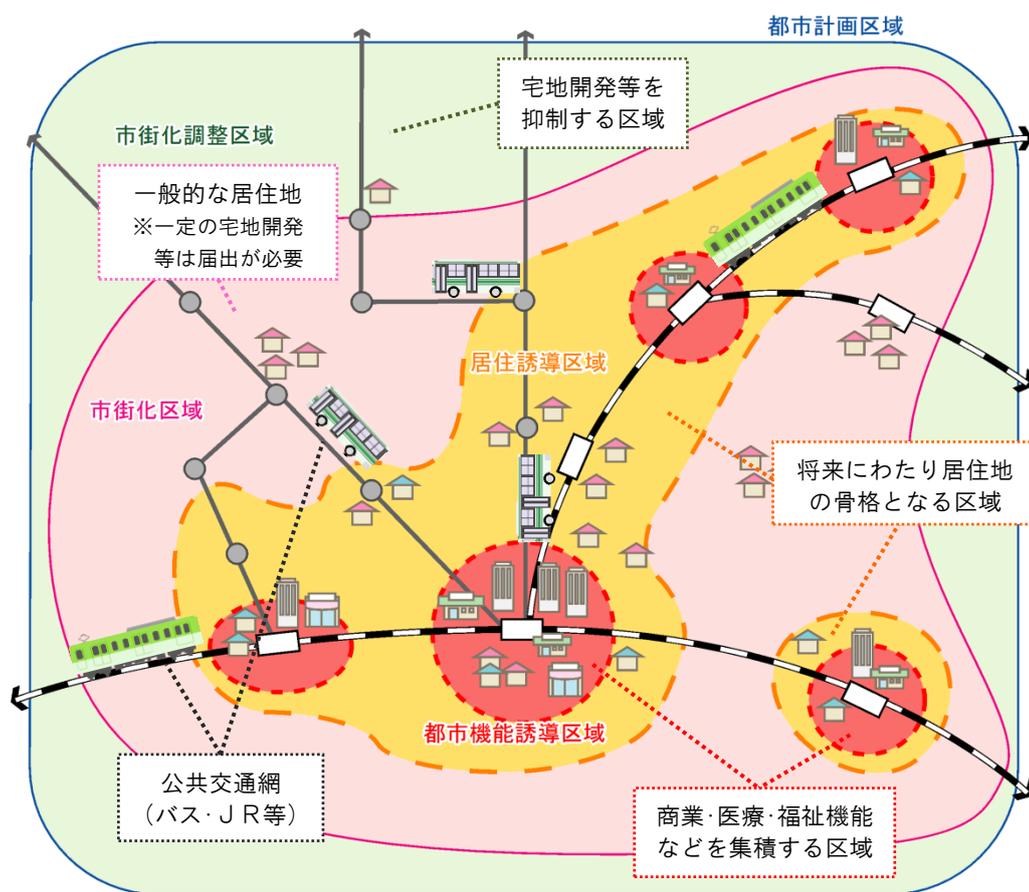


図 立地適正化計画の区域イメージ

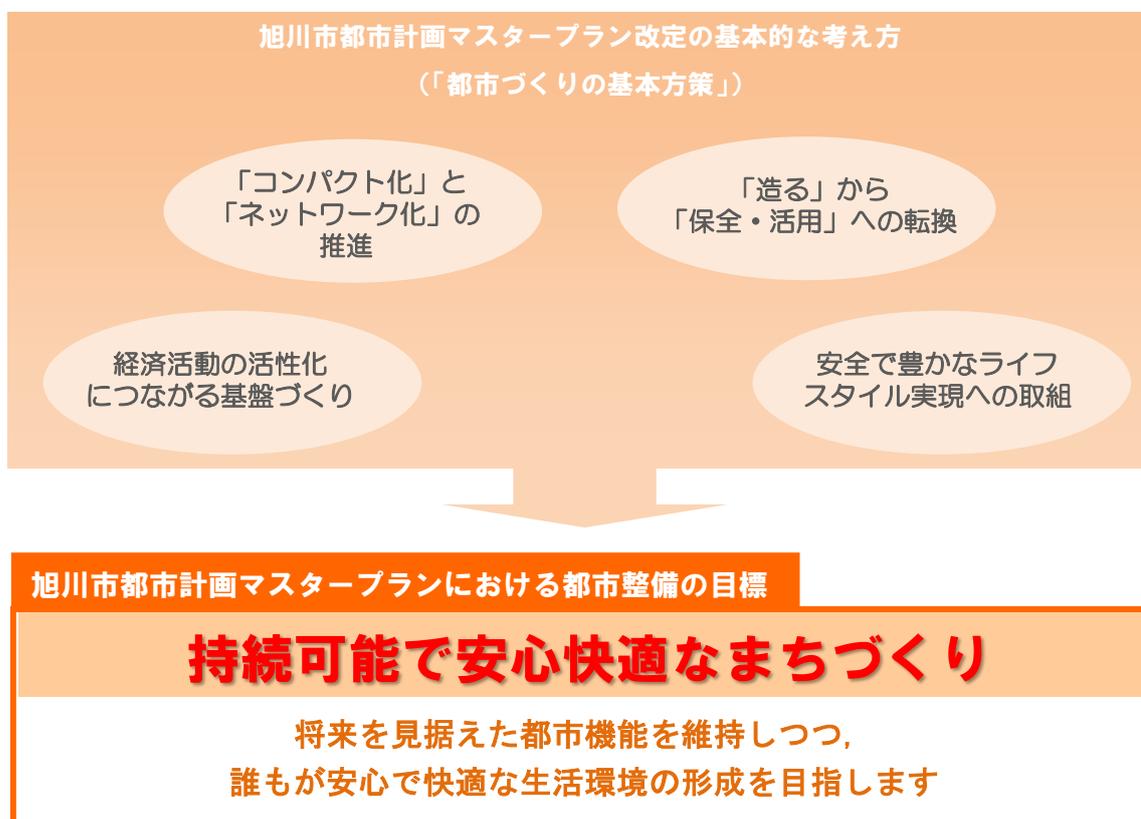
1-2. 計画策定の背景と目的

[1] 計画策定の背景

本市は、2環状8放射道路を骨格として効率的でまとまりのある市街地を形成してきましたが、今後急速に人口減少や少子高齢化が進むと見込まれており、地域コミュニティの衰退、経済活動の低下、財政状況の悪化など、都市の活力や公共サービスの質を維持する上で深刻な影響が生じることが予想されています。

また、既成市街地の低密度化をはじめ、社会インフラや公共施設等の維持に係る一人当たりの負担増大など、人口減少に伴う様々な課題に直面することが予想されています。

こうした中、平成29年2月に改定した『旭川市都市計画マスタープラン』（以下「都市計画マスタープラン」という。）では、都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」と掲げ、将来を見据えた都市機能を維持しつつ、誰もが安心して快適な生活環境の形成を目指すこととしています。



[2] 計画策定の目的

こうしたことから、これまでに整備してきた都市基盤や都市機能をはじめとする既存ストックを有効に活用しながら、よりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めていくため、都市計画マスタープランをより具体的に推進するための計画として『旭川市立地適正化計画』を策定することとしました。

[3] 都市計画マスタープランに示す将来都市構造

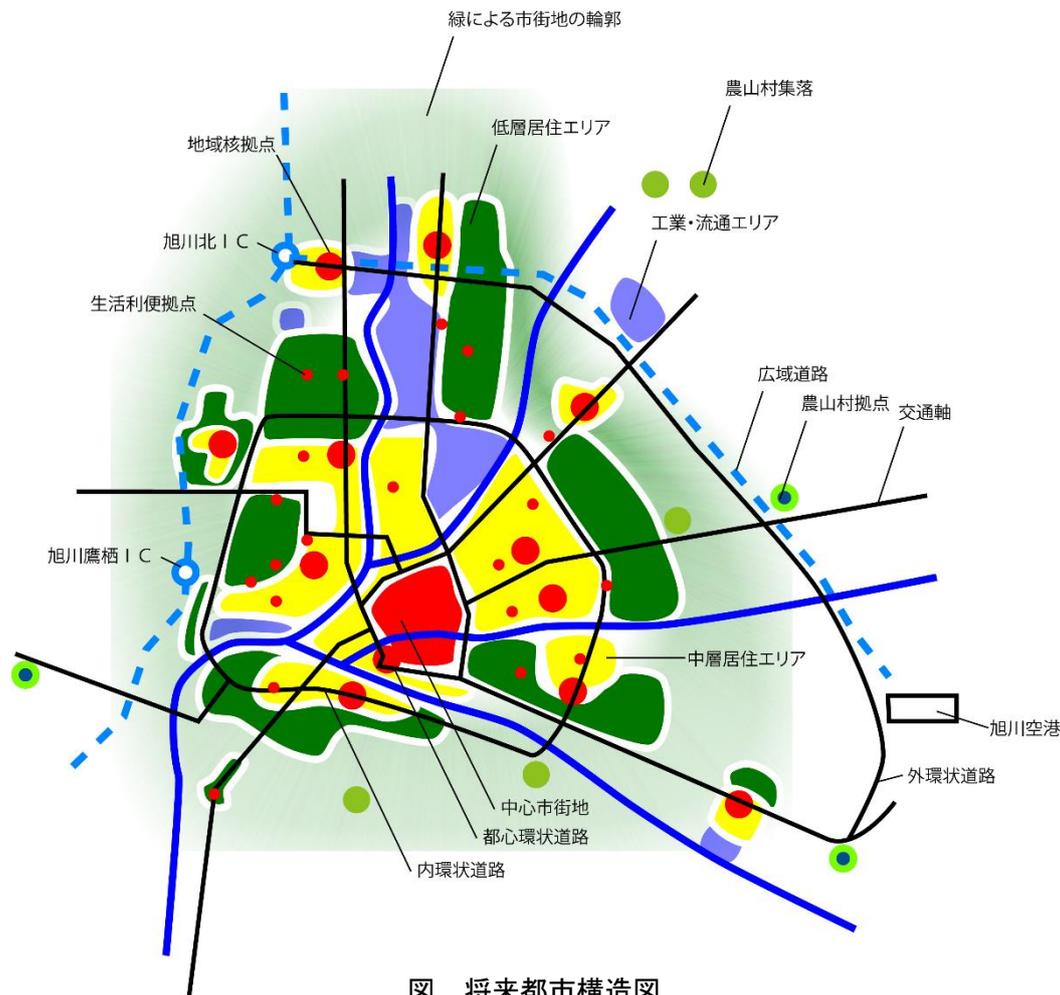
都市計画マスタープランでは、「持続可能で安心快適なまちづくり」の実現に向けた将来都市構造を主に次のように設定しています。

①骨格的な土地利用区分

- 北北海道の広域拠点にふさわしい拠点的な都市機能が集積する「中心市街地」の形成
- 居住地のほか地域生活に必要なサービス機能が配置された「一般市街地」の形成
 - ・ 都心環状道路と内環状道路の間に「中層居住エリア」、内環状道路の外側に「低層居住エリア」の形成
 - ・ エリア内に既に形成されている地域商業地を中心に日常生活に必要な機能と地域の核となる都市機能が集積する「地域核拠点」の形成
 - ・ 広域道路網と連携した位置に、北北海道の工業・流通拠点となる機能が集積された「工業・流通エリア」の形成

②道路による交通軸の形成

- 2環状8放射道路及び都心環状道路による都市圏内外の大量交通を処理する交通軸の形成
- 2高速1連携道路による広域的な都市間の交流・連携の促進
- 公共交通により中心市街地と各拠点間の連携が強化された自家用自動車に過度に依存しない交通体系の形成



1-3. 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体を対象として長期的な方針を示すマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部となる計画として『第8次旭川市総合計画』や北海道が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』を上位計画とし、公共交通や公共施設などの関連計画と連携を図りながら定める計画です。

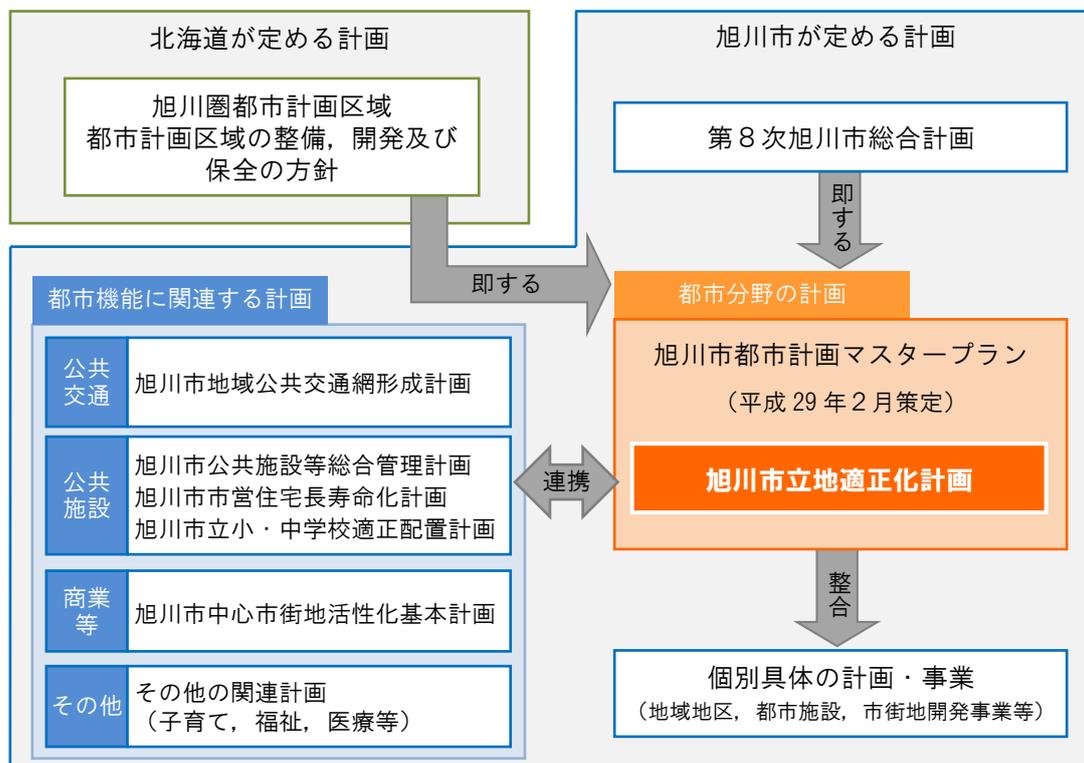


図 計画の位置付け

1-4. 対象区域

都市全体を見渡しながらか居住や都市機能を誘導する区域を設定することから、本市の行政区域のうち「都市計画区域全域」を計画区域とします。

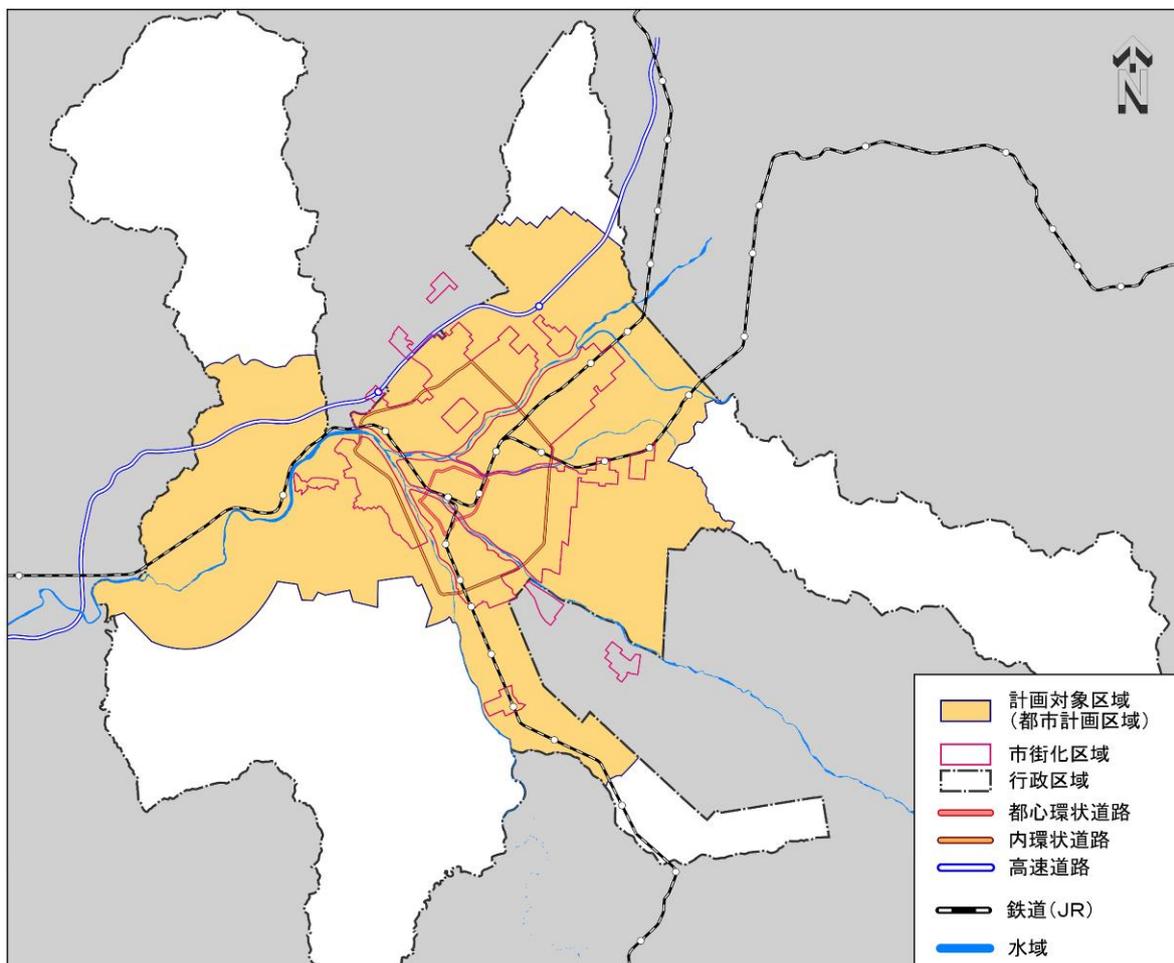


図 計画区域

1-5. 目標期間

長期的な方針としておおむね 50 年後を見据えつつ、一体の計画である都市計画マスタープランと同じ平成 48 年度までを目標期間とします。

なお、おおむね 5 年ごとに計画の進捗や効果・影響に係る評価を行い、社会状況の変化や関連計画の改定等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

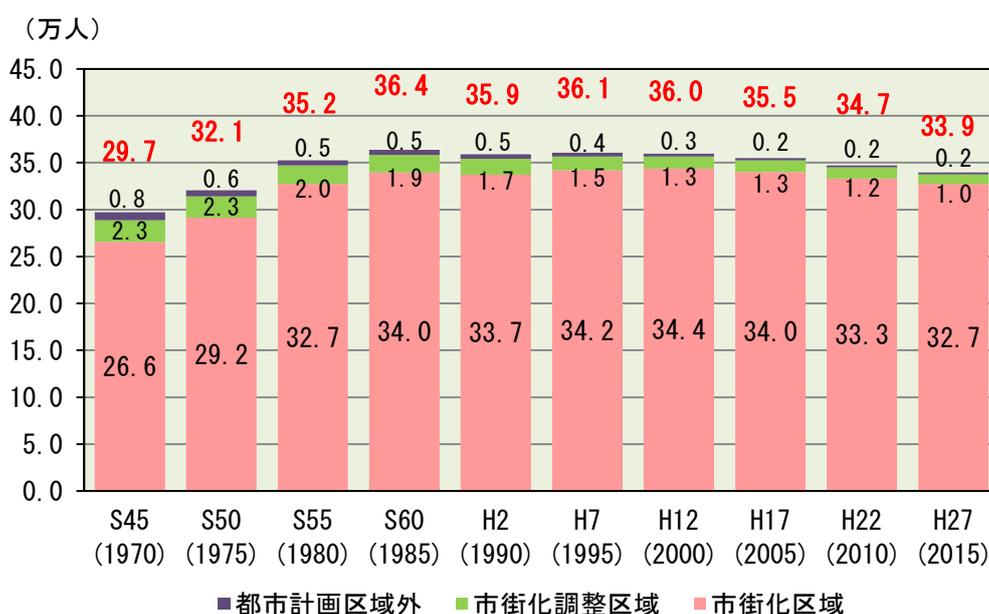
2 本市の現況と将来動向

2-1. 人口

[1] 推移・推計

①これまでの推移

本市の総人口は国勢調査によると平成7年から減少傾向となっており、平成22年に347,095人、平成27年には339,605人となっています。そのうち約96%が市街化区域内に集中していることから、秩序ある土地利用が図られていると言えます。



(資料：旭川の都市計画の概要 (平成29年度版))

図 区域別人口推移 (S45～H27)

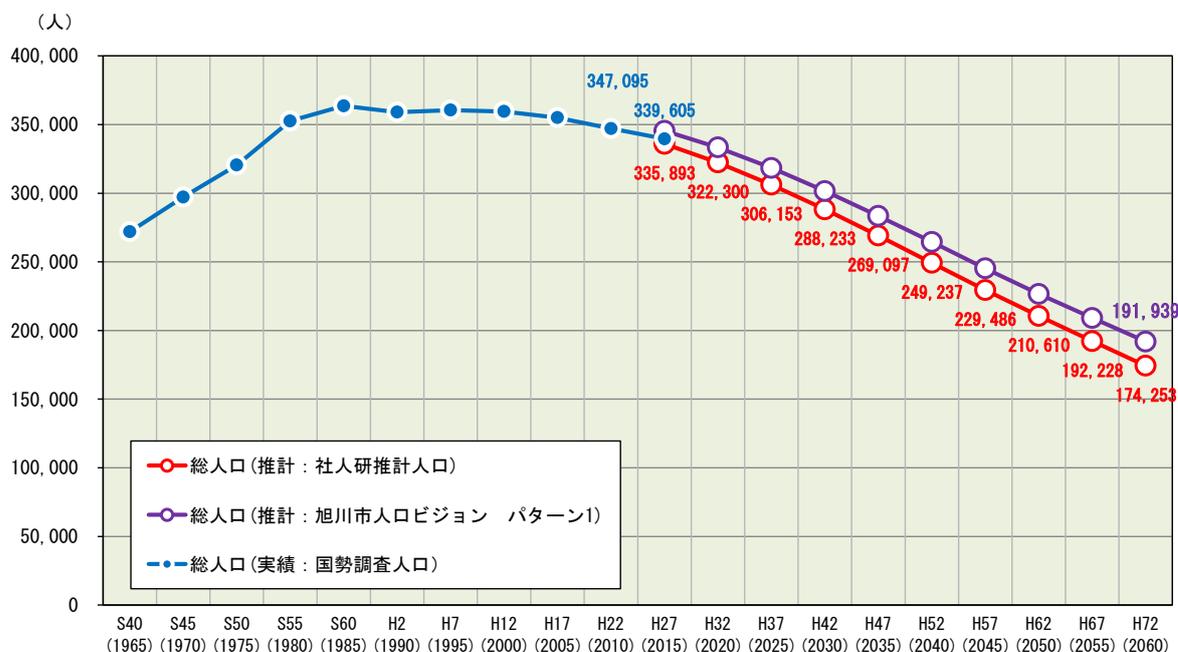
②将来推計

我が国の総人口は平成20年がピークであり、その後は人口減少時代へ突入し、今後一貫して人口が減少し続けると推計されています。

本市においても、平成22年の国勢調査を基準に算出された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計人口では今後も総人口の減少が続き、平成47年には昭和40～45年頃と同程度の約27万人（平成27年の約79%）にまで減少する見通しとなっています。

しかし、平成27年時点の推計人口と国勢調査結果を比較すると、この時点で推計よりも約3,700人多くなっており、実際には社人研の推計ほどの人口減少は進行していません。

また、旭川市人口ビジョンでは、本市が将来にわたり北北海道の拠点都市としてその機能を維持していくために、合計特殊出生率の向上、若年層を中心とする人口流出の抑制を柱として、自然減と社会減への対応を一体的に早期に集中して取り組むことによって、人口減少に歯止めを掛けるとしており、その考え方に基づき行った第8次旭川市総合計画と同設定による2060年（平成72年）の推計人口は、約19.2万人となっています。



注：H27年以降の推計値は、H22年国勢調査人口を基準人口として、社会保障・人口問題研究所による仮定値を用いて推計した人口

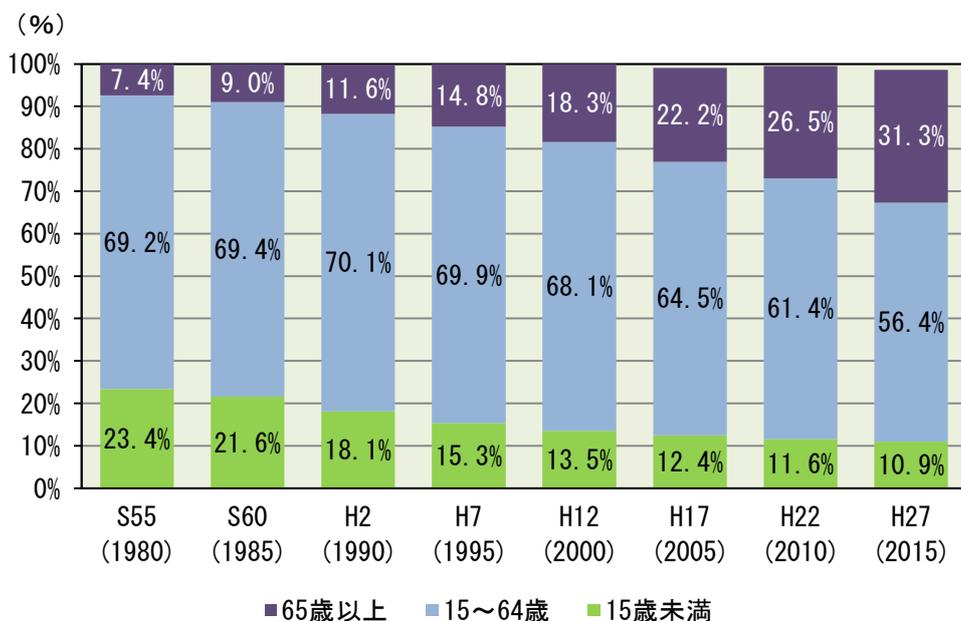
（資料：国勢調査，社会保障・人口問題研究所資料・旭川市人口ビジョン）

図 推計人口

③年齢階層別割合

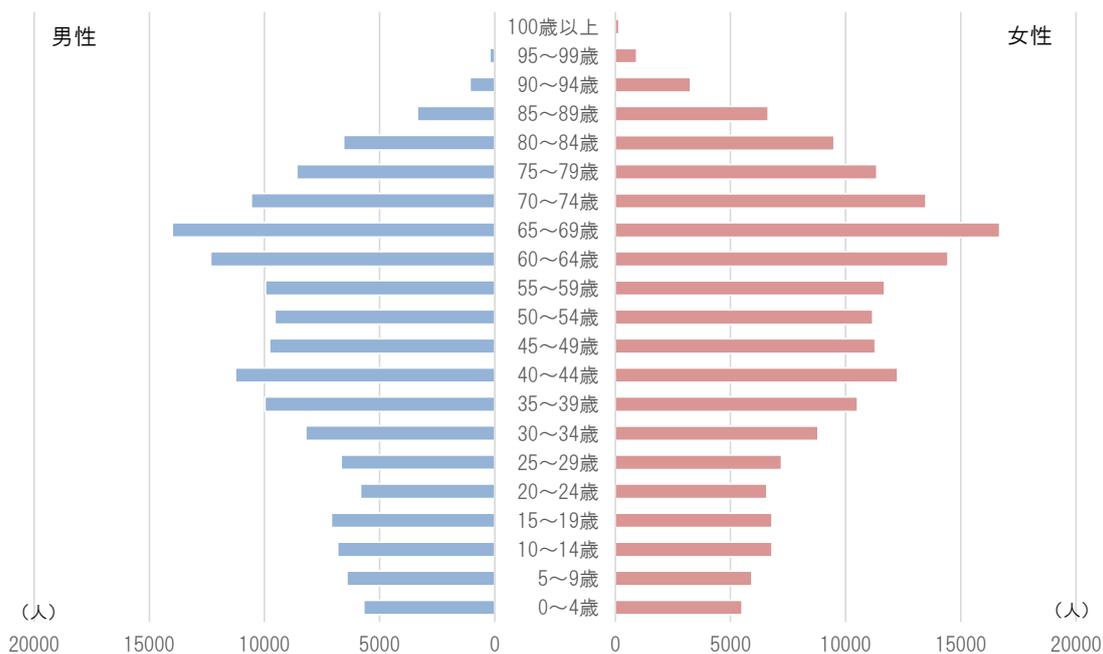
本市の高齢者割合（全人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇しており、平成27年時点で約31.3%となっています。これは我が国全体の平均である約26.6%よりも高くなっています。

また、5歳年齢階級別人口は65～69歳が最も多い一方、39歳以下の人口は段階的に少なくなっていることから、今後、急速な高齢化とともに、少子化も進行すると考えられます。



(資料：国勢調査)

図 年齢階層別人口比率推移 (S55～H27)



(資料：H27 国勢調査)

図 旭川市の人口ピラミッド

[2] 密度・分布

①人口密度

現在（H22）と将来推計（H47）を比較すると、一般的な住宅用地の目安である 60 人/ha 以上の人口密度を維持できる区域は大幅に減少し、市街化区域の多くが 40 人/ha 未満の低密度な市街地となる見通しとなっています。また、内環状道路の内側における人口減少が進むのに対し、市街化区域縁辺部の一部などでは人口減少が比較的進まないと予想されます。

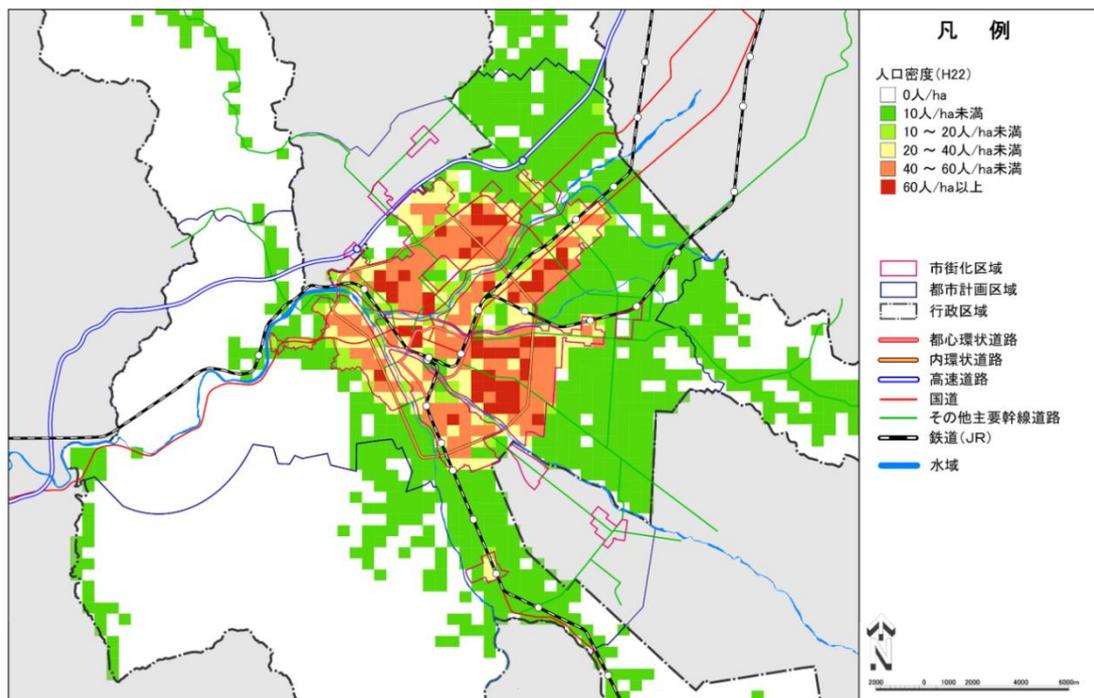


図 500mメッシュ人口密度 (H22)

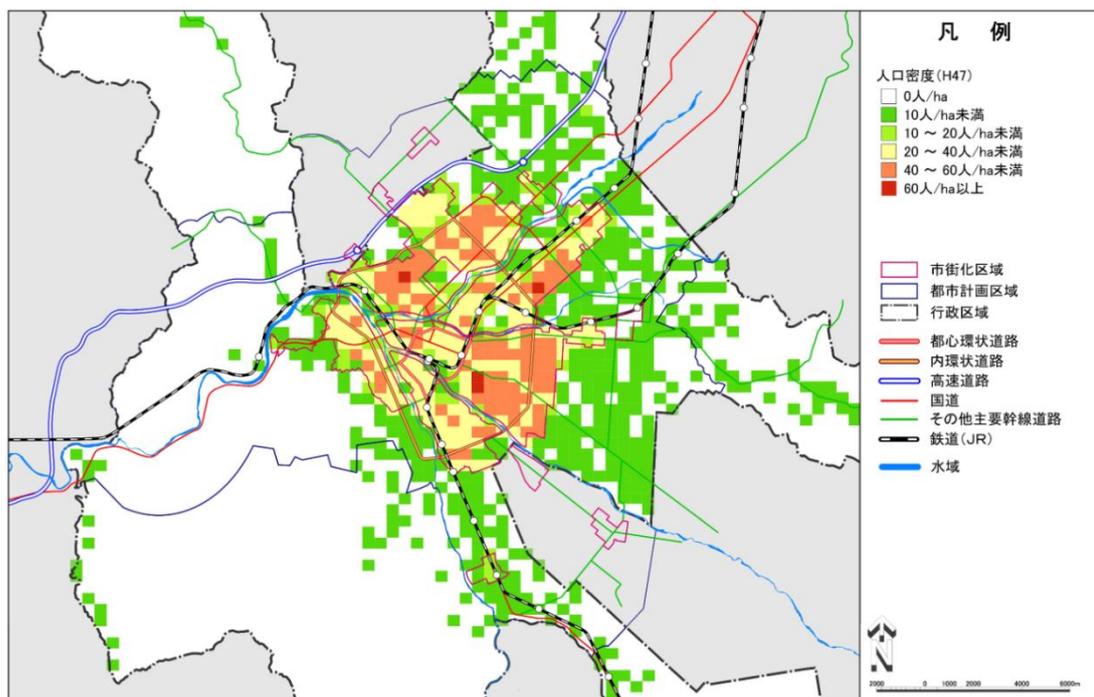
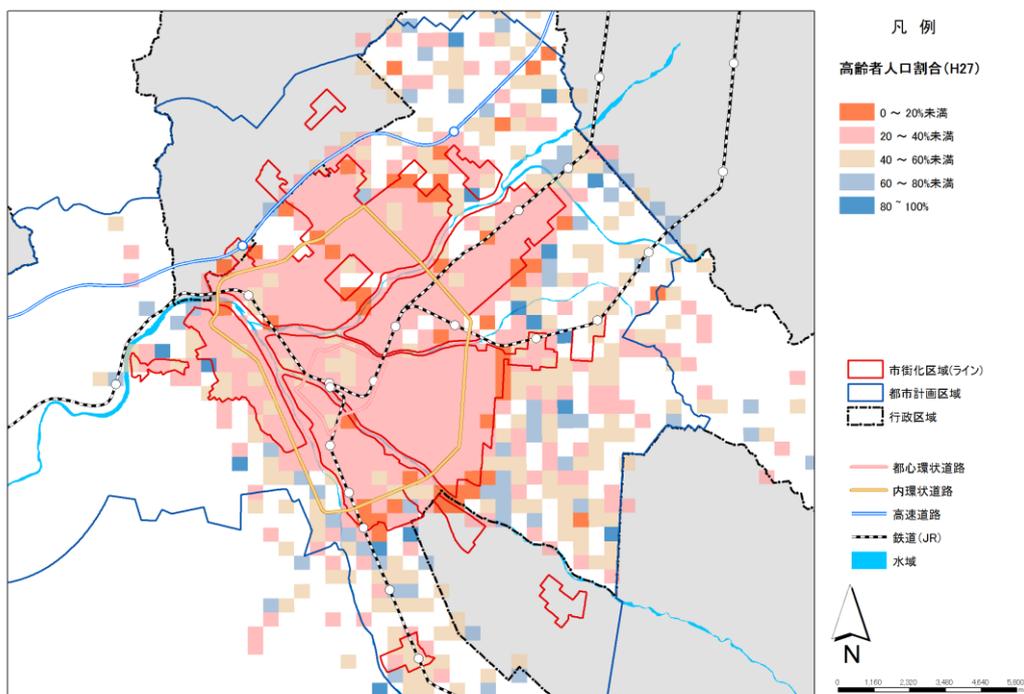


図 500mメッシュ人口密度 (H22 を元にした H47 推計)

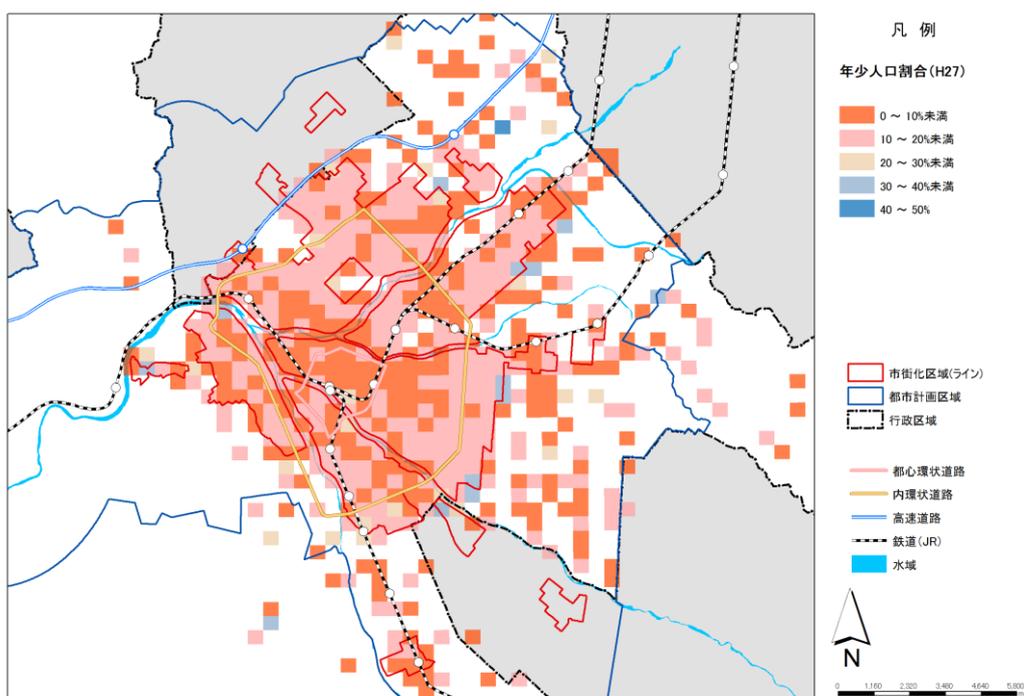
②高齢者・年少人口

市街化区域内の高齢者人口の割合は、市街地縁辺部にある新しい住宅地では低くなっていますが、既成市街地、特に中心市街地においては、市全体よりも高齢化が進行しています。また、年少人口の割合が高い地域は、おおむね内環状道路の外側に分布していることから、子育て世代は市街地縁辺部にある新しい住宅地を中心に居住していると考えられます。



(資料：H27 国勢調査)

図 500mメッシュ高齢者割合 (H27)

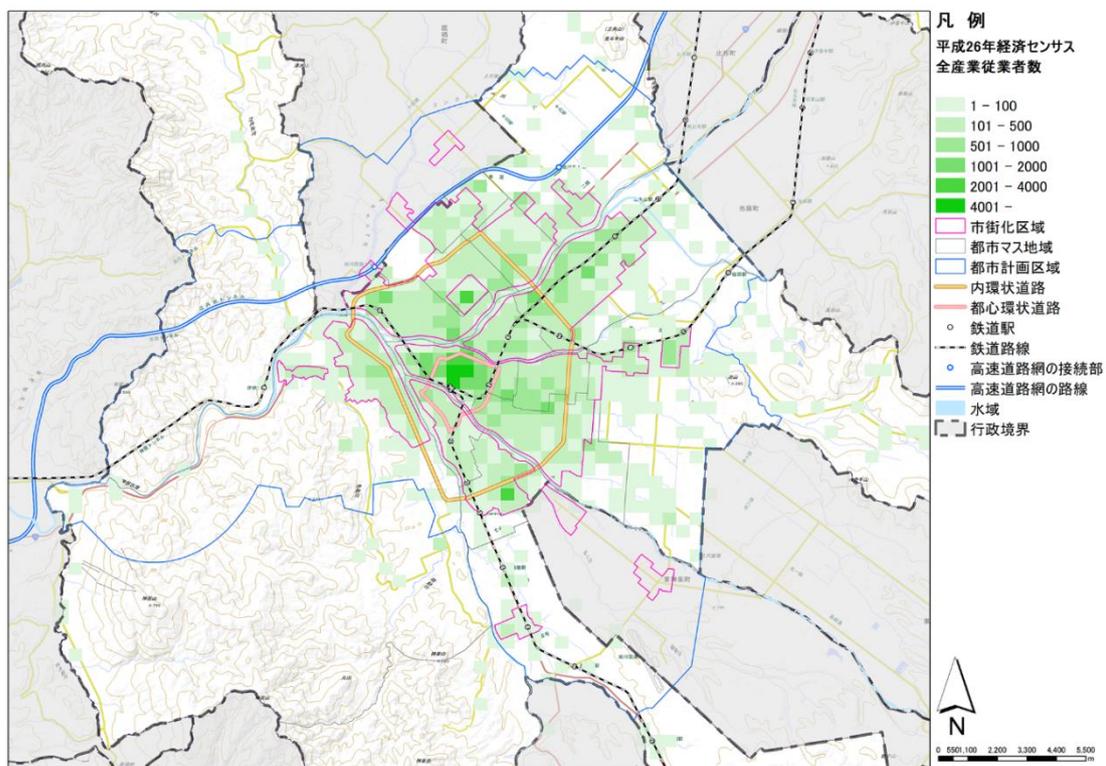


(資料：H27 国勢調査)

図 500mメッシュ年少人口割合 (H27)

③従業者人口

従業者人口は、工業団地や物流団地、国道39号沿道等の就業地、大型商業施設や基幹的な病院等の大規模な施設のほか都心環状道路の内側で多くなっていることから、一般市街地に住み、中心市街地で働く形が本市の生活スタイルの主流となっていると考えられます。



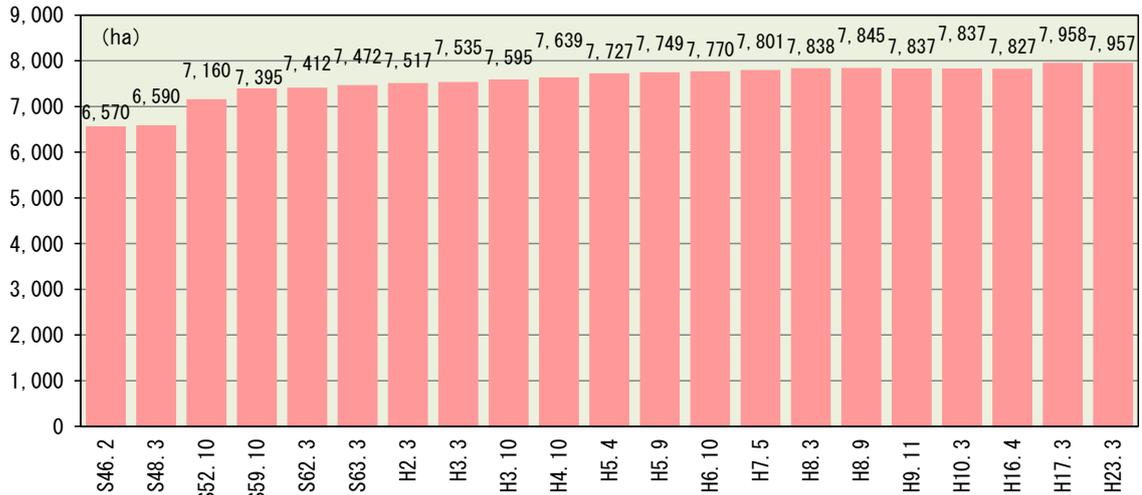
(資料：H26 経済センサス)

図 500mメッシュ従業者人口 (H26)

2-2. 土地利用

[1] 市街化区域

市街化区域は、内環状道路の外側を中心として昭和51～55年頃に急激に拡大しましたが、人口のピークを迎えた平成7年以降は拡大範囲も少なく、近年10年間では新たな市街地の拡大は行われていません。



(資料：旭川の都市計画の概要（平成29年度版）)

図 市街化区域面積の推移

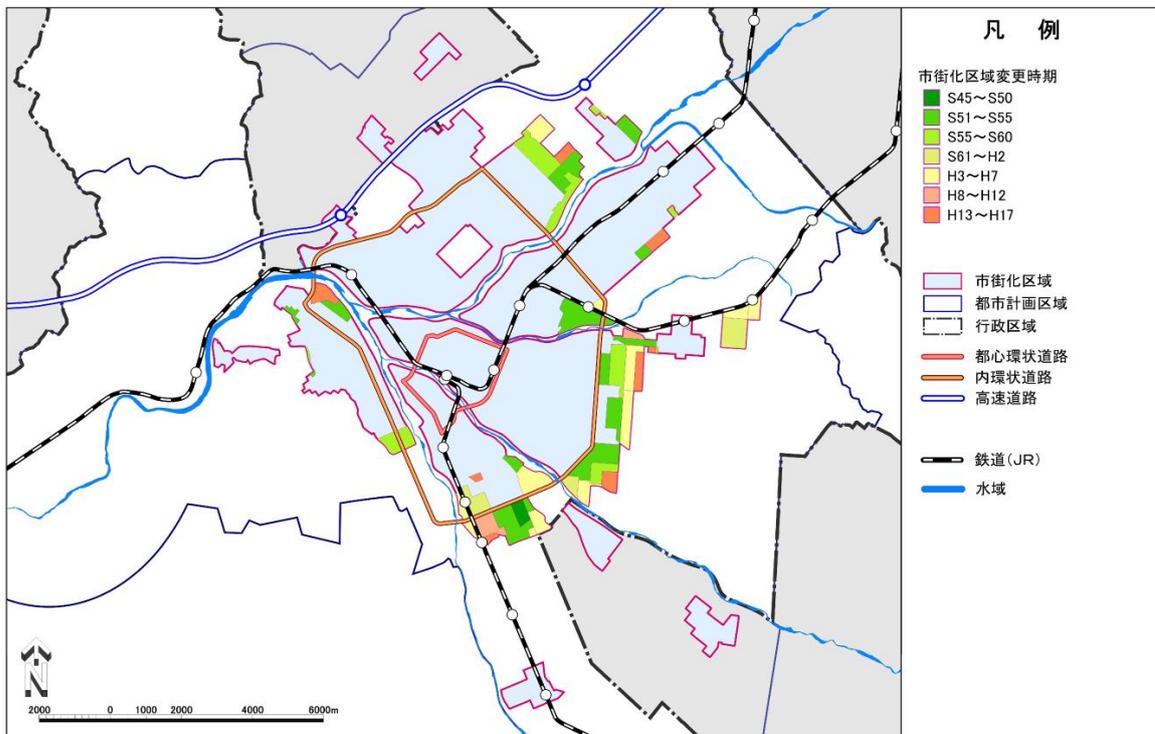


図 市街化区域拡大の推移

[2] 用途地域

用途地域は、市街化区域内を住居、商業、工業等の土地利用目的ごとに区分し、良好な都市環境を守ろうとするものであり、本市においては、用途地域の指定によって適切な土地利用が図られ、JR旭川駅や買物公園を核にほぼ同心円状にまとまりのある市街地が形成されています。

住居系用途地域は内環状道路の外側に低層住居専用地域、内側にはその他の住居地域が多く分布しており、工業系用途地域は2環状8放射道路の沿道を中心に、旭川工業団地がある東旭川地域や流通団地のある永山地域といった本市の北東部に多く分布しています。

また、商業系用途地域は中心市街地や地域核拠点、幹線道路沿道に分布し、日常生活圏における利便性の確保等に寄与しています。

なお、現状では住居系用途地域が約72%、商業系用途地域が約6%、工業系用途地域が約22%の構成となっています。

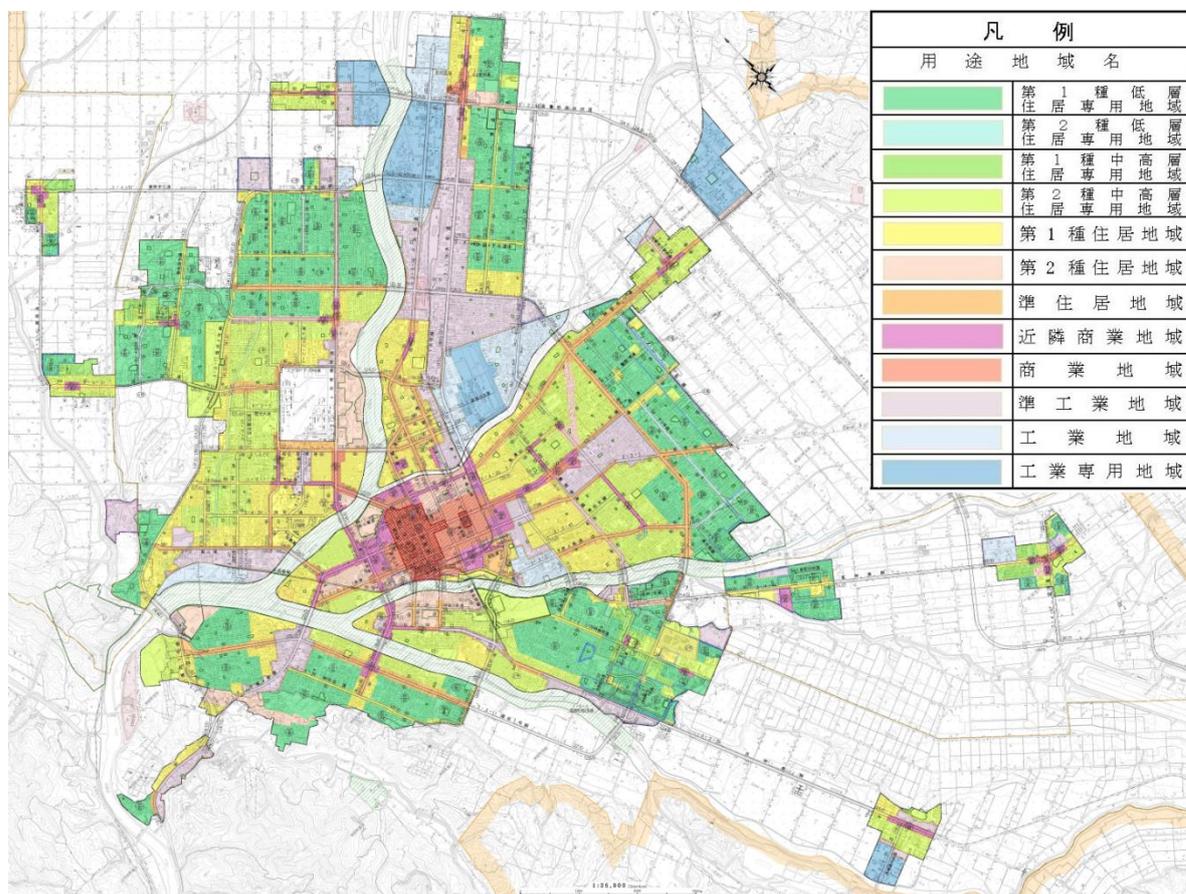


図 旭川市の用途地域

[3] 人口集中地区 (DID)

昭和45年には約3,400ha (34k㎡) だったDID面積は、市街化区域と同じく昭和55年までに急激に拡大しましたが、その後は微増傾向が続き、平成12年頃からはほぼ横ばいで推移しており、平成27年には工業系用途地域及びその周辺、北彩都地区の一部などを除く市街化区域のほぼ全域に指定され、約7,900ha (79k㎡) となっています。

DID人口は平成12年以降減少傾向に入っており、DID人口密度は平成27年時点で39.7人/haまで低下しています。

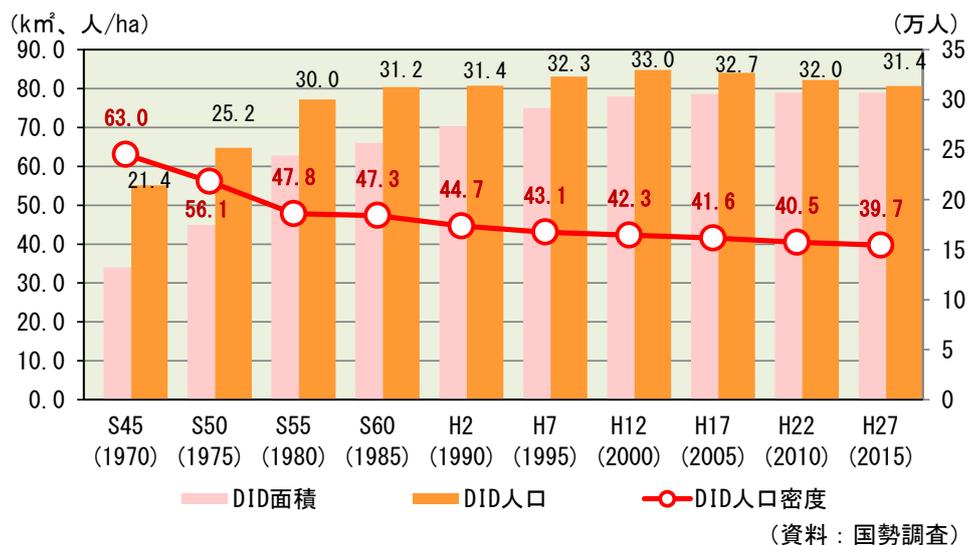


図 DID面積・人口の推移

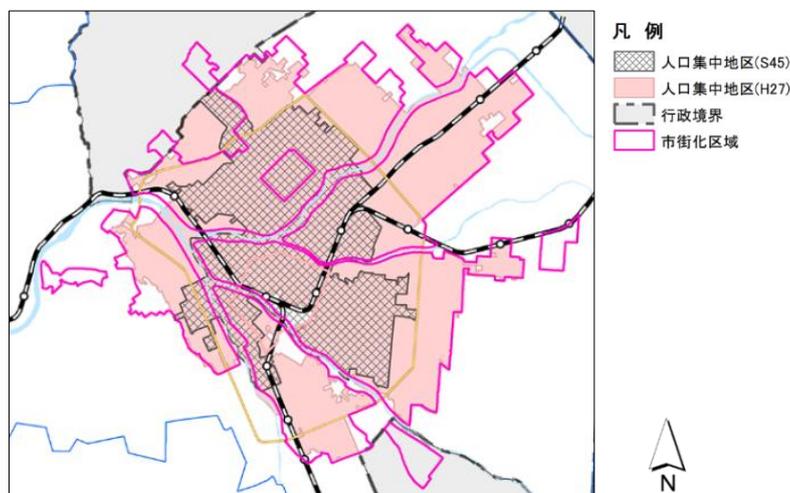


図 人口集中地区 (DID) の推移

[人口集中地区 (DID)]

人口密度が約40人/ha以上の国勢調査基本単位区等がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域(文教レクリエーション施設、産業施設、公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が隣接している場合も地域に含む)

※基本単位区とは、街区又は道路等の恒久的な施設等によって区画した地域

[4] 低未利用地

市街化区域内の低未利用地は、平成 28 年時点で 442.2ha となっており、そのうち約 74%が未利用宅地となっています。平成 22 年時点と比較すると市街化区域縁辺部にある新しい住宅地において住宅建築が進むなど土地利用が進んだことから、市全体としては低未利用地が減少しています。

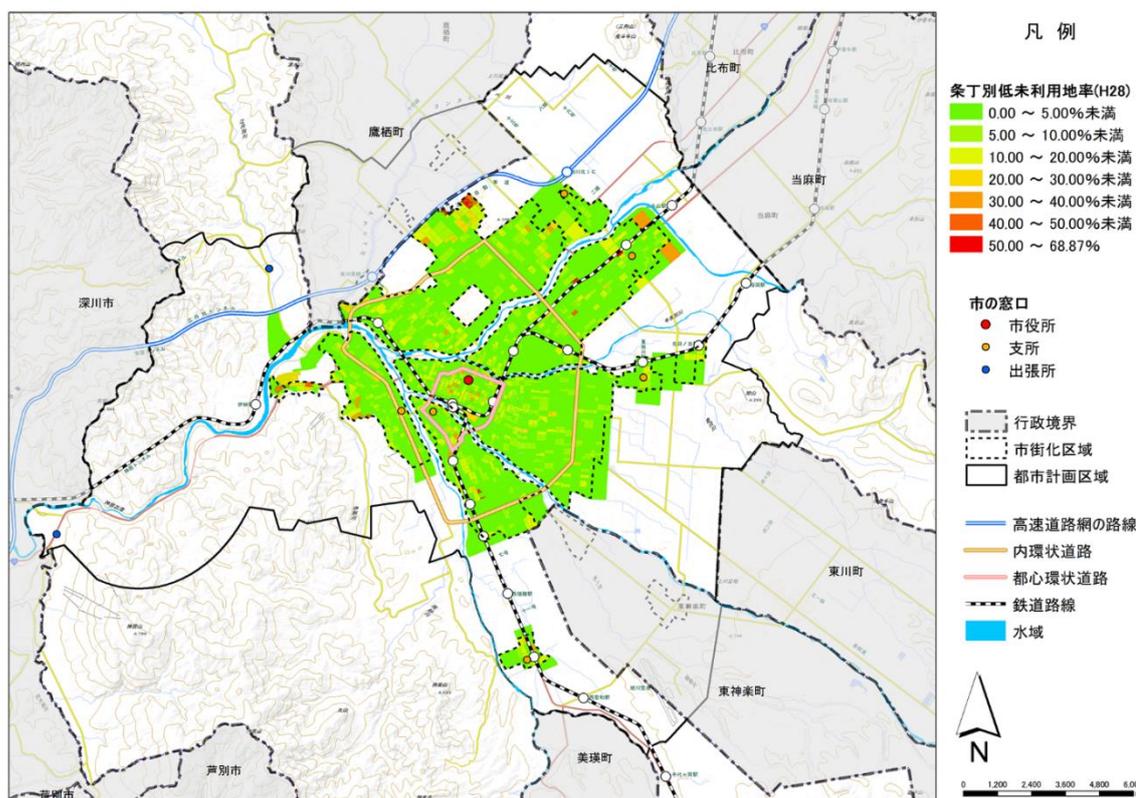
しかし、中心市街地では、北彩都あさひかわ地区での土地利用が進んでいるものの、全体的には老朽化した建物の解体に伴い、青空駐車場など低未利用地の増加が見受けられます。

なお、低未利用率が高い区域は依然として市街化区域縁辺部に多く分布していますが、市役所、永山支所、神楽支所等の行政施設周辺にも大規模な低未利用地が分布しています。

調査年度	未利用宅地	資材置場	青空駐車場	屋外展示場	計
平成 28 年	325.91ha	20.18ha	94.60ha	1.51ha	442.20ha
平成 22 年	424.36ha	27.60ha	108.47ha	2.74ha	563.17ha

(資料：都市計画基礎調査)

図 低未利用地の内訳



(資料：都市計画基礎調査)

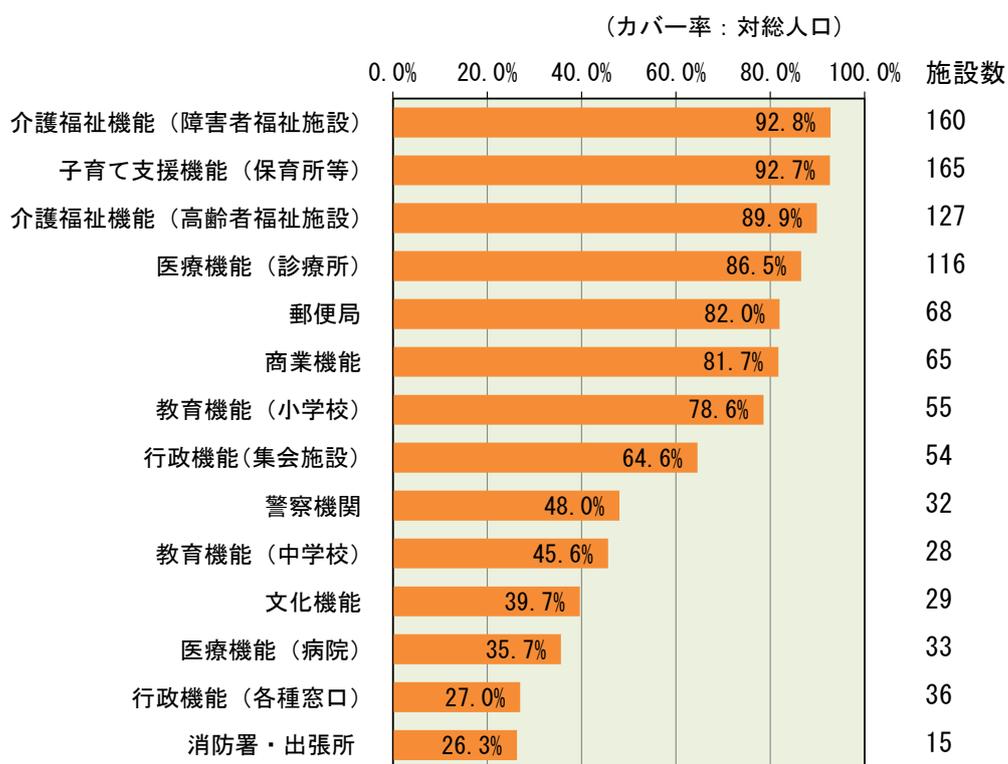
図 条丁別低未利用率 (H28)

2-3. 都市機能

各種サービス施設の徒歩圏内カバー率（※）は、施設の種類によって大きく異なっており、診療所やスーパー等の商業施設、公民館等の集会施設など日常的によく利用される施設は、地域の拠点や幹線道路沿いなど周辺住民がアクセスしやすい場所にバランス良く分布しており、比較的高いカバー率となっています。

また、病院や文化施設など大規模な施設は、立地数が限られており、主に中心市街地に多く集積している傾向があり、カバー率が低くなっている一方で、保育所等の子育て支援施設や福祉施設は、市内全域にわたり数多く分布しており、高いカバー率となっています。

※徒歩圏内人口カバー率：施設から800m圏内人口／市の総人口（×100%）



※医療機能は外科，内科又は小児科を含む施設を対象

※商業機能はスーパーを含む施設や百貨店を対象

図 各種サービス施設数及びカバー率（H29 ※人口：H27 国勢調査）

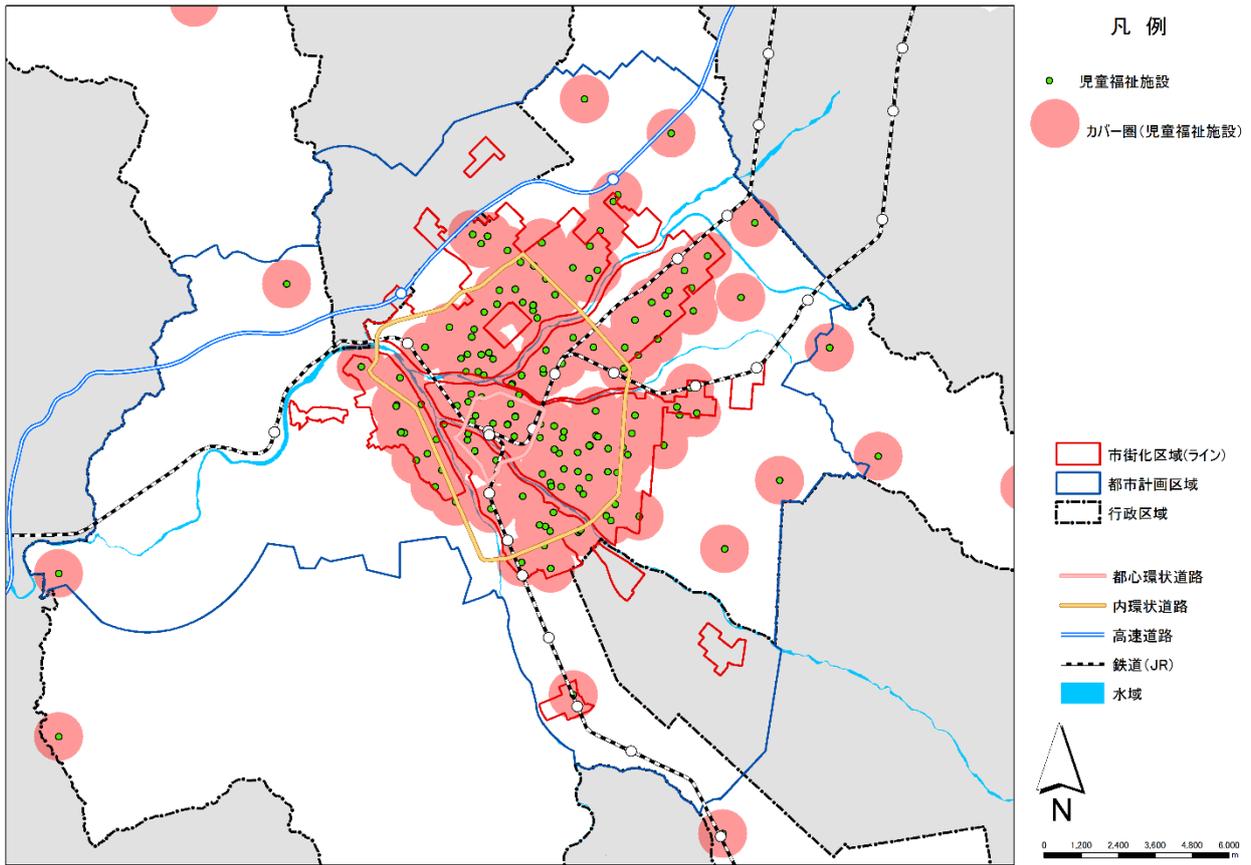


図 子育て支援機能（保育所，幼稚園等）カバー圏（H29 時点）

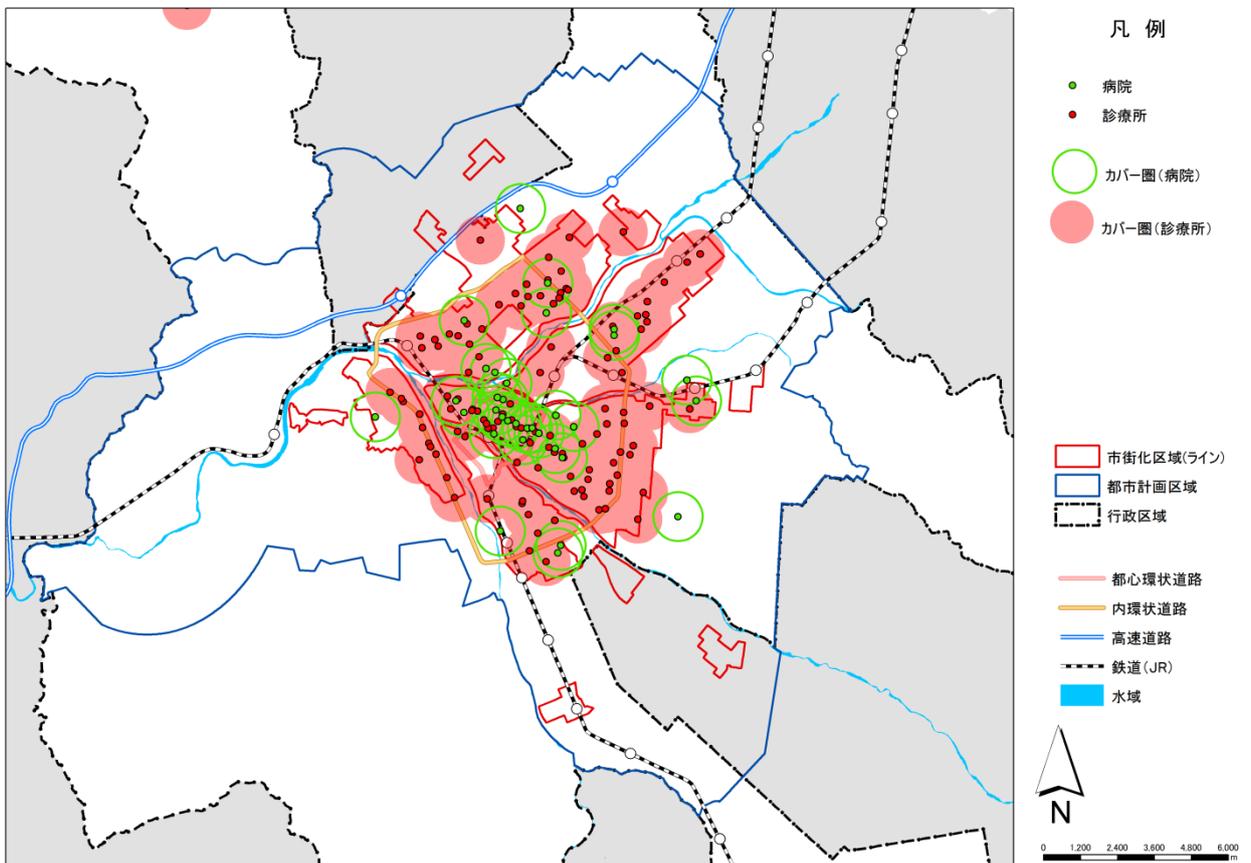


図 医療機能（病院，診療所）カバー圏（H29 時点）

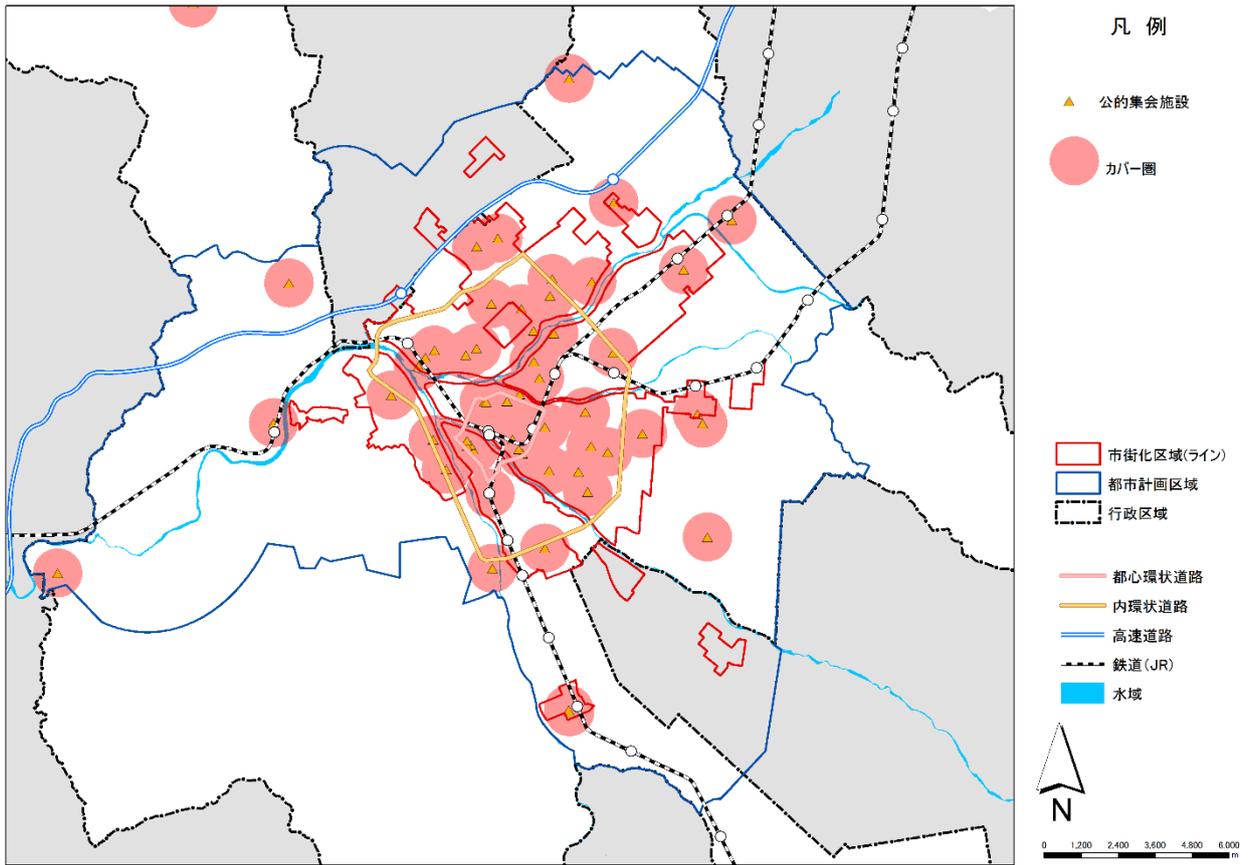


図 行政機能（公的集会施設）カバー圏（H29 時点）

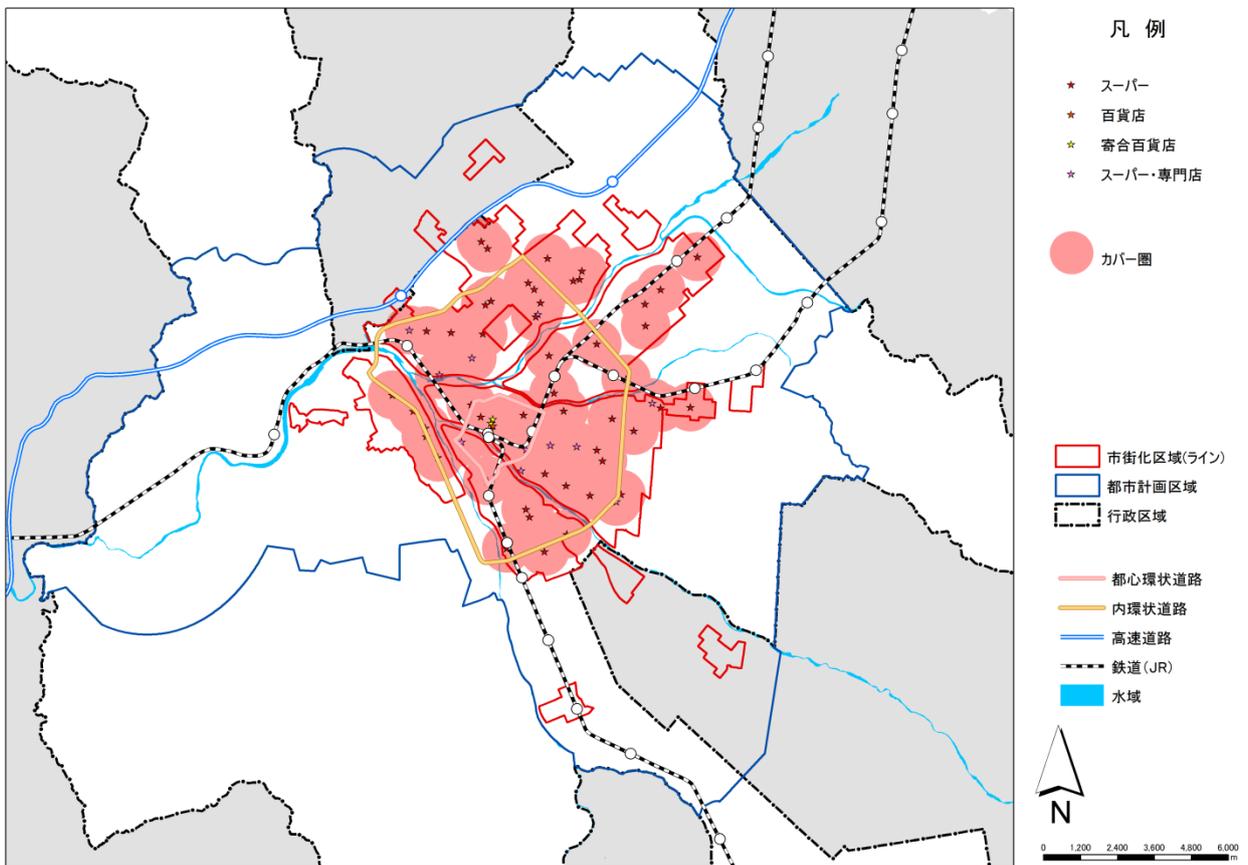


図 商業機能カバー圏（H29 時点）

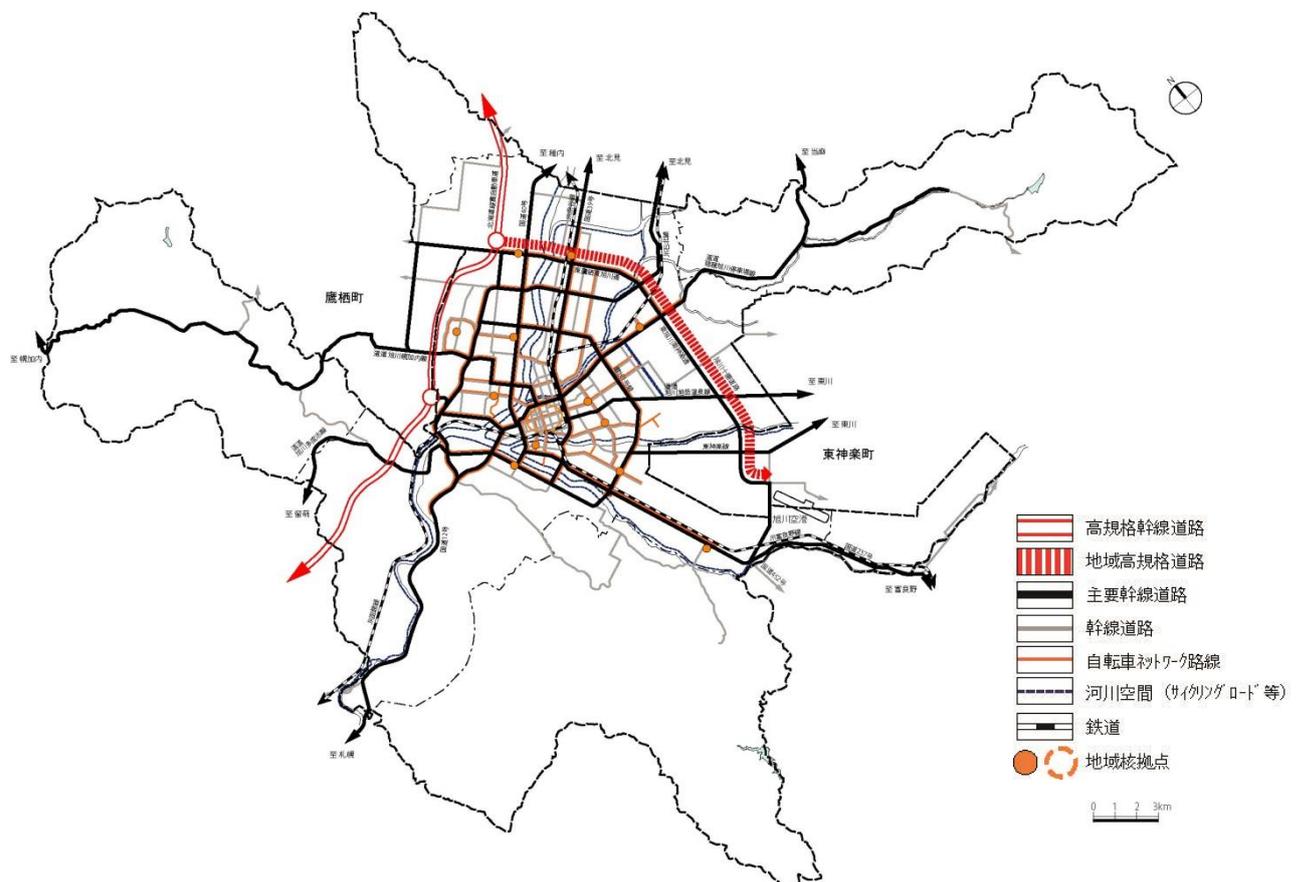
2-4. 都市交通

[1] 道路の整備状況

道路網は、近隣市町村との有機的な結びつきを強める広域道路、本市の骨格的道路網である2環状8放射道路及び都心環状道路を含む主要幹線道路や、これらを補完する幹線道路などの都市内道路網で構成されています。

また、主に主要幹線道路や幹線道路で構成される都市計画道路は、昭和12年に初めて都市計画決定されて以降、人口増加による市街地の拡大や交通量の増加に対応できるよう拡充しており、平成29年3月末時点で69路線（約250km）の都市計画道路が決定されています。

これらの都市計画道路は、街路事業や土地区画整理事業により順次整備が進められており、総延長約250kmのうち約212kmが改良済みで、改良率は約85%と北海道内各市町の平均値である約79%を上回る値となっています。



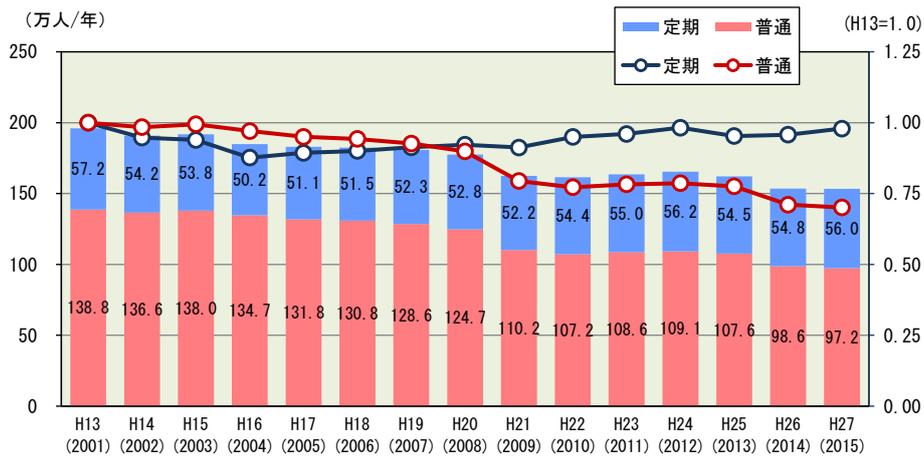
(出典：旭川市都市計画マスタープラン (H29. 2))

図 都市交通整備方針図

[2] 鉄道の状況

本市には、JR 函館線、JR 富良野線、JR 宗谷線、JR 石北線の4路線の鉄道が通っており、市内には合計18の鉄道駅が設置されていますが、鉄道交通のカバー圏（鉄道駅から800m）は、市街化区域の中でも一部区域に限定されており、人口カバー率でも約17%となっています。

また、旭川駅における乗降客数は平成21年に大きく減少した後、しばらくは横ばい又は微増で推移していましたが、平成27年度には約153万人/年まで落ち込んでいます。しかし、定期券利用による乗降客数はそれほど減少しておらず、増減を繰り返しながら一定の乗降客数を維持しています。



(資料：旭川市統計書)

図 鉄道乗降客数（旭川駅）の推移

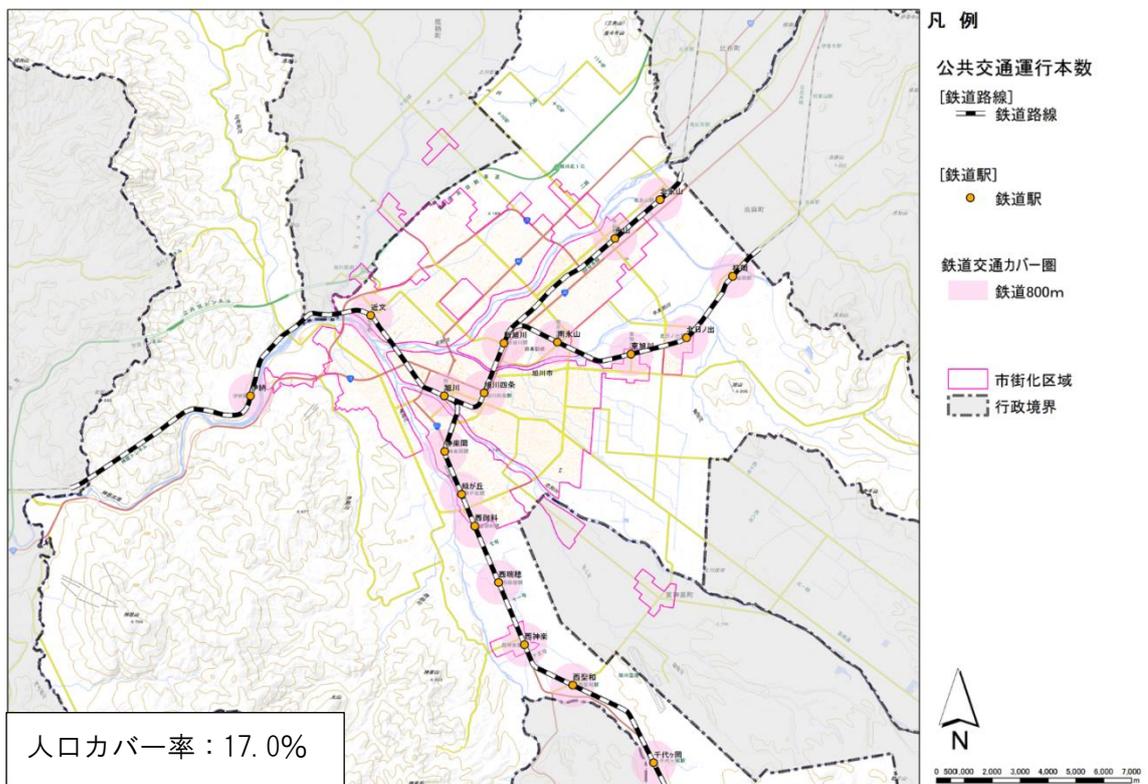
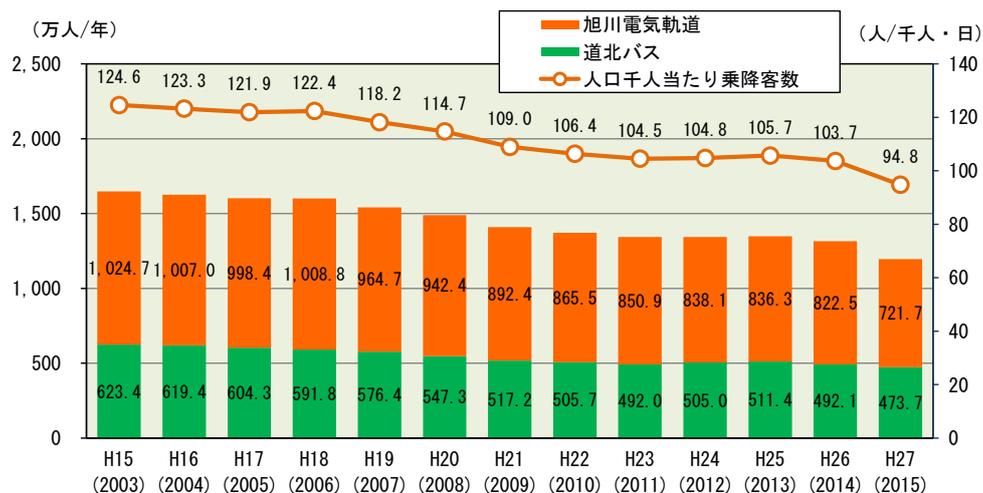


図 公共交通（鉄道）カバー圏（H27）

[3] バス交通の状況

本市では、主に民間バス事業者2社によってバスが運行されており、多くのバス系統があることから、市街化区域内の大半がバス交通のカバー圏（バス停留所から300m）に含まれ、人口カバー率が約88%と高いサービス水準となっています。

しかし、バス乗降客数は、微増の回復を見せる年度もあるものの、長期的には減少傾向となっています。また、人口千人当たりの乗降客数も減少が続いていることから、人口減少の影響だけでなく、バスを利用する住民の割合自体が減少傾向にあると考えられます。



(資料：旭川市統計書)

図 バス乗降客数の推移

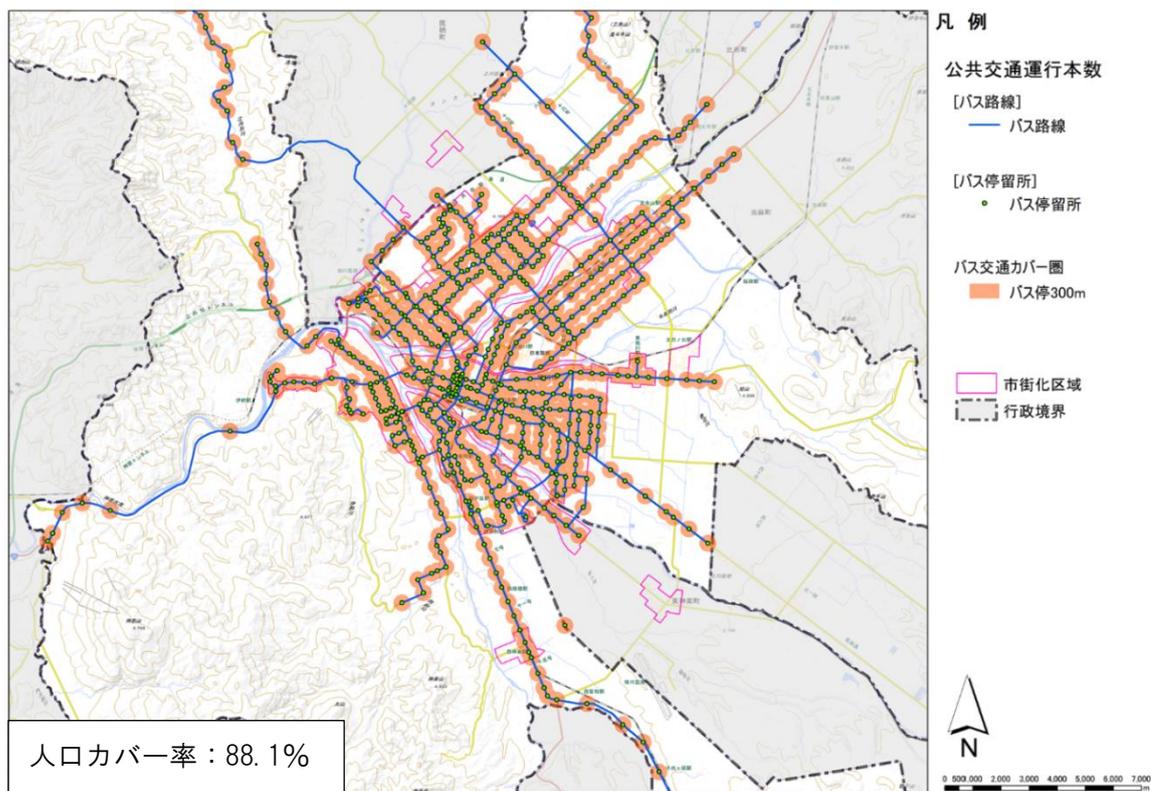


図 公共交通（バス交通）カバー圏（H27）

2-5. その他

[1] 災害

①土砂災害警戒区域等

土砂災害危険箇所は、山間地域に多く分布していますが、市街化区域内においても神居地域や緑が丘地域などの傾斜地に分布しています。

また、平成20年から随時指定されている土砂災害警戒区域は、河川沿いの傾斜地に多く分布し、平成27年時点では住宅地を含む約40haが指定されています。

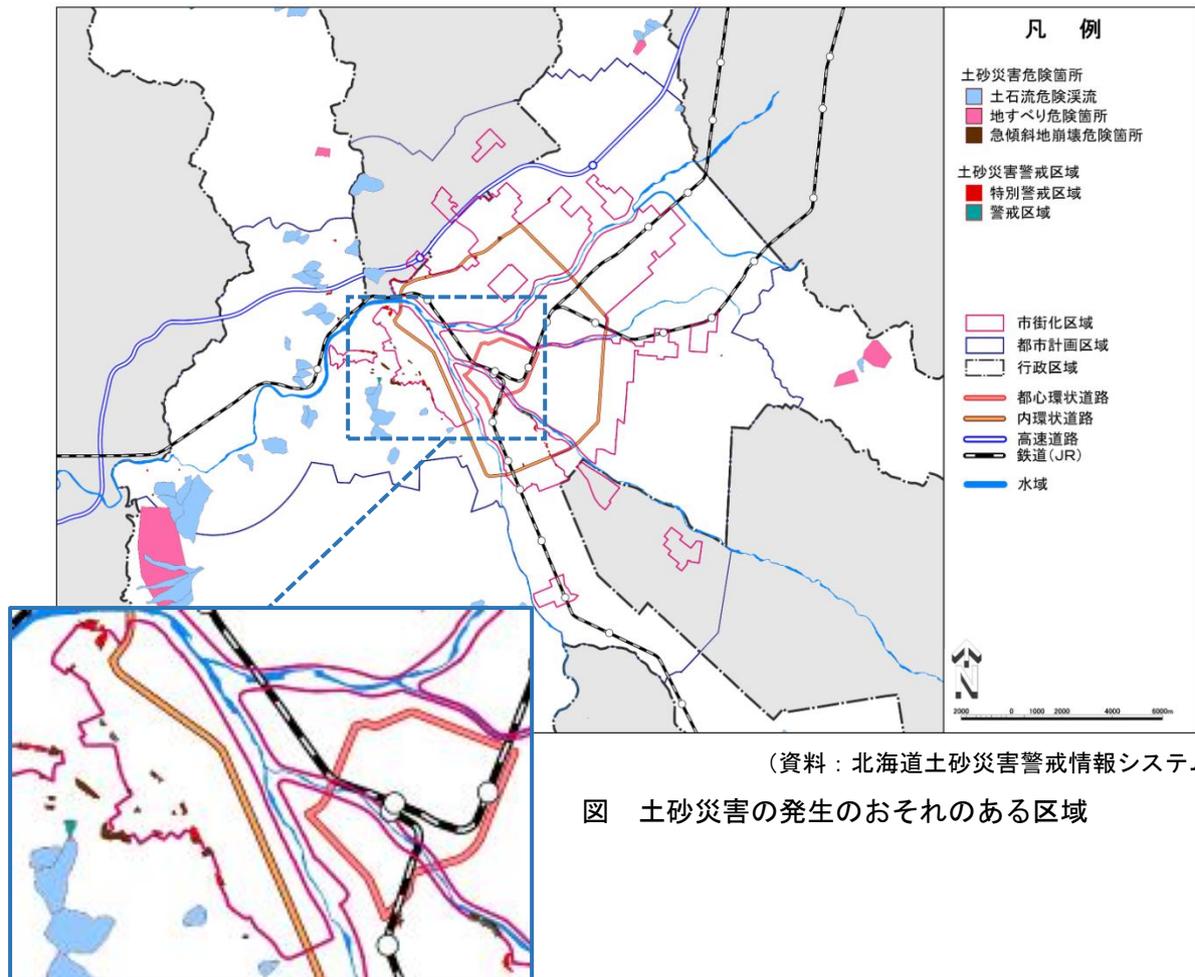


図 土砂災害の発生のおそれのある区域

[防災対策（土砂災害）の考え方]

旭川市地域防災計画に基づき、地域の住民に対して、土砂災害の危険性を周知し、降雨時の警戒避難体制を確立する。また、土砂災害警戒区域等は、区域ごとの警戒避難体制を整備し、北海道と連携して次の対策を推進する。

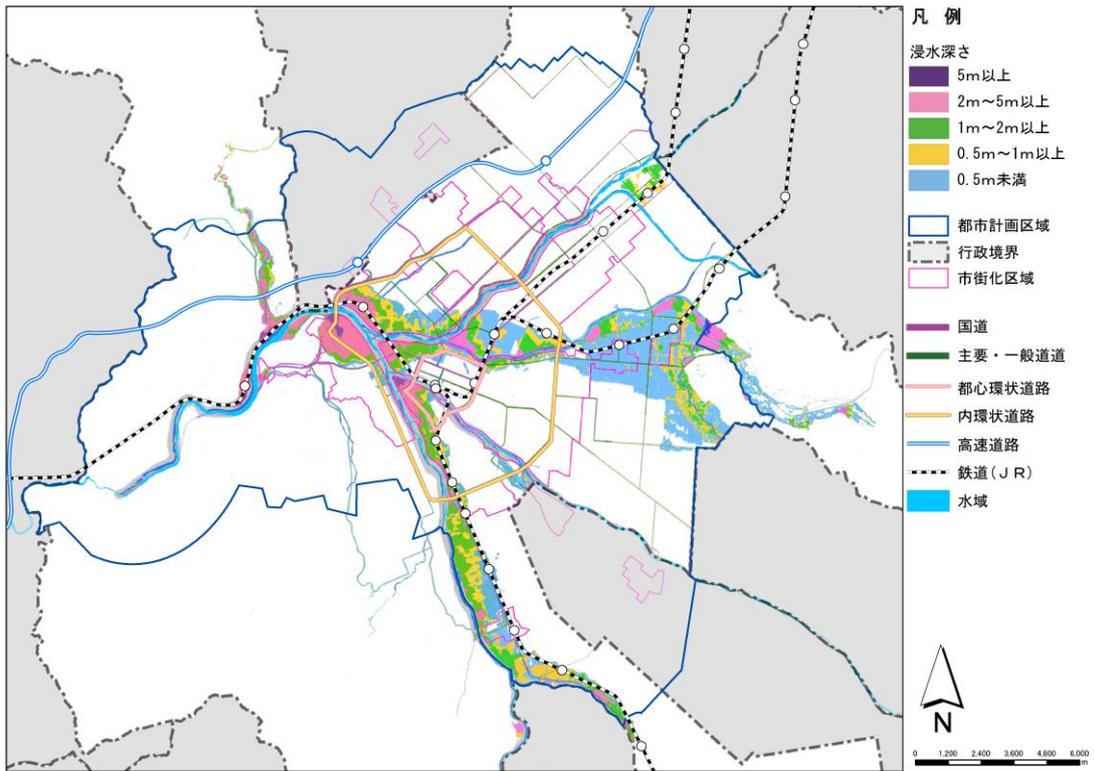
なお、災害の危険性のある箇所は、災害の未然防止のために、国や北海道に対して災害防止工事を要請する。

- パンフレット、土砂災害ハザード等による危険区域等の周知
- 土砂災害ハザードマップによる警戒と避難に関する周知
- 危険箇所等への点検パトロール及び標識等の設置
- 要配慮者が利用する施設及び住民への情報伝達、避難態勢の整備及び確立支援

②浸水想定区域

おおむね 100 年～150 年に一度発生するような大雨を想定した浸水想定区域は、河川沿いの多くの範囲で定められており、河川の合流点や蛇行箇所では、一般的な住宅の 2 階軒下に当たる浸水深 5 m 以上の区域も分布しています。

小河川や排水路では、豪雨時には排水能力を超えた雨水が集中し、小規模な浸水である都市型水害が発生しています。また、農業用ため池では、貯水能力を超えた雨水の集中により決壊した場合、一部の区域で浸水が発生することが予測されています。



(資料：旭川市洪水ハザードマップ (H22. 3))

図 浸水の発生のおそれのある区域

[防災対策（水害）の考え方]

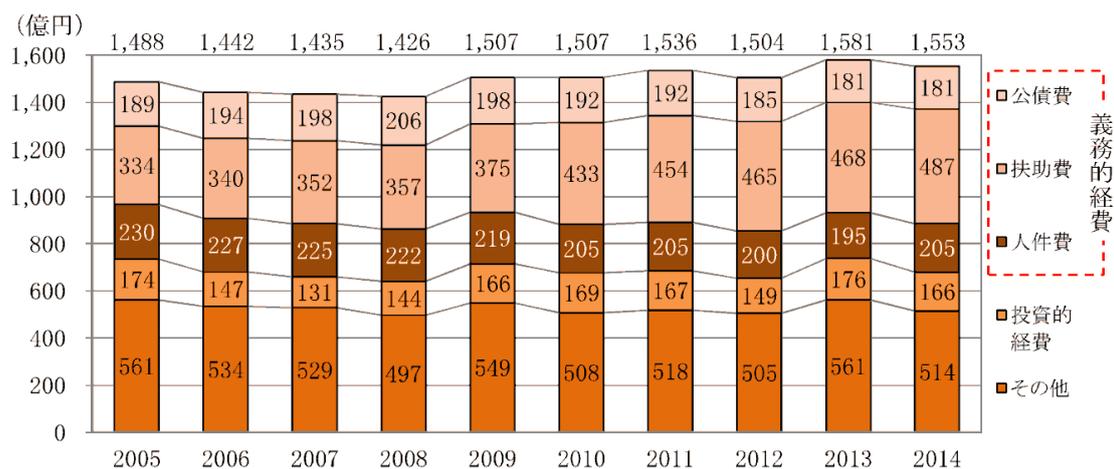
旭川市地域防災計画及び旭川市水防計画に基づき、次の対策を推進する。

- ・ 水害発生時に住民の避難行動が迅速確実に実施できるよう、洪水ハザードマップ等による指定避難所等の周知及び避難訓練等の実施や地域ごとの避難計画の策定指導など避難行動についての指導・啓発を実施する。
- ・ 浸水想定区域内の地下施設、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設、大規模工場等に対して避難確保計画や浸水防止計画の作成、訓練の実施等、避難態勢の整備推進を図る。
- ・ 避難を要する事態の発生を想定した避難勧告・指示等のマニュアルを作成し、時期を逸しない避難勧告・指示等のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。
- ・ 特に浸水によって徒歩での避難が困難と予想される地域にあつては、付近住民が一時的に避難できる体制を整備する。
- ・ 洪水や浸水被害を防止又は軽減するため、一級河川の治水対策を国及び北海道に要請する。また、住宅地区等の浸水被害を解消するため、雨水管渠の整備の推進とともに、公共施設や大型の民間施設に対して貯留施設や地下浸透設備等の整備及び指導を推進する。
- ・ 迅速かつ適切な水防活動の実施に向け、観測施設や情報連絡機器の整備等を推進するとともに、随時区域内的の河川を巡視や常に気象の状況に注意しながら、国や北海道と連携した水防体制を確立する。

[2] 財政動向

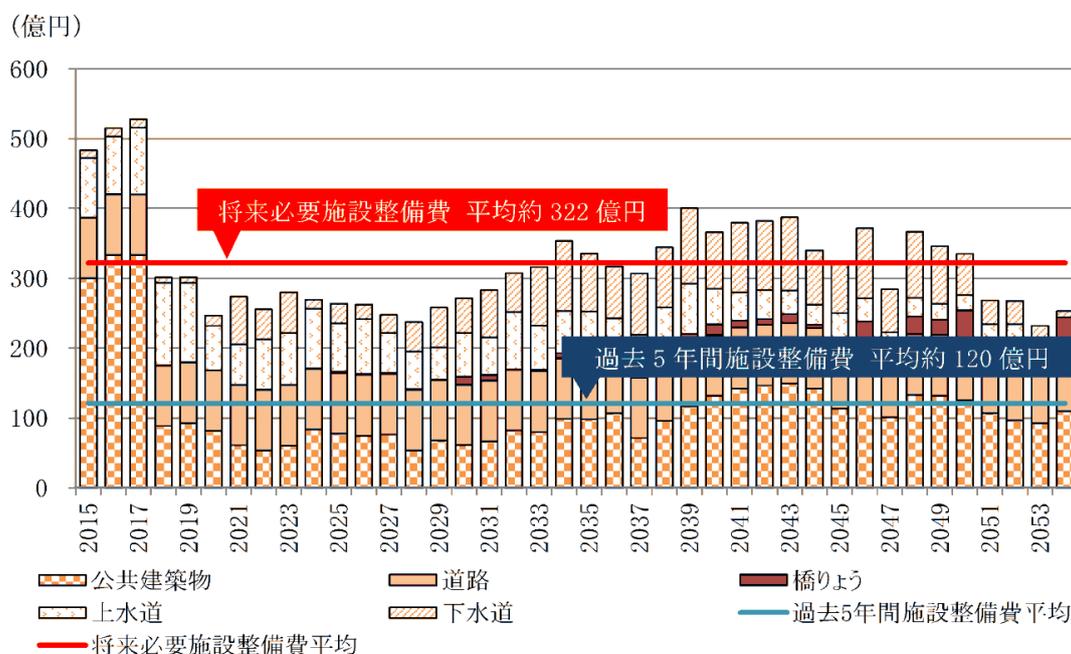
人口減少・少子高齢社会の進行に伴い、市税収入の減少が想定される一方で、本市の歳出額は、生活保護費をはじめとする扶助費の増加が大きく、過去10年間で約1.5倍まで増加しています。

旭川市公共施設等総合管理計画（H28.2）では、現在の公共施設をそのまま維持した場合に必要な更新費を含む整備費に係る試算を行っており、現時点で年平均約120億円の施設整備費が、今後は約322億円まで増加し、市民一人当たりの負担額が現在の約3.5倍程度まで増加することが予想されています。



（出典：旭川市公共施設等総合管理計画（H28.2））

図 歳出決算額（一般会計）の推移



（出典：旭川市公共施設等総合管理計画（H28.2））

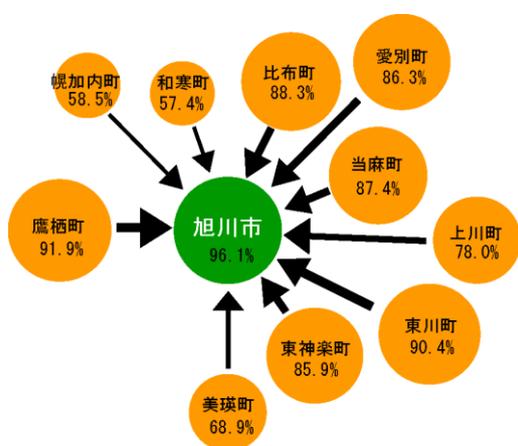
図 公共施設等の将来更新費用推計

[3] 広域連携

① 都市圏

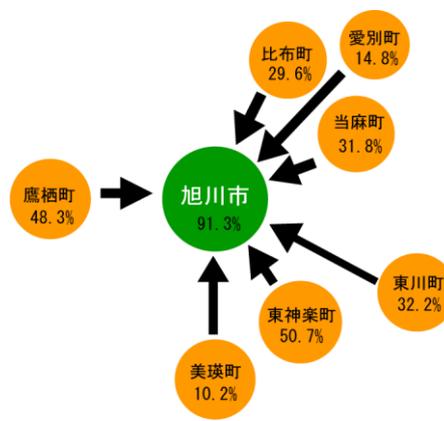
商業圏については、本市を1次商業圏とする自治体が1市10町であり、通勤圏、通学圏については、本市への通勤者や通学者の割合が高い自治体はそれぞれ1市7町、1市9町となっています。

また、医療圏についても、『北海道医療計画』（平成25年3月）において、上川中部医療圏（第2次医療圏）のひとつとして、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町の9町との連携が位置付けられており、当該医療圏の中でも、医療施設数や医師数等のほとんどが本市に集積しているなど、本市は都市圏の中核を担うことが求められています。



(資料：H21 北海道広域商業圏動向調査報告書)

図 商業圏域の状況



(資料：H27 国勢調査)

図 通勤圏の状況



(資料：H27 国勢調査)

図 通学圏の状況

	医師数	病院数	診療所数
鷹栖町	2	-	3
東神楽町	7	1	2
当麻町	3	-	4
比布町	2	-	3
愛別町	2	-	2
上川町	3	-	3
東川町	3	-	3
美瑛町	8	1	3
幌加内町	2	1	4
旭川市	1,280	40	245
上川中部圏域	1,313	43	272

(資料：H27 道北地域保健情報年報)

図 上川中部医療圏医療圏の
医師数、医療施設数の状況

②広域行政圏

北北海道においても、人口減少・少子高齢化などが大きな課題となっており、住民サービスを維持しつつ多様な行政ニーズに対応するためには、これまで以上に関係機関等との協力関係を広げていく必要があります。特に本市においては、北北海道の拠点都市として、広域連携による産業、防災など様々な取組のけん引役となることが求められています。

また、『旭川都市圏総合都市交通体系マスタープラン』においては、交通の要衝として道内各地と結ばれ、人流・物流及び情報の拠点としての役割を圏域として担うことが示されています。

さらに、隣接する鷹栖町、東神楽町と一体の都市計画区域を構成しており、『旭川圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』に基づき、土地利用や都市施設の整備などの方針を定め、総合的なまちづくりを進めていることから、1市2町の結びつきは特に強いと言えます。

表 広域行政圏を構成する市町村

位置付け	構成	構成市町
新・北海道総合計画 (道北連携地域)	6市 31町 4村	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、占冠村、音威子府村、初山別村、猿払村
上川中部圏地方拠点都市 地域基本計画	1市 8町	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
上川中部定住自立圏形成協定	1市 8町	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
旭川都市圏総合都市交通体系 マスタープラン	1市 5町	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町
旭川圏都市計画都市計画区域 の整備、開発及び保全の方針	1市 2町	旭川市、鷹栖町、東神楽町

3

現況整理と今後のまちづくりの課題

3-1. 現況と将来動向の整理

本市の現況と将来動向を項目ごとにまとめると次のとおりとなります。

項目	現況と将来動向のまとめ
人口	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現在の総人口（H27）：約 34 万人 ※ピーク時（H7）と比較すると 94%に減少 ◇ 将来推計人口（H47）：約 27 万人（社人研） 約 28 万人（人口ビジョン） ※現在の総人口（H27）と比較すると 79%に減少 ◇ 特に内環状道路内側において人口減少が進行 ◇ 高齢化率（H27）：31.3% ※全国平均（26.6%）より高く、今後も増加する見通し ◇ 若年層の人口が少なく、少子化が進展する見通し ◇ 特に中心市街地や既成市街地において高齢化が進行 ◇ 市街化区域の多くで低密度化（40人/ha未満）が進行 ◇ 市街地縁辺部の新興住宅地を中心に子育て世代が居住 ◇ 一般市街地に居住し、中心市街地で働く生活スタイルが主流
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人口集中地区（DID）の人口：H12以降減少傾向 ◇ 人口集中地区（DID）の人口密度：39.7人/ha（H27） ※ピーク時（S45）の63人/haから大幅に減少 ◇ 低未利用地が中心市街地において増加 ※市全体では市街地縁辺部等での宅地化により減少傾向 ◇ 空き家戸数は増加傾向 ※都心環状道路と内環状道路の間の既成市街地に多く分布
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 診療所やスーパー等の商業施設、集会施設は、各地域にバランス良く分布し、カバー率が比較的高い ◇ 病院や文化施設は、立地数が限られており、主に中心市街地に集積し、カバー率が低い ◇ 保育所等の子育て支援施設や福祉施設は、市内全域にわたり数多く分布し、カバー率が高い
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市計画道路の改良率：約 85% ※北海道平均：約 79% ◇ JR旭川駅における乗降客数は、減少傾向 ◇ バス乗降客数、バス利用割合共に減少傾向 ◇ バス交通における人口カバー率：約 88%

項目	現況と将来動向のまとめ
災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇市街化区域内の土砂災害危険箇所は，神居・緑が丘地域などの傾斜地に分布 ◇土砂災害警戒区域は，河川沿いの傾斜地に多く分布（約 40ha） ◇河川沿いの多くの範囲が浸水想定区域 ◇河川の合流点や蛇行箇所では浸水深 5 m以上の区域も分布
財政	<ul style="list-style-type: none"> ◇市税収入は，少子高齢・人口減少社会の進行に伴い減少する見通し ◇歳出額は，扶助費の増加が最も大きく，過去 10 年間で約 1.5 倍に増加 ◇将来必要な施設整備費の市民一人当たり負担額は，現在の約 3.5 倍までに増加する見通し
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇商業圏・通学圏・通勤圏・医療圏の中核都市 ◇北北海道の拠点都市として，産業，防災など様々な取組のけん引役 ◇交通の要衝として，道内各地と結ばれた人流や物流，情報の拠点 ◇隣接する鷹栖町，東神楽町と一体の都市計画区域を構成

3-2. 今後のまちづくりにおける問題点

本市の現況や将来動向を踏まえると、人口減少・少子高齢化・人口密度の低下・財源の縮小など回避することが困難な社会情勢の変化により、今後のまちづくりにおいて、次のような問題が生じる可能性があります。

- ◇ 拠点周辺において、一定のアクセス圏内での利用者確保が困難になると、生活利便施設の閉店や郊外移転が進み、拠点の利便性や賑わいの低下が生じ、周辺住民の生活が不便になるおそれがあります。
- ◇ 公共交通利用者の減少が続くと路線の維持が困難となり、更なる減便や廃線が余儀なくされ、自家用自動車を持たない高齢者や障害者、学生などの移手段の確保に支障を来します。
- ◇ 特に中心市街地において、病院や大型商業施設の撤退、交通結節機能の低下などが進むと、市民のみならず周辺自治体、観光客などの来街者が減少し、都市全体の活力低下につながります。
- ◇ 草刈りや除雪、修繕などが不十分で適切に管理されない空き家や空き地が増加すると、放火や不審者の侵入、冬期通行の妨げ、近所付き合いの減少などにより、防犯面や快適性、地域コミュニティが低下する可能性があります。
- ◇ 税込減や歳出の増大により、公共施設等の維持管理費の確保が困難になると、道路の除雪水準の低下や公共施設等の適正管理が不十分になるなど、行政サービスの質が低下してしまう懸念があります。



3-3. コンパクトなまちづくりに向けた課題

今後のまちづくりにおける問題点について、日常生活への影響を最小限のものとするためには、次のような課題の解決に向け、将来を見据えた様々な取組を進め、効率的で持続可能なコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

- ◇ 拠点周辺の利便性や賑わいを確保するためには、一定圏内における居住人口の集約化を図るとともに、誰もが利用しやすい環境づくりを進め、生活利便施設の集積等を維持していかなければなりません。
- ◇ 移動手段の確保に向けては、どのライフステージになった場合でも安心して快適に住み続けられるよう、地域の実情に応じた交通手段の見直し等と連携を図りながら、公共交通の効率的な活用に取り組む必要があります。
- ◇ 特に中心市街地においては、恒常的な賑わいが創出されるよう、魅力ある都市機能の集積を図るとともに、利便性の高い交通結節機能を生かし、回遊性があり、多くの人が集まりやすい環境整備を進めることが重要となります。
- ◇ 地域コミュニティの維持に向けては、空き家や空き地等の既存ストックを有効活用しながら、メリハリのある土地利用を図り、様々なニーズに対応した、まとまりのある居住環境を形成していかなければなりません。
- ◇ 質の高い行政サービスを維持していくためには、公共施設等の集約化や管理しやすい社会インフラの整備などを進め、人口規模に見合った効率的な都市構造への転換を図る必要があります。

居住や都市機能が集約されたコンパクトなまちを目指す！！



4 立地適正化に向けた基本方針

4-1. 目指す都市像

本市では、人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランにおける都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」と定め、これまでに整備を進めてきた都市基盤や都市機能を最大限に活用し、コンパクトで効率的な都市構造の構築と、それと連携した交通ネットワークの充実に取り組むこととしています。

本計画の策定に当たっては、コンパクトなまちづくりに向けた課題等を踏まえ、医療施設や商業施設、居住地がまとまって立地し、高齢者や障害者など誰もが徒歩や自転車、公共交通により、これら生活利便施設に容易にアクセスできる環境の維持を図るとともに、北北海道の拠点都市として、また、旭川圏都市計画区域の中核都市としての魅力向上や機能の連携を図ることで、将来にわたり、これまでどおりの暮らしやすさや賑わい等を確保できるよう、次のとおり計画の策定により目指す都市像を定めます。

立地適正化計画の策定により目指す都市像

- 『誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市』
- 『北北海道の都市活力を牽引する都市』

4-2. 都市機能や居住の立地適正化に向けた基本方針

人口減少や少子高齢化の時代においても、利便性や賑わいが確保された持続的な都市運営を可能とするためには、既存ストックを有効活用し、効率的な公共サービスが提供できるよう、都市の骨格となるエリアを示し、そのエリアにおいて一定程度の都市機能や居住を集積していく必要があります。

本市においては、既に都市基盤が整備されている中心市街地や地域核拠点を中心に、日常生活を支える都市機能の維持・集積を誘導するとともに、その周辺や基幹的な交通網沿道など利便性の高いエリアへの居住の誘導を図ることで、人口規模に見合ったコンパクトな都市空間の形成を目指します。

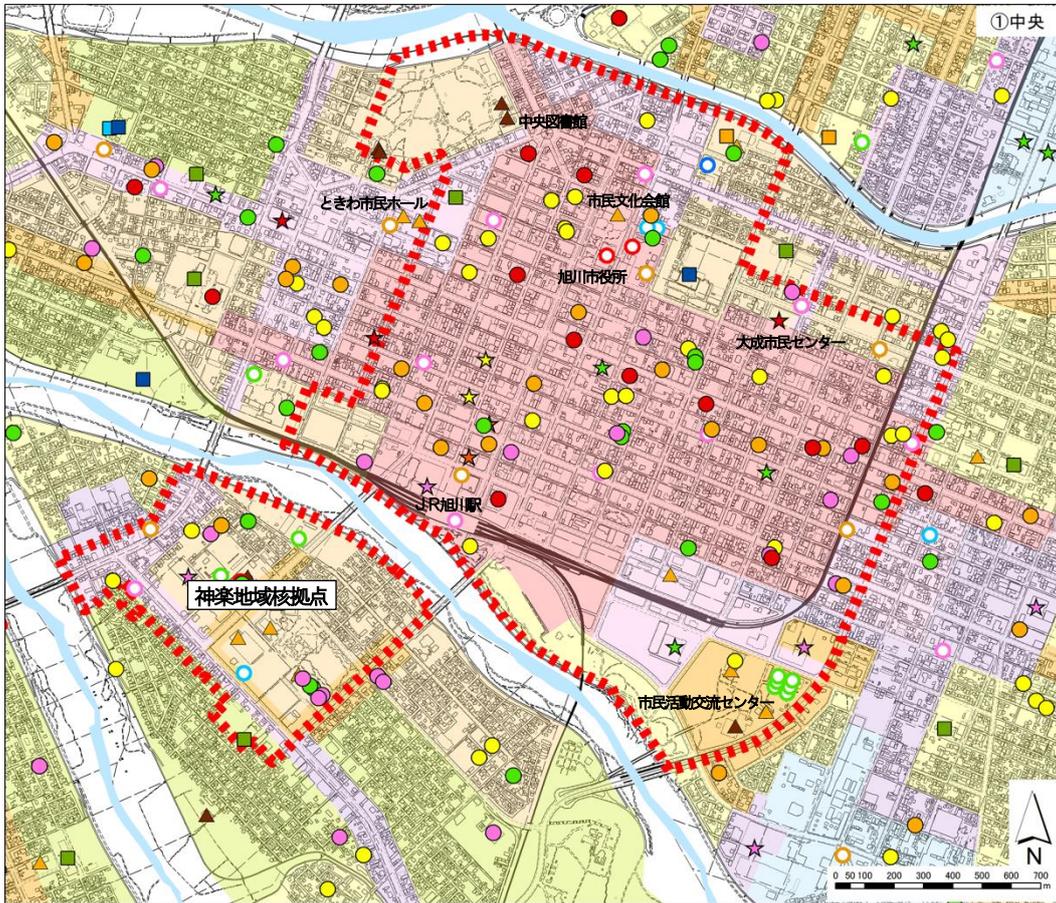
また、コンパクトな都市空間の形成を進めるに当たっては、各拠点間や周辺自治体とのアクセス利便性の確保など公共交通ネットワークとの連携も重要となることから、次のような基本方針を定め、都市機能や居住の誘導、公共交通との連携を図っていきます。

立地適正化に向けた基本方針

- 身近な生活圏における暮らしやすい拠点の確保
- 高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成
- 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成
- 安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保
- 拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

【①中央地域核拠点】

旭川市中心市街地活性化基本計画で設定された区域のうち、神楽地域を除いた範囲で、JR旭川駅を中心に発達した交通結節機能を生かし、旭川市役所をはじめとする市民文化会館やときわ市民ホール、中央図書館、大成市民センター、市民活動交流センターなどの公共施設のほか、様々な業務機能や医療機能、商業機能など高次の都市機能や集合住宅等の居住機能が集積する拠点。



凡例

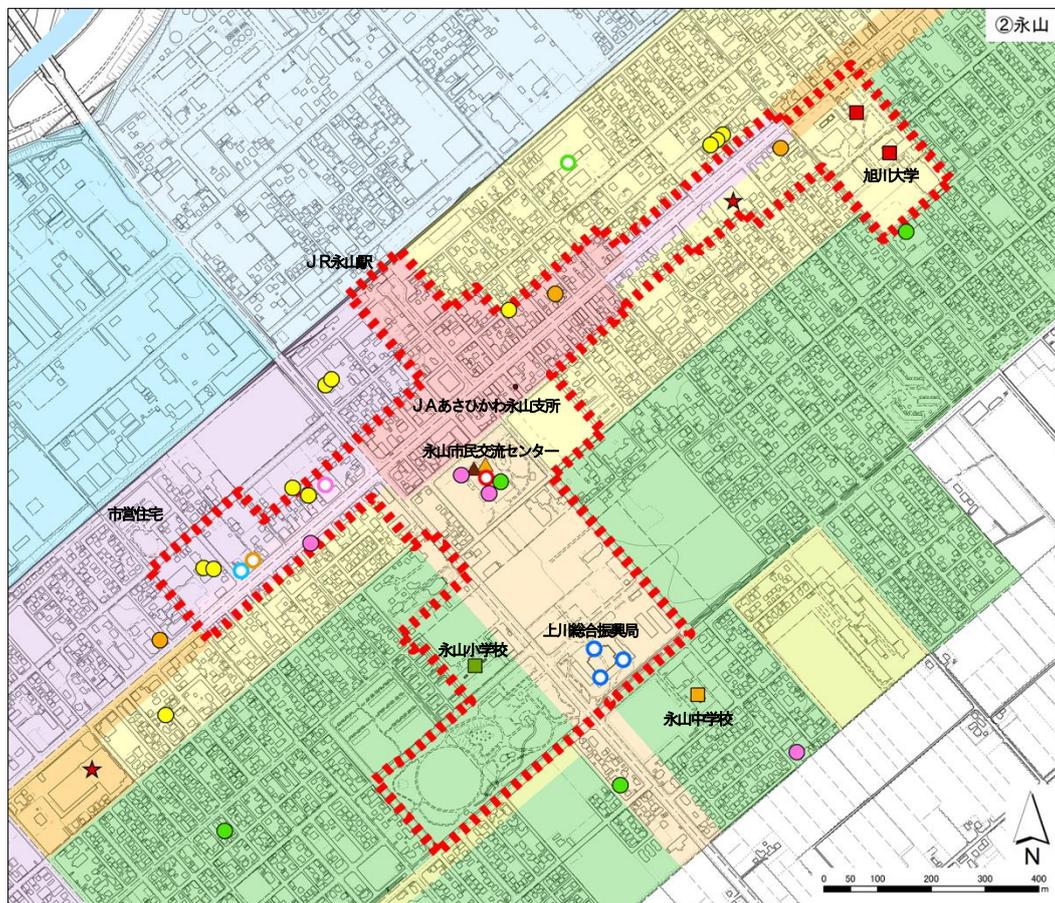
医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 △ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域	■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域
------------------------------	--	--	---	--	--	---

- 地域内人口：約 28.0 千人 (H27)
- 路線バス：多方面にて運行
- 都市機能：病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：高次都市機能が多数集積し、公共交通の総合的な結節点で、市内外問わず北海道の広域的な拠点となっている。
- 拠点の分類：中心市街地

図 中央地域核拠点カルテ（抜粋）

【②永山地域核拠点】

J Aあさひかわ永山支所付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、国道 39 号沿道の商業地域・近隣商業地域・準工業地域を含む街区を基本とした、永山市民交流センターや上川総合振興局等の行政施設、J R永山駅、永山小学校・旭川大学等の教育施設などを含み、市営住宅や永山中学校が隣接する拠点。



凡例

医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 △ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局	文化機能 △ 文化施設	子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	地域核拠点 [Red dashed line]
------------------------------	---	--	---	----------------------	-----------------------	-----------------------------------	--	---	-----------------------------------

■ 地域内人口：約 56.3 千人 (H27) ■ 路線バス：11 系統・運行 103 本 (6.1 本/h)

■ 都市機能 ● 病院 × ● 診療所 ○ ● 高齢者福祉施設 ○ ● 障害者福祉施設 ○ ● 小学校 ○
● スーパー ○ ● 市窓口 ○ ● 集会施設 ○ ● 郵便局 ○ ● 図書館 ○ ● 保育所等 ○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)

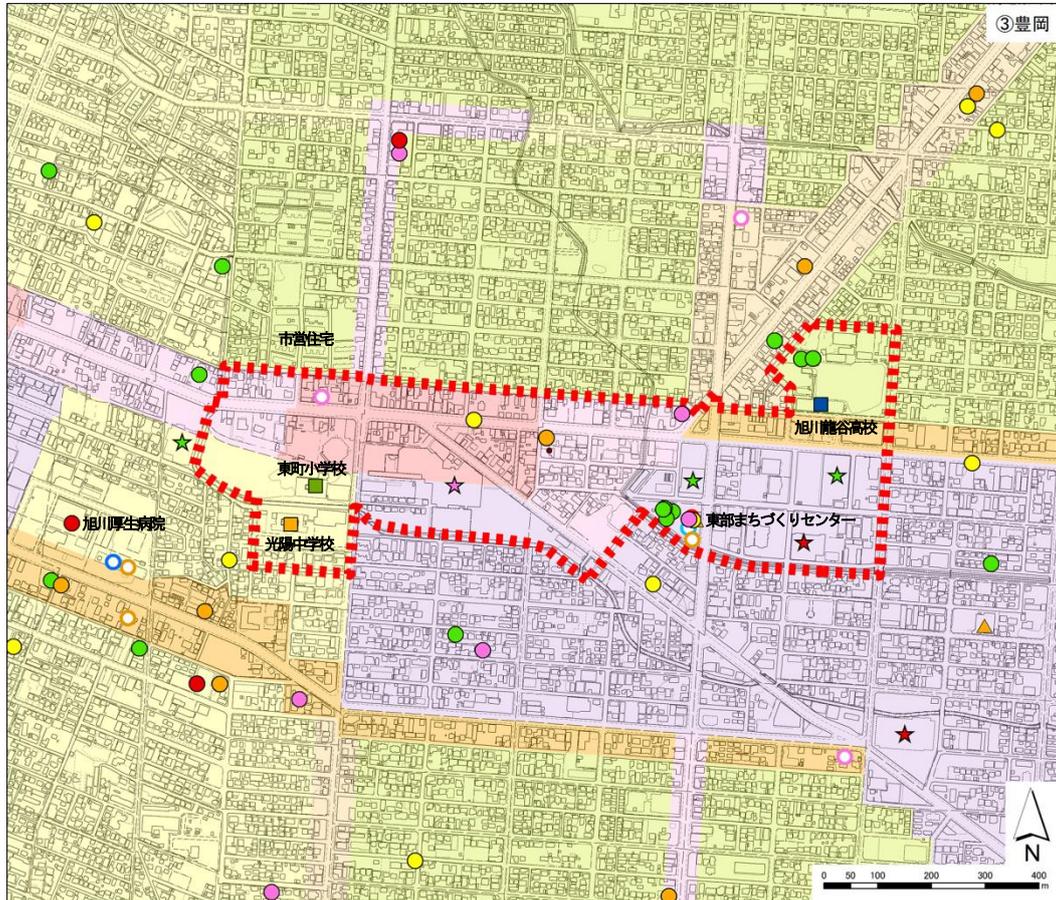
■ 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの、合併以前からの旧市街地で、都市機能が公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。また、旭川大学等の高等教育研究施設や上川総合振興局など広域的な拠点機能も備えている。

■ 拠点の分類： **一般市街地型**

図 永山地域核拠点カルテ（抜粋）

【③豊岡地域核拠点】

豊岡4条2丁目のバス停付近を中心とした徒歩圏内（半径500m程度）で、4条通沿道の商業地域、近隣商業地域、準工業地域、準住居地域を基本とした、東部まちづくりセンターや東町小学校、光陽中学校、旭川龍谷高校などを含み、市営住宅や旭川厚生病院などが隣接する拠点。



凡例

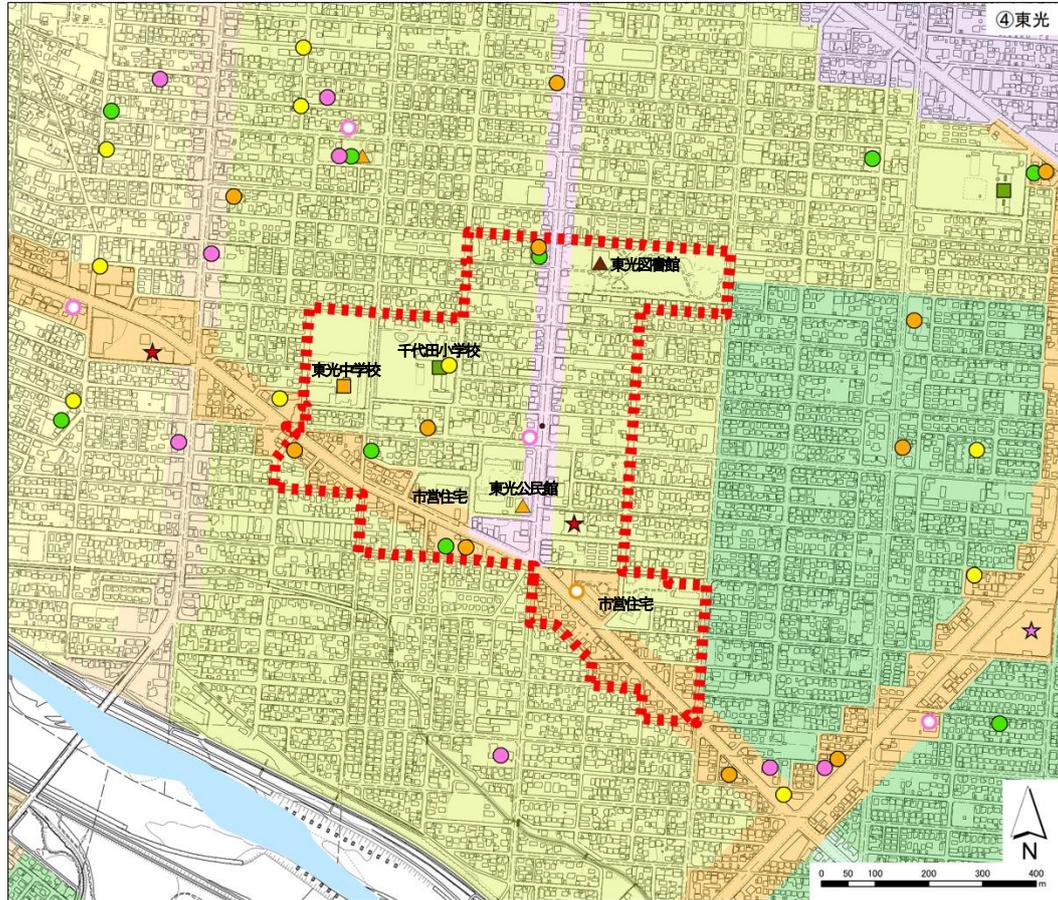
医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局	文化機能 ▲ 文化施設 ● 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域	■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域	■ 地域核拠点
------------------------------	--	--	---	----------------------	---	--	---	---------

- 地域内人口：約 23.9 千人 (H27) ■ 路線バス：18 系統・運行 249 本 (14.6 本/h)
- 都市機能 ・ 病院△・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館×・保育所等○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地に比較的近く、都市機能が充実しているとともに、公共交通の結節点であることから、周辺住民の生活拠点となっているほか、隣接する東光・東旭川地域の住民の生活拠点の一端を担っている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 豊岡地域核拠点カルテ（抜粋）

【④東光地域核拠点】

東光公民館付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、永山東光線沿道の近隣商業地域、南6条通沿道の準住居地域を含む街区を基本とした、東光公民館や東光図書館、千代田小学校、東光中学校、市営住宅などを含む拠点。



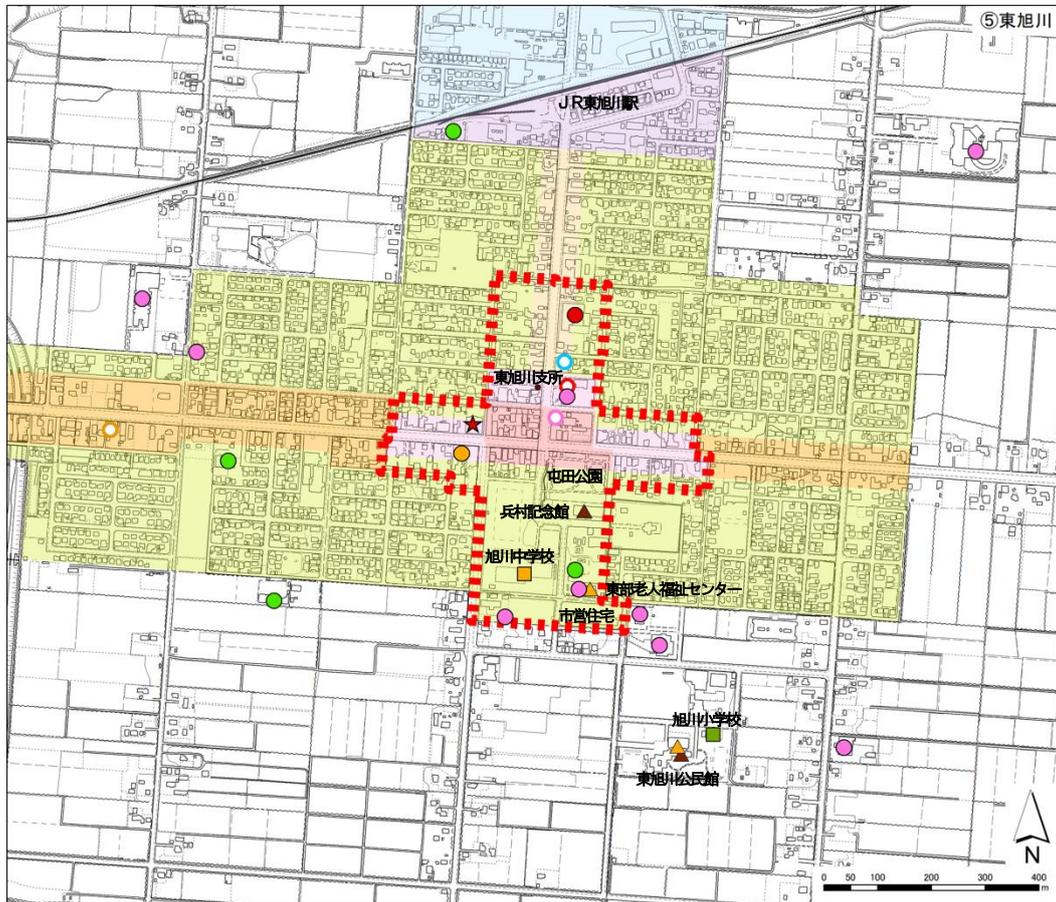
凡例	
医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校 ● 大学短大 ● その他
介護福祉機能 ● 高齢者福祉施設 ● 障害者福祉施設	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店
行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ○ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等
用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域	■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 49.8 千人 (H27)
- 路線バス：5 系統・運行 147 本 (8.6 本/h)
- 都市機能：
 - 病院 ×
 - 診療所 ○
 - 高齢者福祉施設 △
 - 障害者福祉施設 ○
 - 小学校 ○
 - スーパー ○
 - 市窓口 ×
 - 集会施設 ○
 - 郵便局 ○
 - 図書館 ○
 - 保育所等 ○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点となっている。
- 拠点の分類：**一般市街地型**

図 東光地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑤東旭川地域核拠点】

屯田公園付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 300m程度）で、神居旭山通沿道の商業地域・近隣商業地域，東旭川駅前通沿道の近隣商業地域・準住居地域を含む街区を基本とした，東旭川支所や東部老人福祉センター，旭川小学校・旭川中学校，兵村記念館，市営住宅などを含み，JR東旭川駅や東旭川公民館が隣接する拠点。



凡例

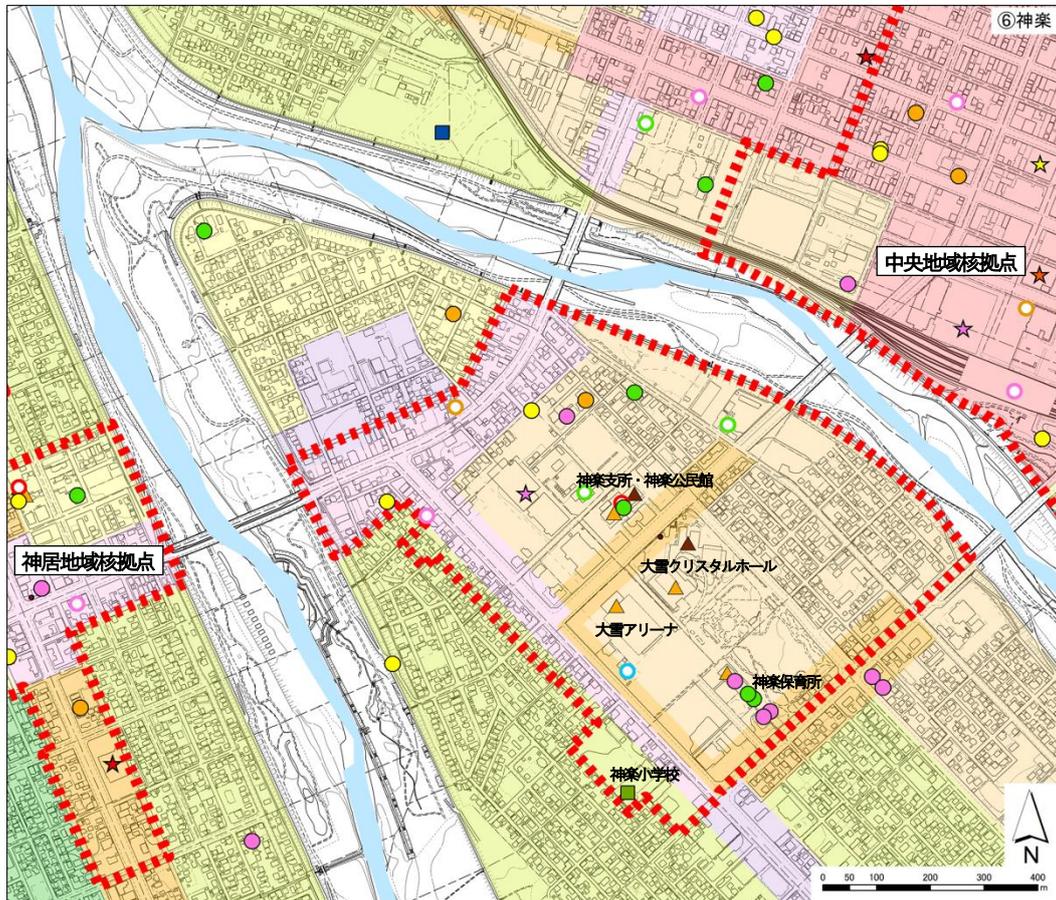
医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 △ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 ○ 文化施設 △ 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域	■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
------------------------------	--	--	---	--	--	--

- 地域内人口：約 14.6 千人 (H27) ■ 路線バス：5 系統・運行 68 本 (4.0 本/h)
- 都市機能 ● 病院 ○ 診療所 ○ 高齢者福祉施設 ○ 障害者福祉施設 × 小学校 ○
 ● スーパー ○ 市窓口 ○ 集会施設 ○ 郵便局 ○ 図書館 △ 保育所等 ○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れているものの，合併以前からの旧市街地で，都市機能や公共交通が整っており，周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 東旭川地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑥神楽地域核拠点】

大雪アリーナ付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、区域の西側と南側は国道 237 号沿道の近隣商業地域を含む街区、北側は神楽 3 条通、東側は永隆橋通に囲まれた第 2 種住居地域・準住居地域を基本とした、神楽支所や神楽公民館等の行政施設、大雪クリスタルホールや大雪アリーナ等の文化施設、神楽小学校、神楽保育所などを含む拠点。



凡例

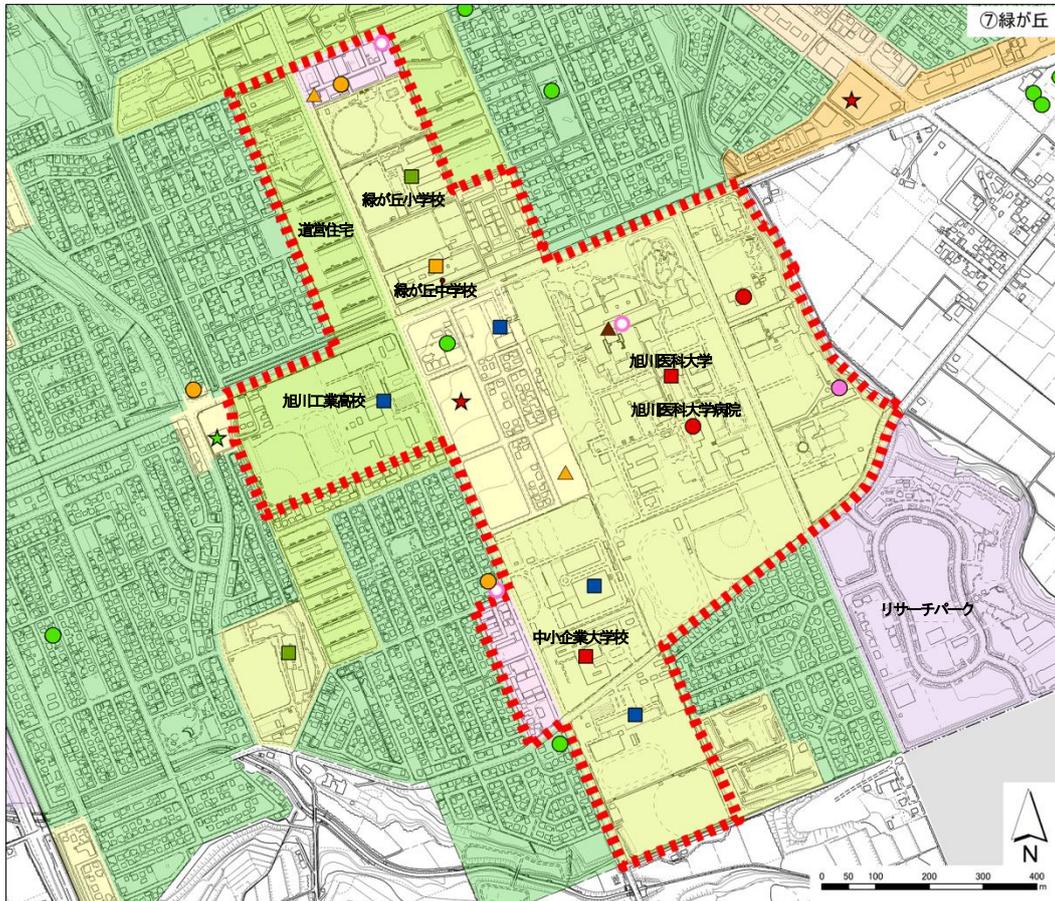
医療機能 ● 病院 ● 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ● 市の窓口 ● 道の窓口 ● 国の窓口 ● 警察署 ● 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ● 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域	■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域
------------------------------	--	--	---	--	--	---

- 地域内人口：約 16.8 千人 (H27)
- 路線バス：多方面にて運行
- 都市機能：病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっているほか、全市的な文化施設等も集積しており、中心市街地の一端を担っている。
- 拠点の分類：**中心市街地**

図 神楽地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑦緑が丘地域核拠点】

旭川工業高校付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、神楽岡通沿道の近隣商業地域のほか、環状 1 号線及び神楽岡通沿道の第 1 種住居地域・第 2 種中高層住居専用地域を基本とした、旭川医科大学病院や緑が丘小学校、緑が丘中学校、旭川工業高校、旭川医科大学等の教育施設、道営住宅などを含む拠点。



凡例

医療機能 ● 病院 ● 診療所	教育機能 ● 小学校 ● 中学校 ● 高等学校 ● 大学短大 ● その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ○ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域
------------------------------	--	--	---	--	---

■ 地域核拠点

- 地域内人口：約 20.1 千人 (H27)
- 路線バス：5 系統・運行 149 本 (8.8 本/h)
- 都市機能
 ・病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設×・小学校○
 ・スーパー○・市窓口×・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)

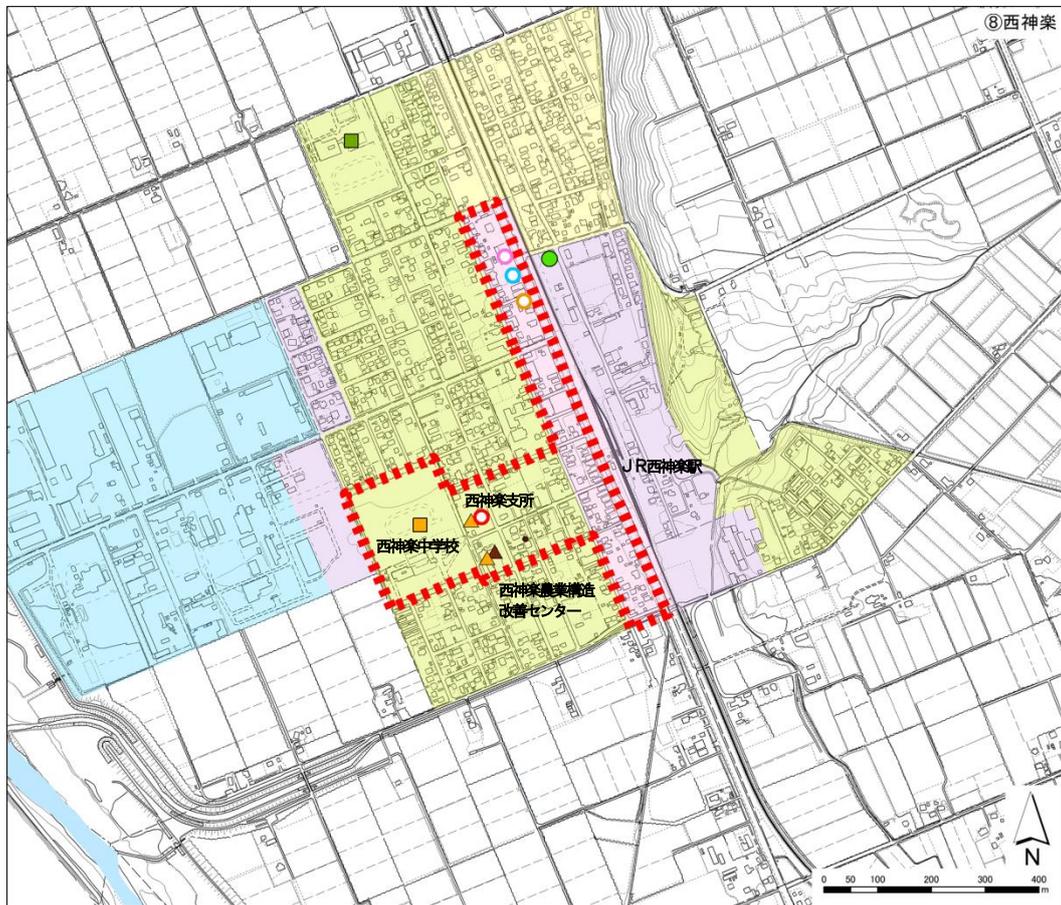
■ 拠点の特徴：都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点となっている。また、特定医療病院である医大病院をはじめ、医大や中小企業大学等の高等教育研究施設の立地、さらには、研究・開発業務地であるリサーチパークが隣接するなど広域的な拠点機能も備えている。

■ 拠点の分類： **一般市街地型**

図 緑が丘地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑧西神楽地域核拠点】

JR西神楽駅前を中心とした徒歩圏内（300m程度）で、国道237号沿道の近隣商業地域を基本とし、地域の拠点施設である西神楽支所や西神楽農業構造改善センターのほか、西神楽中学校などを含む拠点。



凡例

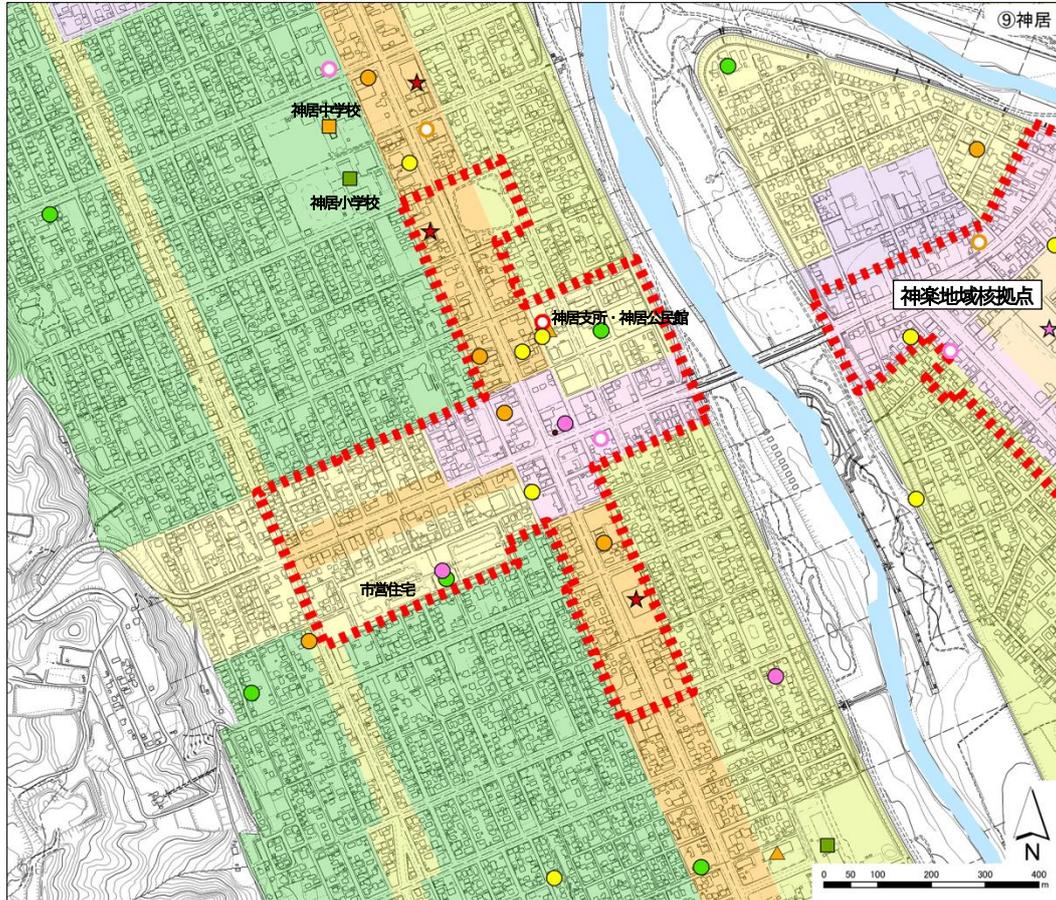
医療機能 ● 病院 ● 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 ▲ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域 ■ 地域核拠点
------------------------------	--	--	---	--	--

- 地域内人口：約3.0千人(H27) ■ 路線バス：3系統・運行17本(1.0本/h)
- 都市機能 ・病院×・診療所×・高齢者福祉施設×・障害者福祉施設×・小学校△
 ・スーパー×・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等△
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れており、人口・都市機能とも少ないが、合併以前からの旧市街地で、周辺住民や農村部の地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： **郊外型**

図 西神楽地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑨神居地域核拠点】

神居十字街付近の交差点を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、交差点付近の近隣商業地域、環状 1 号線沿道の準住居地域、神居旭山通沿道の準住居地域・第 1 種住居地域を基本とした、神居支所、神居公民館、市営住宅などを含み、神居小学校、神居中学校が隣接する拠点。



凡例

医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 △ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域
------------------------------	--	--	---	--	---

■ 地域核拠点

地域内人口：約 31.6 千人(H27) ■ 路線バス：22 系統・運行 190 本（11.2 本/h）

■ 都市機能 ・病院×・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校△
・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
（ ○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接 ）

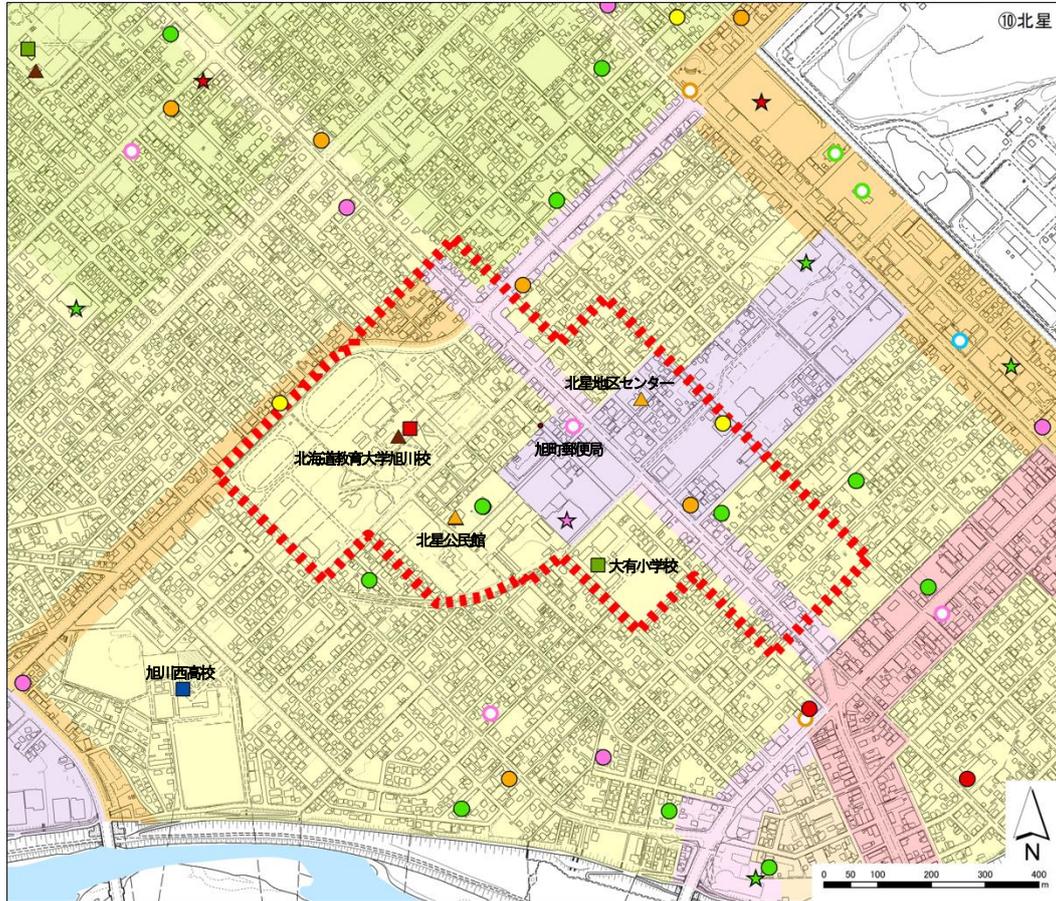
■ 拠点の特徴：中心市街地から比較的近く、合併以前からの旧市街地で、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民の生活拠点及び地域コミュニティの拠点となっている。

■ 拠点の分類： **一般市街地型**

図 神居地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑩北星地域核拠点】

旭町郵便局前付近を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、旭町通沿道の近隣商業地域、準工業地域、準住居地域を基本とした、北星公民館や北星地区センター、大有小学校、北海道教育大学旭川校などを含み、旭川西高校が隣接する拠点。



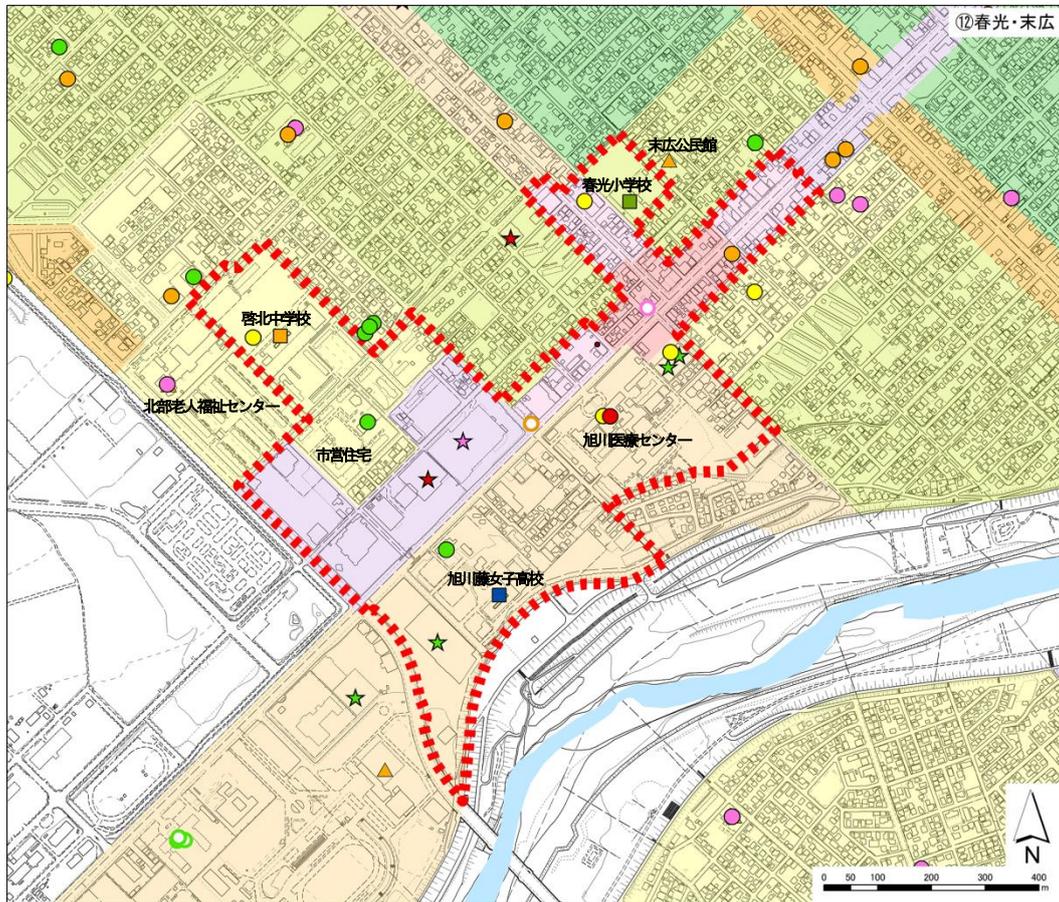
凡例	
医療機能	教育機能
● 病院	■ 小学校
○ 診療所	■ 中学校
介護福祉機能	■ 高等学校
○ 高齢者福祉施設	■ 大学短大
○ 障害者福祉施設	■ その他
商業機能	行政機能
★ スーパー	○ 市の窓口
★ 百貨店	○ 道の窓口
★ 寄合百貨店	○ 国の窓口
★ 専門店	○ 警察署
★ スーパー・専門店	○ 消防署
	△ 公的集会施設
金融機能	文化機能
○ 郵便局	△ 文化施設
子育て支援機能	○ 保育所
○ 保育所	○ 幼稚園等
用途地域	地域核拠点
■ 第一種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
■ 第二種低層住居専用地域	■ 商業地域
■ 第一種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
■ 第二種中高層住居専用地域	■ 工業地域
■ 第一種住居地域	■ 工業専用地域
■ 第二種住居地域	
■ 準住居地域	

- 地域内人口：31.2千人(H27) ■ 路線バス：7系統・運行106本(6.2本/h)
- 都市機能 ● 病院 △ 診療所 ○ 高齢者福祉施設 △ 障害者福祉施設 ○ 小学校 ○
 ● スーパー ○ 市窓口 × 集会施設 ○ 郵便局 ○ 図書館 ○ 保育所等 ○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から比較的近く、都市機能や公共交通が充実しており、周辺住民や高等教育研究機関である教育大学旭川校を利用する人などの生活拠点となっている。
- 拠点の分類： **一般市街地型**

図 北星地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑫春光・末広地域核拠点】

旭川医療センター前付近を中心とした徒歩圏内（半径 500m程度）で、国道 40 号沿道の商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第 2 種住居地域を基本とした、旭川医療センターや春光小学校、啓北中学校、旭川藤女子高校等の教育施設、市営住宅などを含み、末広公民館や北部老人福祉センターが隣接する拠点。



凡例	
医療機能	教育機能
● 病院	■ 小学校
● 診療所	■ 中学校
介護福祉機能	■ 高等学校
● 高齢者福祉施設	■ 大学短大
● 障害者福祉施設	■ その他
商業機能	行政機能
★ スーパー	○ 市の窓口
★ 百貨店	○ 道の窓口
★ 寄合百貨店	○ 国の窓口
★ 専門店	○ 警察署
★ スーパー・専門店	○ 消防署
▲ 公的集会施設	○ 公的集会施設
金融機能	文化機能
○ 郵便局	▲ 文化施設
子育て支援機能	● 保育所
● 幼稚園等	
用途地域	
■ 第一種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
■ 第二種低層住居専用地域	■ 商業地域
■ 第一種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
■ 第二種中高層住居専用地域	■ 工業地域
■ 第一種住居地域	■ 工業専用地域
■ 第二種住居地域	
■ 準住居地域	■ 地域核拠点

■ 地域内人口：約 45.3 千人 (H27) ■ 路線バス：43 系統・運行 344 本 (20.2 本/h)

■ 都市機能 ・病院○・診療所○・高齢者福祉施設△・障害者福祉施設○・小学校○
 ・スーパー○・市窓口×・集会施設△・郵便局○・図書館△・保育所等○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)

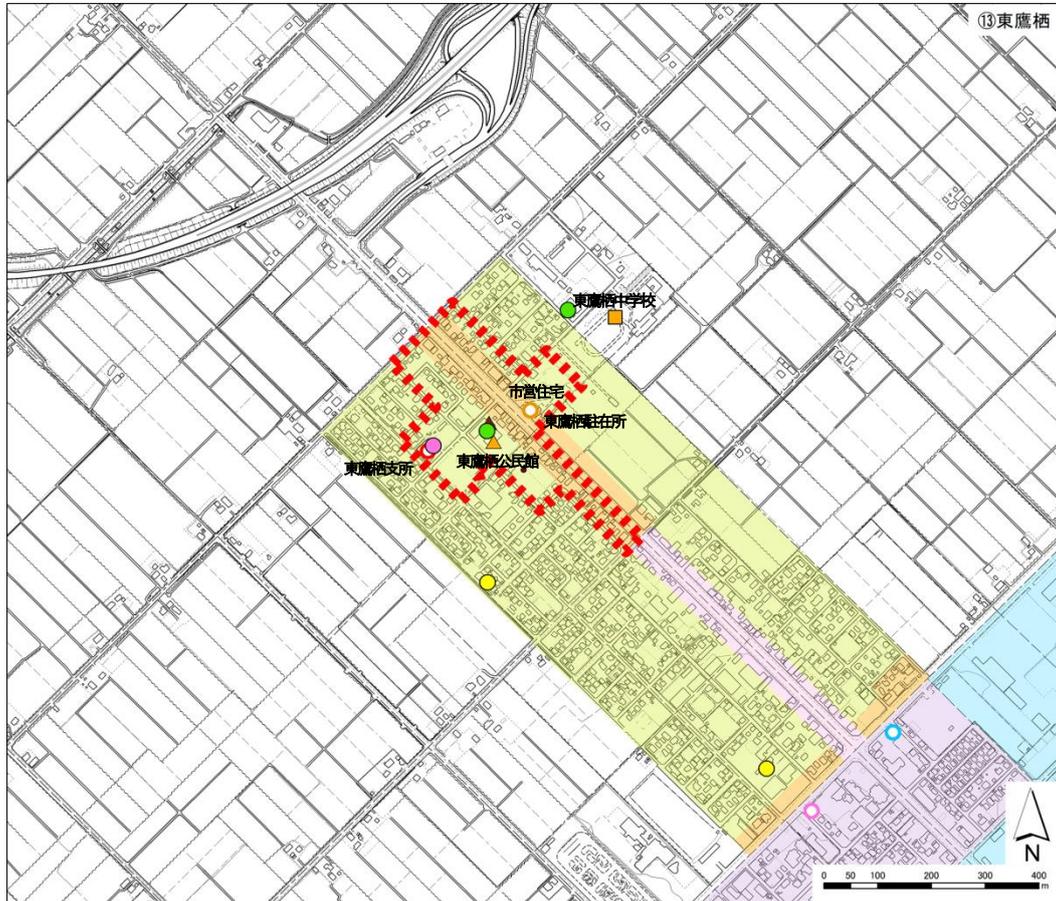
■ 拠点の特徴：都市機能が充実しているとともに、公共交通の結節点であることから、周辺住民の生活拠点となっているほか、隣接する東鷹栖地域や比布町の生活拠点の一端を担っている。

■ 拠点の分類： **一般市街地型**

図 春光・末広地域核拠点カルテ（抜粋）

【⑬東鷹栖地域核拠点】

東鷹栖駐在所前を中心とした徒歩圏内（300m程度）で、東鷹栖東旭川通沿道の準住居地域を含む街区を基本とした、地域の拠点施設である東鷹栖支所や東鷹栖公民館のほか、市営住宅などを含み、東鷹栖中学校が隣接する拠点。



凡例

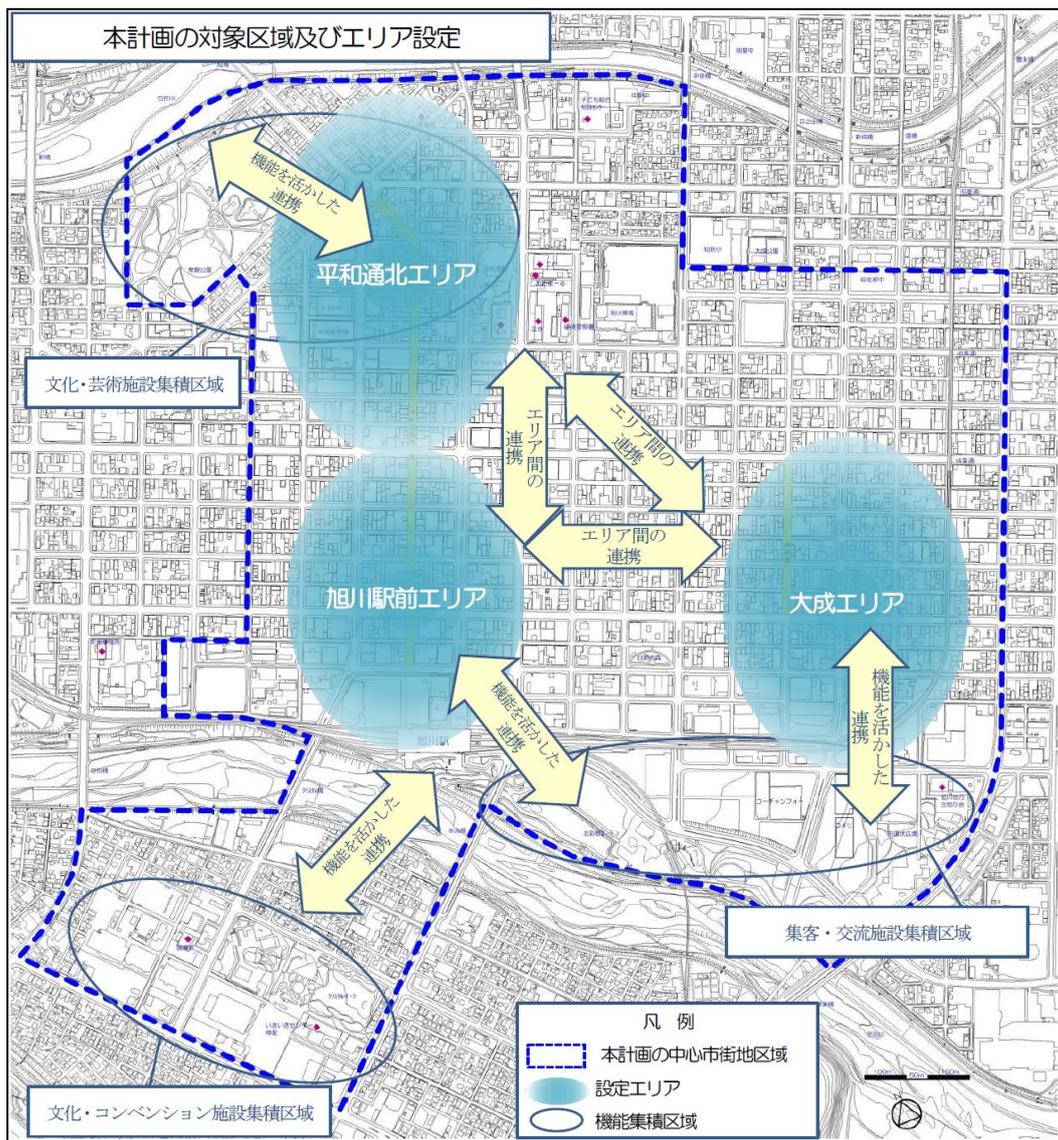
医療機能 ● 病院 ○ 診療所	教育機能 ■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学短大 ■ その他	商業機能 ★ スーパー ★ 百貨店 ★ 寄合百貨店 ★ 専門店 ★ スーパー・専門店	行政機能 ○ 市の窓口 ○ 道の窓口 ○ 国の窓口 ○ 警察署 ○ 消防署 △ 公的集会施設	金融機能 ○ 郵便局 文化機能 ▲ 文化施設 子育て支援機能 ● 保育所 ● 幼稚園等	用途地域 ■ 第一種低層住居専用地域 ■ 第二種低層住居専用地域 ■ 第一種中高層住居専用地域 ■ 第二種中高層住居専用地域 ■ 第一種住居地域 ■ 第二種住居地域 ■ 準住居地域	■ 近隣商業地域 ■ 商業地域 ■ 準工業地域 ■ 工業地域 ■ 工業専用地域
------------------------------	--	--	---	--	--	---

- 地域内人口：約 5.7 千人 (H27) ■ 路線バス：6 系統・運行 25 本 (1.5 本/h)
- 都市機能 ・ 病院 × ・ 診療所 × ・ 高齢者福祉施設 ○ ・ 障害者福祉施設 △ ・ 小学校 ×
 ・ スーパー × ・ 市窓口 ○ ・ 集会施設 ○ ・ 郵便局 △ ・ 図書館 ○ ・ 保育所等 ○
(○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)
- 拠点の特徴：中心市街地から離れており、人口・都市機能とも少ないが、合併以前からの旧市街地で、周辺住民や農村部の地域コミュニティの拠点となっている。
- 拠点の分類： **郊外型**

図 東鷹栖地域核拠点カルテ（抜粋）

■ 高次な都市機能が集積する魅力ある広域拠点の形成

中心市街地においては、市内外から多くの人が集まり、恒常的な賑わいを創出できるよう、これまで重点的に整備を進めてきた都市基盤や都市機能、交通結節機能等の有効活用を図るとともに、市全体及び周辺市町村を利用圏とする高次な都市機能（大規模商業施設や基幹的な病院、文化・交流施設、行政機関等）の維持・集積を誘導し、北北海道の広域拠点にふさわしい、魅力ある都市空間の形成を目指します。



(出典：旭川市中心市街地活性化基本計画 (H29.12))

図 旭川市中心市街地活性化基本計画の対象区域図

[旭川市中心市街地活性化基本計画]

これまで整備した基盤を最大限活用するとともに、地域や商店街、事業者、行政等が将来の中心市街地のイメージを共有しながら、商業機能の充実やまちなか居住の推進、観光振興など、人の流れを生み出すための取組（動機付け）を考え、実行していくための計画。

[2] 居住に関する方針

■ 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成

地域核拠点とその周辺及び主要幹線・幹線道路網を中心とする基幹的な交通網沿道など利便性の高いエリアにおいては、既に備わっている都市機能や公共交通等を今後も効率的かつ持続的に活用していくため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発等の誘導を促進し、一定の人口を確保することにより、都市の骨格となる人口密度の高い居住地の形成を目指します。

特に中心市街地においては、土地の高度利用を図るため、医療施設や文化施設等が集積している特性を生かし、多世代交流型集合住宅やサービス付高齢者住宅等の立地誘導を図り、中高層集合住宅を主体とする「まちなか居住」を促進します。

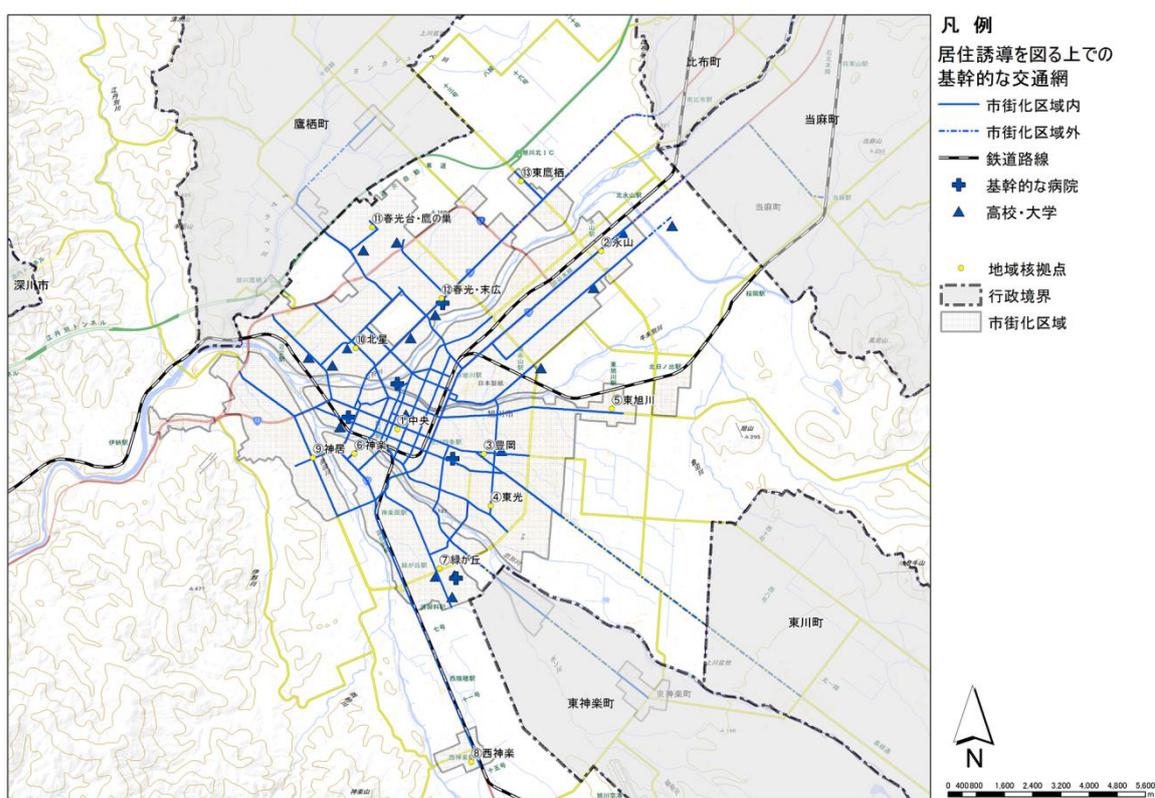


図 居住誘導を図る上での基幹的な交通網

[居住誘導を図る上での基幹的な交通網]

都市計画マスタープランで示す主要幹線・幹線道路網のうち、①地域核拠点や周辺市町村と連絡する主な交通網、②高校や大学、基幹的な病院に通じるバス路線又は運行回数や幅員が一定程度（50本/日・片側2車線）以上確保されたバス路線、③内環状道路内側で幅員が一定程度（片側2車線）以上確保又は計画されている道路など、道路整備の状況や公共交通の利用動向等を踏まえ、コンパクトなまちづくりに向けた居住誘導を図る上で、将来にわたり交通利便性等の確保を目指すべき交通網。

■ 安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保

崖崩れや地滑り，河川の氾濫による浸水などの災害による被害が特に大きいと想定される区域や工業・流通を主体とするエリアにおいては，住民の安全性や快適性を確保するため，長期的な視点に立ち，都市の骨格となる居住地への誘導を図るとともに，内環状道路の外側に広がる低層居住エリア等においては，これまでどおりの快適な暮らしや地域コミュニティを維持できるよう，ゆとりある良好な住環境の確保を目指します。

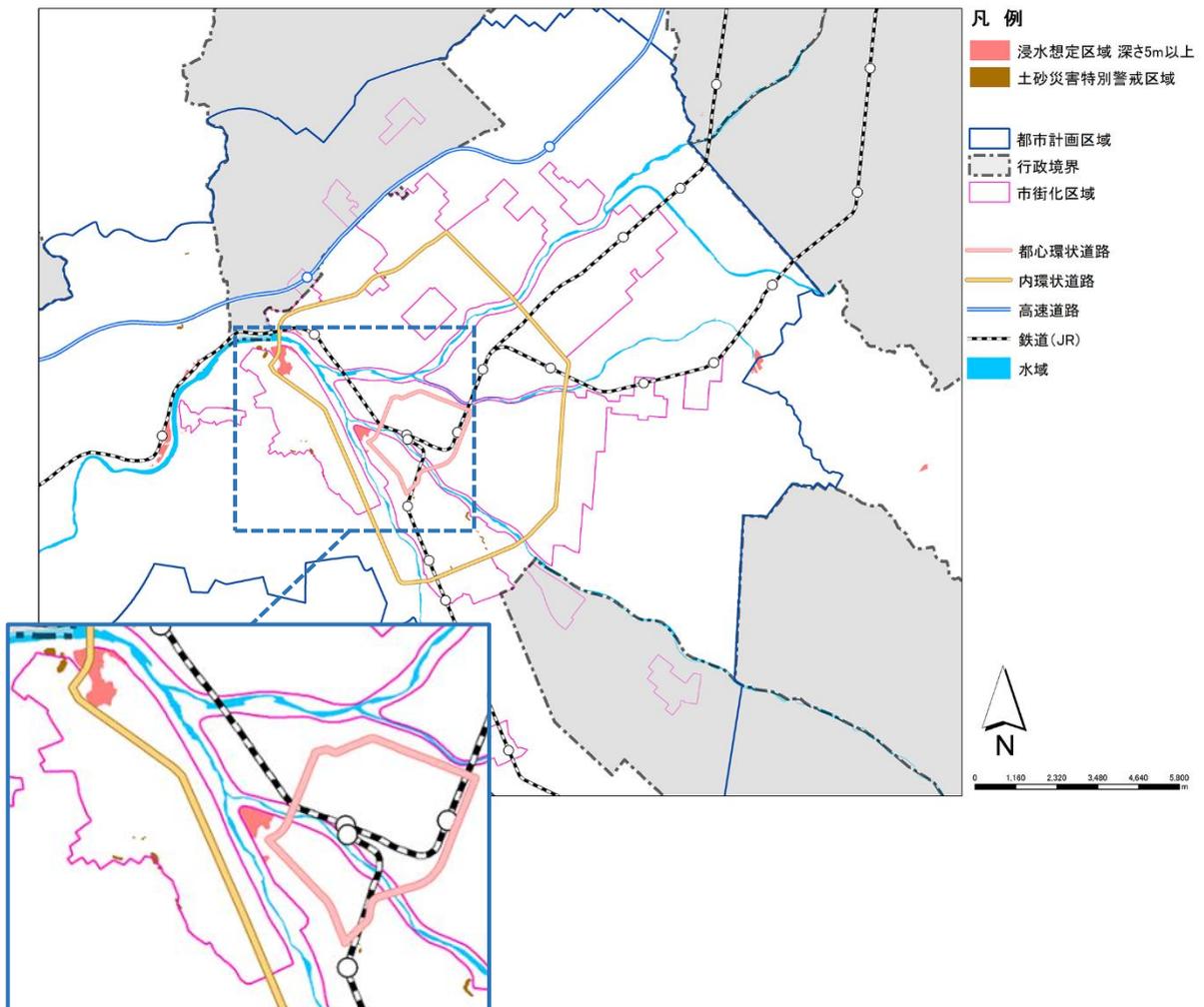


図 災害による被害が特に大きいと想定される区域

[災害による被害が特に大きいと想定される区域]

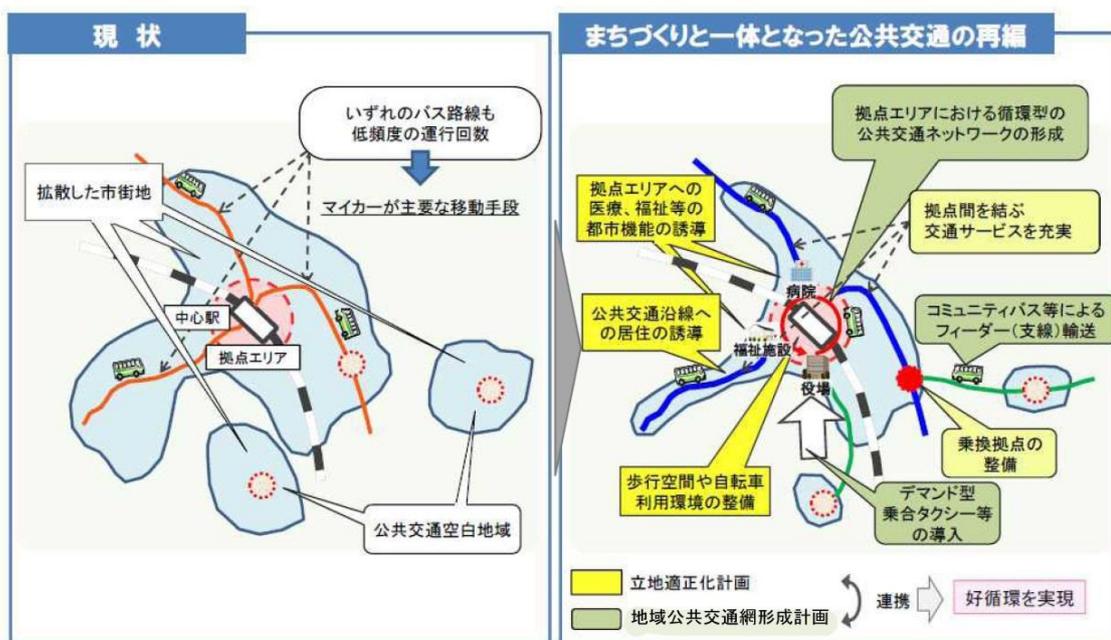
市内各所に指定されている浸水想定区域や土砂災害警戒区域など災害発生のおそれのある区域においては，旭川市地域防災計画に基づき，避難体制の周知や災害防止工事の促進など，様々な水害対策・土砂災害対策を実施し，災害時における居住地等の安全性の確保に努めることとしているが，一時避難場所の指定が行われていない水の深さが5m以上の浸水想定区域や土砂災害に対する建築物の構造規制や特定開発行為の許可が必要となる土砂災害特別警戒区域，土砂災害防止対策の推進に関する基礎調査結果により土砂災害特別警戒区域の指定が予定される区域については，より高い安全性が求められるため，災害による被害が特に大きいと想定される区域に位置付ける。

[3] 公共交通等との連携

■ 拠点や居住地の形成と連携のとれた交通軸の構築

コンパクトなまちづくりに向けた都市機能や居住の誘導を実現していくためには、都市機能が充実している中心市街地や高校・大学、広域での利用が求められる基幹的な病院などと各地域核拠点や周辺自治体とを結ぶ、サービスレベルの高い公共交通ネットワークの形成が必要不可欠となることから、市街地の大半をカバーしているバス路線を中心とした公共交通について、旭川市地域公共交通網形成計画における取組と連携を図りながら、利便性が高く、持続可能な交通軸の構築を目指します。

また、地域核拠点やその周辺等においては、日常生活に必要な都市機能の維持に合わせ、身近な生活圏において、高齢者や障害者など誰もが徒歩や自転車、公共交通等により安心快適に歩いて暮らせるよう、地域の実情に合った交通手段の確保に努めるとともに、必要な道路や歩行空間の整備、駐輪場の確保、待合環境の改善等を行い、交通結節機能の充実を図ります。



[旭川市地域公共交通網形成計画]

地域の公共交通の問題点や課題の解決に向け、まちづくりなど関係分野と連携しながら、面的な公共交通ネットワークの再構築等を目指し、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たす計画。

4-3. 旭川圏都市計画の広域連携

[1] 広域連携の考え方

旭川圏都市計画区域は、旭川市、鷹栖町及び東神楽町の1市2町で構成し、通勤、通学、買物などの日常生活圏等を共にする一体の都市として、総合的なまちづくりを進めていますが、圏域内においても人口減少や少子高齢化は今後も進行すると予想され、地域経済の低迷や地域コミュニティの衰退などにより、健全な都市運営が困難になると懸念されています。

そのため、これまでに広域的な観点から整備や開発等を進めてきた土地利用や交通施設等の特性を生かしつつ、各市町が持つ都市機能や公共交通網などの機能分担を図り、相互に補完し合いながら、持続可能な都市運営に向け広域連携を強化していく必要があります。

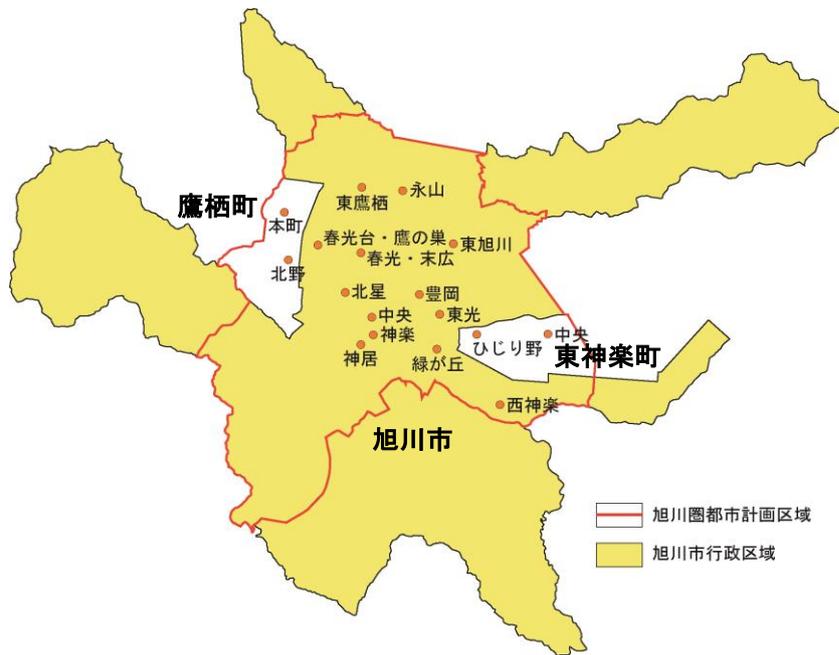


図 旭川圏都市計画区域

[2] 中核都市としての役割

圏域内の中核都市としての役割を担う本市においては、特に中心市街地の活性化を図ることが、圏域全体の魅力向上や経済活動の発展につながると考えられることから、中心市街地を広域拠点と位置付け、高次都市機能（大規模商業施設や基幹的な病院、文化・交流施設など）の維持・集積とともに、各種都市機能が集積している特性を生かし、両町の日常生活に必要な機能を補完するためにも、病院や複合商業施設（買い回り品）等の都市機能の維持を図っていきます。

また、これら都市機能の利用のほか、通勤や通学などにおいても、圏域内での結びつきが特に強いことから、両町と本市の各拠点や都市の骨格となる居住地を結ぶサービスレベルの高い公共交通ネットワークを形成することで、広域連携が図られた持続可能でコンパクトなまちづくりを進めていきます。

5 誘導区域及び誘導施設等の設定

5-1. 都市機能誘導区域の設定

[1] 都市機能誘導区域設定の考え方

利便性や賑わいが確保された持続的な都市運営を図っていくためには、地域の特性に応じて分類された中心市街地や地域核拠点の役割、目指すべき姿を踏まえ、医療・福祉・商業等といった日常生活を支える都市機能の維持・集積を図っていく必要があります。

その中でも、特に多様な都市機能や交通結節機能が集積している中心市街地の活性化を図っていくことが、本市全体の都市活力の向上に寄与すると考えられることから、中心市街地を「都市機能誘導区域」に設定することとし、高次都市機能を中心に必要な機能やサービスの維持・集積を誘導していくこととします。

拠点の分類	中心市街地	地域核拠点 (一般市街地型)	地域核拠点 (郊外型)
拠点の役割	多様な都市機能や交通結節機能の集積を生かした「中心拠点」及び北北海道の「広域拠点」	生活利便施設や公共交通の集積を生かした周辺市街地等の「生活拠点」	合併以前からの旧市街地や周辺農村部等の「地域コミュニティ拠点」
目指すべき姿	日常生活に必要な都市機能のほか、高度な土地利用を図るべき中心部にふさわしい高次都市機能や中高層集合住宅等の維持・集積を図るエリア	病院や複合商業施設、福祉施設等を中心に、日常生活に必要な都市機能の維持及び公共交通網の確保を図るエリア	支所や公民館などを中心に、地域活動に欠かせない都市機能の維持及び他の地域核拠点等との移動手段の確保を図るエリア
該当範囲	「中央地域核拠点」 「神楽地域核拠点」 ※旭川市中心市街地活性化基本計画の対象区域を網羅した範囲	「永山地域核拠点」 「豊岡地域核拠点」 「東光地域核拠点」 「東旭川地域核拠点」 「緑が丘地域核拠点」 「神居地域核拠点」 「北星地域核拠点」 「春光台・鷹の巣地域核拠点」 「春光・末広地域核拠点」	「西神楽地域核拠点」 「東鷹栖地域核拠点」 ※地区人口も少なく、一般市街地との距離が離れている拠点
区域設定	都市機能誘導区域	—	—

[2] 都市機能誘導区域

設定の考え方に基づき、都市機能誘導区域は下図のとおりとします。

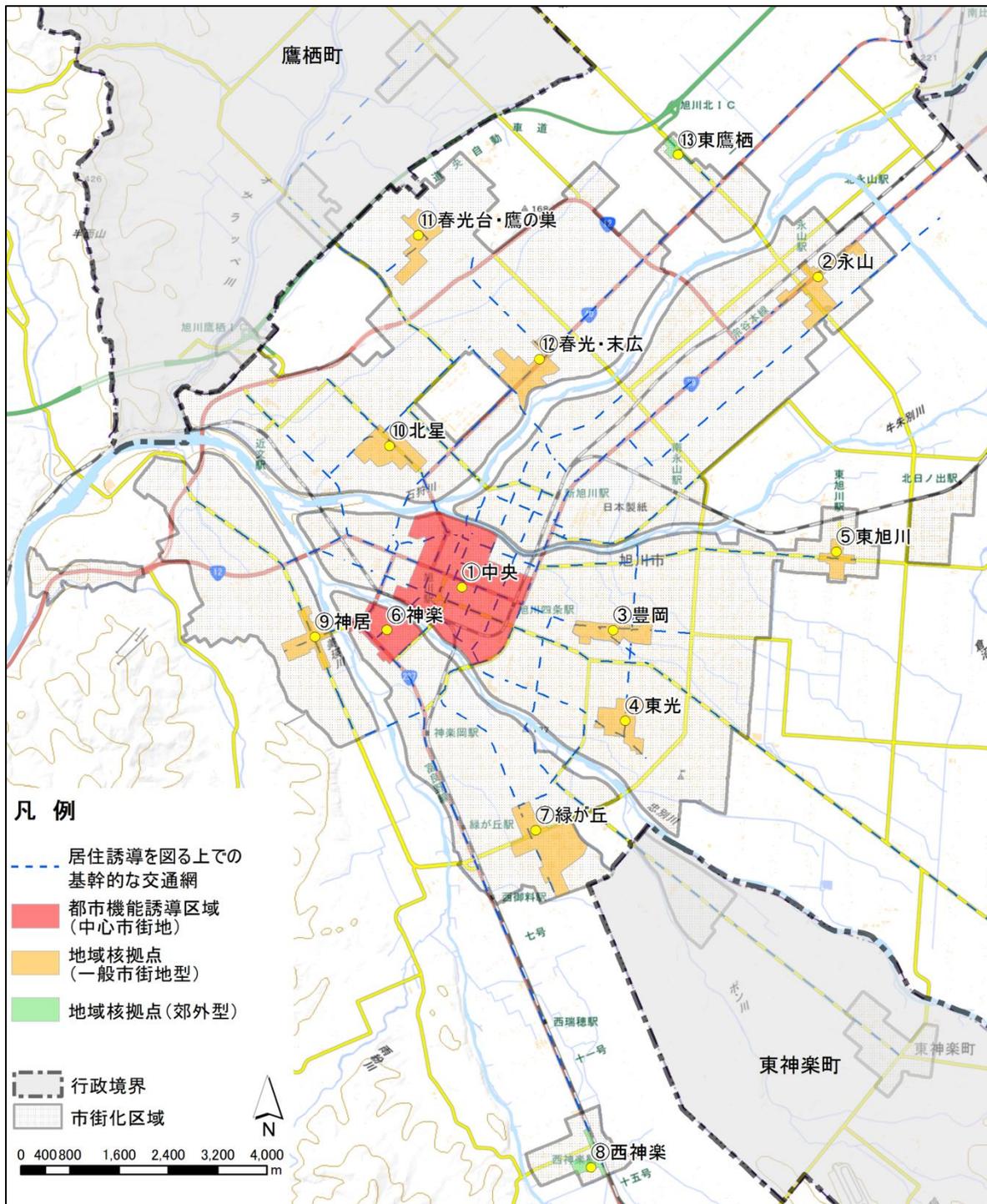


図 都市機能誘導区域

5-2. 居住誘導区域の設定

[1] 居住誘導区域設定の考え方

本市においては、2環状8放射道路を骨格とし、内環状道路の内側には中層居住エリア、外側には低層居住エリアを配置し、まとまりのある居住地を形成していますが、今後の急激な人口減少や少子高齢化に向けては、都市の骨格となるエリアへ居住の誘導を図り、人口規模に見合ったよりコンパクトな都市空間を形成していく必要があります。

そのため、都市機能の誘導を図っていくべき中心市街地や地域核拠点とその周辺、居住誘導を図る上での基幹的な交通網沿道などの徒歩圏を中心に、「居住誘導区域」を設定することとし、人口密度の高い居住地の形成を図るため、集合住宅の立地や一定規模以上の宅地開発を誘導していくこととします。

なお、居住誘導区域に含まれない既存の良好な住宅市街地においては、これまでどおりの地域コミュニティや暮らしやすさを確保できるよう「一般居住区域」と位置付け、戸建て住宅を中心とした、ゆとりある住環境の維持を図っていきます。

区域範囲	中心市街地及び地域核拠点	中心市街地及び地域核拠点周辺	居住誘導を図る上での基幹的な交通網沿道	市街化区域内の左記以外の良好な住宅市街地
目指すべき姿	地域核拠点等にある都市機能や公共交通網の維持・集積を図るとともに、それらの効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	地域核拠点等にある都市機能の効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	公共交通網の効率的・持続的な活用に向け、集合住宅等の誘導を図るエリア	これまでどおりの地域コミュニティ等の確保に向け、戸建て住宅を中心としたゆとりある住環境の維持を図るエリア
区域設定	居住誘導区域			一般居住区域

[徒歩圏]

本計画における地域核拠点や居住誘導区域の範囲設定に当たっては「徒歩圏」という考え方を一定の基準としており、その目安として「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省)においても示されている、次の数値を原則として採用する。

【一般的な徒歩圏：800mの範囲 / 高齢者の徒歩圏：500mの範囲 / バス停の徒歩圏：300mの範囲】

[2] 居住誘導区域の設定条件

居住の誘導方針及び居住誘導区域設定の考え方に基づき、区域の設定条件を次のとおりとします。
なお、区域境界は次の設定条件を基本としますが、区域が明確になるよう必要に応じて道路中心線、用途地域界又は地形地物界から設定します。

① 居住誘導区域に含める範囲

- ◇ 中心市街地及び地域核拠点
- ◇ 中心市街地及び地域核拠点の徒歩圏
 - ⇒原則として、拠点の中心から約 800m以内又は拠点区域界から約 300m以内の範囲
(小規模な市街地にある拠点は、中心から約 300m以内の範囲)
- ◇ 居住誘導を図る上での基幹的な交通網沿道の徒歩圏
 - ⇒原則として、沿道から約 300m以内の範囲
 - ⇒鉄道駅から約 500m以内の範囲
(小規模な市街地にある拠点内の鉄道駅からは約 300m以内)
- ◇ その他
 - ⇒これらの条件により周辺を居住誘導区域に囲まれた狭小な範囲

② 居住誘導区域に含めない範囲

- ◇ 市街化調整区域
- ◇ 引き続き工業・流通を主体とするエリア
 - ⇒工業専用地域及び工業地域
 - ⇒住宅の建設が制限されている地区計画区域
 - ⇒準工業地域のうち、主として工業・流通業務がまとまって立地するエリア
- ◇ 災害による被害が特に大きいと想定される区域
 - ⇒土砂災害特別警戒区域（指定予定地含む。）、急傾斜地崩壊危険区域
 - ⇒浸水想定区域（浸水深 5 m以上）
- ◇ ゆとりある良好な住宅市街地の形成を図るエリア
 - ⇒第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
 - ⇒戸建て住宅の立地を主体とする地区計画区域
- ◇ その他
 - ⇒総合公園や運動公園、墓地など比較的大規模な公園・緑地等

[3] 居住誘導区域の設定

設定の考え方や設定条件に基づき、居住誘導区域は下図のとおりとします。

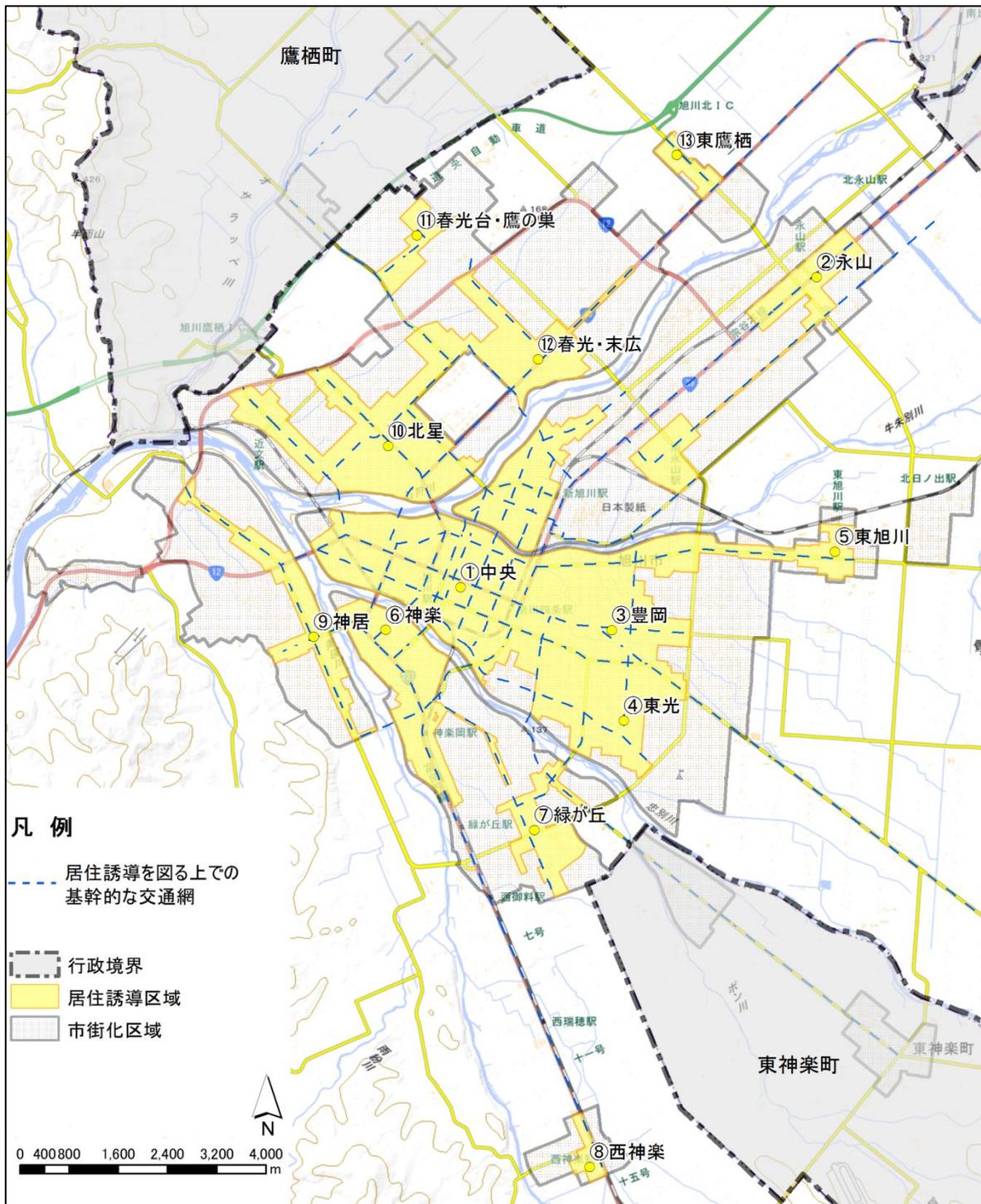


図 居住誘導区域

表 居住誘導区域の面積及び人口等

区域面積	約 3,190ha
区域内人口	約 146.3 千人
区域内人口密度	45.9 人/ha
対市街化区域面積割合	40.1%
対市街化区域人口割合	44.7%

注：居住誘導区域の面積は GIS による求積値
人口は区域に重なる 500mメッシュの面積割合から按分算出

5-3. 誘導施設の設定

[1] 誘導施設設定の考え方

都市機能誘導区域である中心市街地においては、北北海道の広域拠点にふさわしい魅力ある都市空間の形成を図るため、広域的な利用が求められる高次都市機能を中心とした誘導施設の設定を行うこととし、それら施設の維持・集積を誘導していきます。

また、中心市街地や地域核拠点を含む居住誘導区域においては、住み慣れた身近な生活圏で、安心・快適な暮らしを続けられるよう、居住機能の誘導を図るとともに、地域の実情や施設の持つ役割を踏まえ、日常生活に必要な都市機能の維持を図っていくこととします。

[2] 誘導施設の設定

都市機能誘導区域における誘導施設の設定に当たっては、都市の居住者等の共同の福祉や利便のために必要となる高次都市機能のうち、特に多くの人が集まりやすく、恒常的な賑わい創出が期待できる、以下の施設を設定することとします。

なお、制度上、都市の居住者等の生活に必要なサービス等を提供する機能を有して宿泊施設やオフィスなどは、誘導施設として想定されていません。

誘導施設
◇ 市役所
◇ 中核的な病院 ※地域医療支援病院など法令等で定められた拠点的な病院に限る。
◇ 大型複合商業施設 ※その用途に供する部分の延床面積 10,000 m ² 以上のものに限る。
◇ コンベンション施設・大規模ホール施設
◇ 多世代交流型複合施設 ※子育て支援機能や介護福祉機能、医療機能等を組み合わせた上で、多世代が交流できるコミュニティスペースを設けた施設

[3] 都市機能等の配置の方針

誘導区域等の分類に応じ、居住や都市機能の配置の方針は次のとおりとする。

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的交通網沿道 拠点等周辺	
居住機能	一定規模の住宅開発等・集合住宅（低層）	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域	○	○	□	○	
	集合住宅（中高層）	公共交通の効率的な利用とともに、将来の居住の柱となる区域	◎	○			
行政機能	市役所	重要な交通結節点があり、賑わい創出が期待できる区域	◎				
	市役所支所・まちづくりセンター	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
	公民館・地区センター等	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
介護福祉機能	老人福祉センター等	地域の高齢者等が容易に利用できる区域	○	○			
	高齢者福祉施設等（通所施設）	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	障害者福祉施設等（通所施設）	障害者が容易に利用できるよう、市内全域	○	○	○	*	*
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者等が容易に移動できる区域	○	○	□	○	
子育て支援機能	保育所・幼稚園・認定こども園	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	児童センター・子育て支援センター	市民が利用しやすい区域	○	○	○		
医療機能	診療所	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	病院	地域の高齢者等が容易に通院できる区域	○	○		□	
	中核的な病院	高齢者等が公共交通を利用し容易に通院できる区域	◎	○			

◎, ○, □ は配置が望ましい施設 (◎←○←□の順で優先) を示し, *は地域の実情に応じて維持が必要となる施設を示す。

種別	施設	施設の配置方針	居住誘導区域				一般居住区域
			都市機能誘導区域 【中心市街地】	地域核拠点 【一般市街地型】	地域核拠点 【郊外型】	基幹的交通網沿道 拠点等周辺	
商業機能	食料品等 (日用品)	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	複合商業施設 (買い回り品)	地域の賑わい創出が期待できる区域	○	○			
	大型複合商業施設 (10,000㎡以上)	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				
金融機能	郵便局・銀行	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
教育機能	小学校・中学校	日常生活に必要な施設であり、市内全域	○	○	○	*	*
	高等学校	公共交通を利用し容易に利用できる区域	○	○		□	
	大学・専修学校等	公共交通を利用し容易に利用でき、賑わい創出が期待できる区域	○	○			
文化機能	図書館 (分館含む)	市民が利用しやすく、賑わい創出が期待できる区域	○	○	○		
	美術館・博物館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	○				
	コンベンション施設 ・大規模ホール施設	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				
多世代交流型複合施設(※)		賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
その他	オフィス	賑わい創出が期待できる区域	◎	○			
	ホテル・旅館	広域的な利用による賑わい創出が期待できる区域	◎				

◎, ○, □ は配置が望ましい施設(◎←○←□の順で優先)を示し、*は地域の实情に応じて維持が必要となる施設を示す。
 ※ 多世代交流型複合施設は、子育て支援機能や介護福祉機能、居住機能等の表に示す機能(その他を除く)を組み合わせた上で、多世代が交流できるコミュニティスペースを設けた施設を示す。

6

誘導施策と届出

6-1. 都市機能の誘導に向けた主な施策

都市機能誘導区域等において、都市機能の維持・集積を誘導するため、関連する計画等と整合を図りながら、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、次のような施策を進めていきます。

①財政・金融・税制上の支援措置

国等の支援策を活用し、対象となる施設の誘導を支援します。

- ◇ 都市再構築戦略事業，都市機能立地支援事業による財政支援
- ◇ 市街地再開発事業，優良建築物等整備事業，防災・省エネまちづくり緊急促進事業による財政支援
- ◇ 国による税制措置の活用に向けた情報提供（民間誘導施設等整備事業計画の策定等）
 - ・都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例
 - ・誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例
 - ・誘導施設と併せて整備される道路や公園などの公共施設，緑化施設や通路などの都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

など

②都市計画制度の運用

立地適正化計画に即した都市計画の見直し等を行います。

- ◇ 用途地域等の地域地区の決定又は変更
- ◇ 地区計画の決定又は変更
- ◇ 道路や駐車場等の都市施設の決定又は変更
- ◇ その他，必要に応じた都市計画の見直し など

③その他

立地適正化計画に即した既存施策の見直しや新たな施策を行います。

- ◇ 公有地や公共施設活用の促進
 - ・都市機能誘導区域内の公有地を活用した誘導施設等の誘導の促進
 - ・公共施設の再編等に当たって，施設の用途に応じて誘導区域内への立地の促進
 - ・公共施設の再編等によって生み出された空き地や空き施設の適切な活用の促進
- ◇ 低未利用地や空き店舗の活用の促進
 - ・空き地などの低未利用地を活用した誘導施設の立地をはじめ，空き店舗の適切な活用の促進
- ◇ 補助採択要件・基準等の見直し
 - ・商業支援や施設整備等に関する様々な補助制度や支援策について，必要に応じて本計画に配慮した採択要件や評価基準等の見直し

など

6-2. 居住の誘導に向けた主な施策

居住誘導区域において、人口密度の高い居住地の形成するため、関連する計画等と整合を図りながら、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、次のような施策を進めていくとともに、住み替えを検討している方などに対して、都市機能や公共交通に関する必要な情報を提供していきます。

- ◇ 中心市街地におけるまちなか居住推進（住み替え情報の提供等）
- ◇ 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業（区域内の集合住宅立地支援）
- ◇ 公営住宅整備事業（区域外の公営住宅の除却、統廃合等）
- ◇ スマートウェルネス住宅等推進事業（サービス付き高齢者向け住宅の整備）
- ◇ 都市・地域交通戦略推進事業（公共交通等の整備）
- ◇ 公共交通乗り継ぎ環境の向上（バス待合環境の改善、サイクル&バスライドの充実等）
- ◇ 歩行空間や自転車通行空間の確保（バリアフリー化等）
- ◇ 空き家再生等推進事業（不良住宅等の除却など）
- ◇ 都市計画の見直し など

6-3. 都市機能や居住の誘導に関する届出

[1] 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを市が把握し、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行うため、当該区域で次の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに本市への届出が必要となります。

■ 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

■ 建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の新築する場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

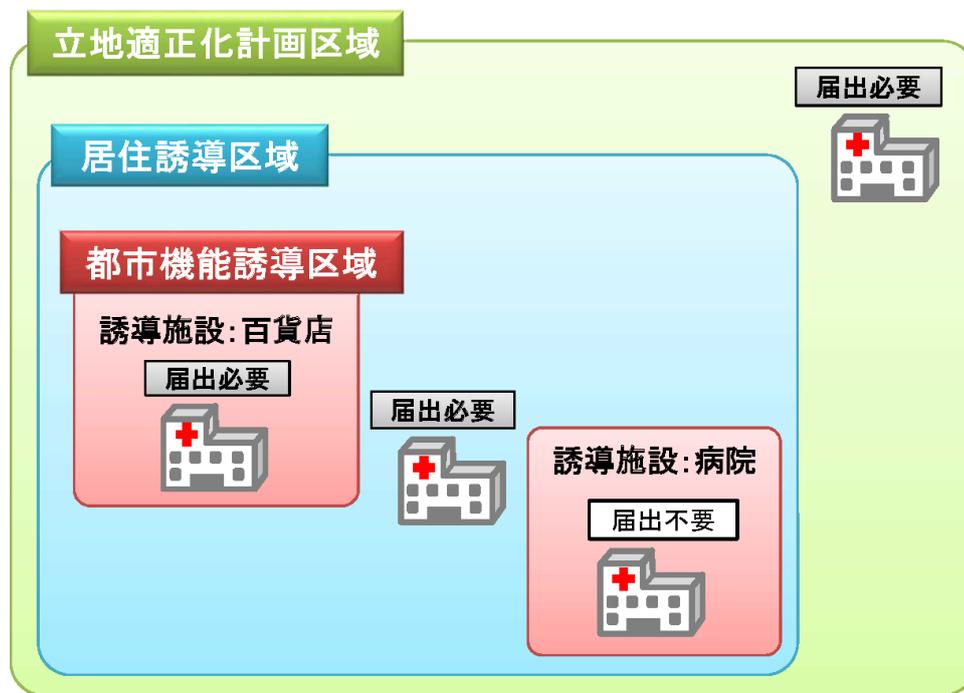


図 誘導施設の建築等において届出対象となる例

※ 届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告やその他必要な措置を行うことがあります。

[2] 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを市が把握し、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行うため、当該区域で次の行為を行う場合、行為に着手する30日前までに本市への届出が必要となります。

■ 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

■ 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



図 居住誘導区域外において届出対象となる行為の例

※ 届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合は、誘導施策の情報提供や適正化に向けた調整等を行った上で、勧告やその他必要な措置を行うことがあります。

7 計画の実現に向けて

7-1. 取組の目標（指標と目標値）の設定

本計画では目指す都市像を「誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市」と「北北海道の都市活力を牽引する都市」としており、これらの達成状況を示す指標とその目標値を次のとおり設定します。これらの指標の達成状況を随時、確認することにより、本計画に係る取組の効果検証を行うこととします。

○誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市

指標	基準値	目標値 (平成 48 年)
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合 (居住誘導区域内への居住誘導が進んでいるかを数値で計ります)	43% (平成 27 年)	55%
居住誘導区域内の基幹公共交通カバー圏率(※1) (公共交通が維持されているかを数値で計ります)	95% (平成 29 年)	95%
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合(※2) (都市基盤や都市機能の整備状況, 行政サービス体制など地域の総合的な快適性について市民の意識で計ります)	39% (平成 29 年)	49%

○北北海道の都市活力を牽引する都市

指標	基準値	目標値 (平成 48 年)	
都市機能誘導区域内施設の市全体に対する割合(※3) (主要な都市機能が中心部に維持されているかを数値で計ります)	医療施設 (病院)	30% (平成 29 年)	30%
	商業施設 (スーパー等)	33% (平成 29 年)	33%

※1＝基幹公共交通カバー圏：バス亭の徒歩圏 300m 及び鉄道駅の徒歩圏 800m の範囲

※2＝第 8 次旭川市総合計画の成果指標から採用した指標

※3＝誘導施設の中でも、特に、日常生活面で重要と考えられる、医療施設、商業施設の状況を重要視していきます。なお、病院は外科、内科又は小児科を含む施設を対象とし、商業施設はスーパーを含む施設や百貨店（その用途に供する部分の延床面積 10,000 m²以上のものに限る。）を対象としています。

7-2. 計画の進捗管理

本計画においては、長期的な視点から本市の総人口が現在の約半数と推計されているおおむね50年後を見据えつつ、都市計画マスタープランと同じく平成48年度を目標期間としていますが、本計画で位置付けた各種施策が今後どの程度効果を発揮しているかを評価し、必要に応じて誘導区域や誘導施策等の見直しを行うために、おおむね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ、設定した指標とその目標値による効果検証を行いながら、社会状況の変化や関連計画の改定等を踏まえ、施策や事業等の見直しを行います。

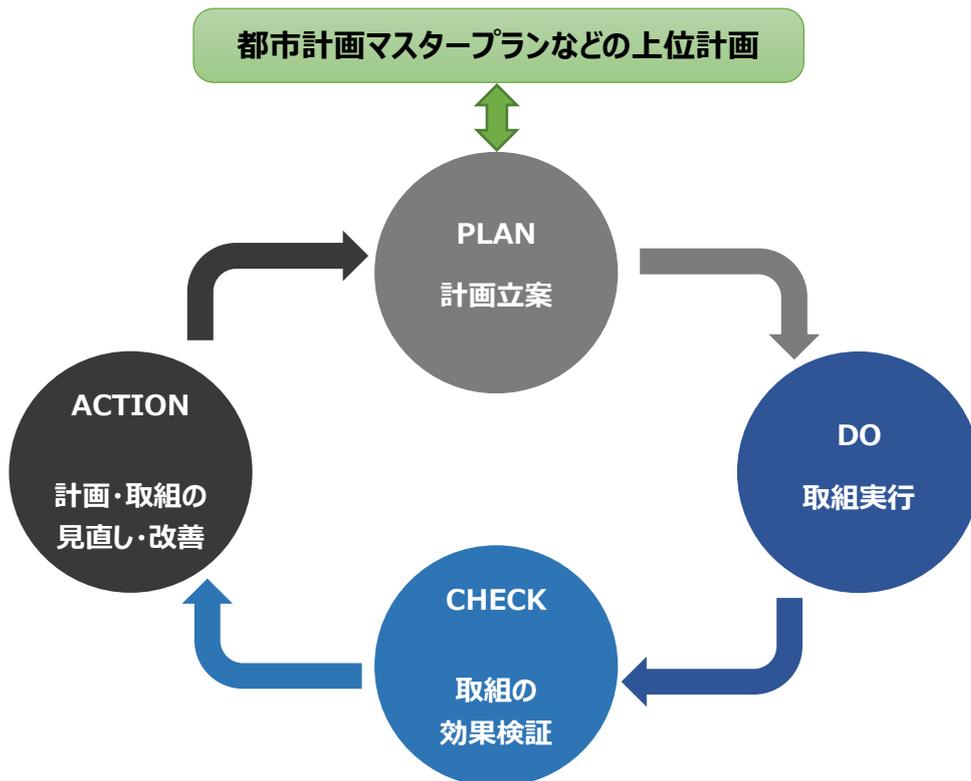


図 PDCA サイクル

旭川市立地適正化計画の検討経過

会議等	開催日	議題等
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 5 月 9 日	立地適正化計画の概要説明等について
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 1 回）	平成 29 年 5 月 31 日	立地適正化計画の概要説明等について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 1 回）	平成 29 年 6 月 13 日	立地適正化計画の概要説明等について
若い世代とのまちづくり意見交換会	平成 29 年 7 月 6 日	地域の核となる拠点エリアのまちづくりについて
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 2 回）	平成 29 年 7 月 11 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 2 回）	平成 29 年 7 月 12 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 7 月 13 日	旭川市立地適正化計画の誘導方針及び区域設定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 3 回）	平成 29 年 9 月 14 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
各まちづくり推進協議会等との意見交換会	平成 29 年 10 月 6 日～ 平成 29 年 12 月 4 日	旭川市立地適正化計画の策定について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 4 回）	平成 29 年 10 月 10 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について（2 回目）
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 3 回）	平成 29 年 10 月 12 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
旭川市都市計画審議会	平成 29 年 10 月 19 日	旭川市立地適正化計画の区域及び誘導施設の設定について
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 4 回）	平成 30 年 1 月 17 日	旭川市立地適正化計画素案について
旭川市立地適正化計画策定検討会議（第 5 回）	平成 30 年 1 月 18 日	旭川市立地適正化計画素案について
旭川市都市計画審議会	平成 30 年 1 月 22 日	旭川市立地適正化計画素案について
意見提出手続	平成 30 年 1 月 29 日～ 平成 30 年 2 月 28 日	旭川市立地適正化計画案について
市民説明会	平成 30 年 2 月 7 日	旭川市立地適正化計画案について
旭川市立地適正化計画及び旭川市地域公共交通網形成計画庁内調整会議（第 5 回）	平成 30 年 3 月 予定	旭川市立地適正化計画案について
旭川市都市計画審議会	平成 30 年 3 月 予定	旭川市立地適正化計画案について